



第5期

各務原市

地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



かかみがはらハートフルプラン・
いきいきプランかかみがはら



計画期間：令和7年度～令和11年度



各務原市
社会福祉法人
各務原市社会福祉協議会



は　じ　め　に

我が国では、人口減少や少子化、後期高齢者の増加などを背景に、「8050問題」といった複雑化・複合化した困難を抱える世帯や、望まない孤独・孤立、ヤングケアラーなど様々な社会課題が顕在化してきています。また、コロナ禍を経て地域のつながりが希薄化するなど、地域の在り方も変化しています。

各務原市では、「誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまち」を目指して平成17年3月に第1期地域福祉計画を策定し、第4期計画では、地域福祉活動の中核となる各務原市社会福祉協議会との連携を強化するため、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

第5期計画においても、多様化する社会課題に対して、地域や関係団体、市社協、行政などが一体となって包括的な支援を展開するため、両計画を一体的に策定し、市社協と目指す姿を共有するとともに、連携して地域福祉の推進に取り組んでまいります。

また、本市の最上位計画である「各務原市総合計画」（計画期間：令和7年度～16年度）の将来都市像「もっと みんながつながる 笑顔があふれる 元気なまち ～しあわせ実感 かかりがはら～」を踏まえ、本計画の基本理念にも「つながる」というキーワードを新たに盛り込んでいます。希薄化する地域のつながりを強固なものとし、『みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち かかりがはら』の実現に向けてオール各務原で取り組んでいきたいと考えております。皆さんにおかれましても、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後となりましたが、計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員会の皆さんをはじめ、地域コミュニティ会議や市民アンケート、ヒアリング等で貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの皆さんに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

各務原市長 浅野 健司



各務原市社会福祉協議会では、平成 17 年度に地域福祉活動を推進する行動計画として「いきいきプランかかみがはら」を策定し、その後、4期20年に渡り、めざす姿「さえて ささえられて みんなが主役のまちづくり」の実現に向け、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この間、人口減少・少子高齢化などに伴う家族形態の変化やライフスタイルの多様化などにより地域の人間関係が希薄となり、法律や制度だけでは解決のしない困りごとを抱えながら暮らしている方も増えてまいりました。

第 5 期の計画策定にあたりましても、前回と同様に、市と市社協が同じ方向を向き、多様化・複雑化する地域課題に対応するサービスや仕組みを、一緒になって考えていくことが重要であるとの合意により、市の地域福祉計画と一体的な計画として策定いたしました。

本計画では、令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間で進める重点プロジェクトをあげています。特に、孤立対策の推進や、制度のはざまで苦しむ方への支援は、新たな取組となります。社会福祉協議会が培ってきた専門性や柔軟性を生かし取り組んでまいります。

今後も「各務原市で暮らして良かった」と実感していただけるよう、地域福祉活動の推進に取り組んでまいりますので、皆さまの一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

最後になりますが、計画の策定にあたり、地域コミュニティ会議やアンケート調査にご協力いただいた市民の皆さん、並びに策定委員会の委員、関係団体の皆さん方に心からお礼申しあげます。

令和 7 年 3 月

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会
会長 紙谷 清



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯.....	2
2 計画の概要	3
3 地域の範囲の考え方.....	5
4 計画の策定体制.....	6
5 計画策定にあたって踏まえるべき事項.....	7
第2章 各務原市の福祉をめぐる現状	13
1 統計データからみた各務原市の状況.....	14
2 第4期計画の取組状況と評価	21
3 アンケートからみた各務原市の状況.....	24
4 団体ヒアリングからの意見	33
5 地域コミュニティ会議からの意見.....	34
6 各務原市における重点課題まとめ.....	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策体系	40
4 指標の設定	41
5 重点プロジェクト	42
第4章 施策の展開	45
基本目標1 認めあい、支えあうまちづくり	47
基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり	56
基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり	64
第5章 社会福祉協議会と活動計画	79
1 各務原市社会福祉協議会と計画の推進	80
2 地域課題の解決への流れ	81
3 地区社会福祉協議会とCSWの協働	82
4 地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画	83

第6章 計画の推進に向けて	119
1 継続的な計画の推進.....	120
2 多様な主体との連携.....	121
資料編	123
1 策定の経過	124
2 策定委員会概要.....	125
3 用語解説	130
4 行政等の主な相談窓口一覧	137

用語解説について

本計画書の本文中において「*」印がついている用語は、資料編の「用語解説」をご参照ください。
(同じ用語が複数回出てくる場合は、初出のものだけに印をつけています。)

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

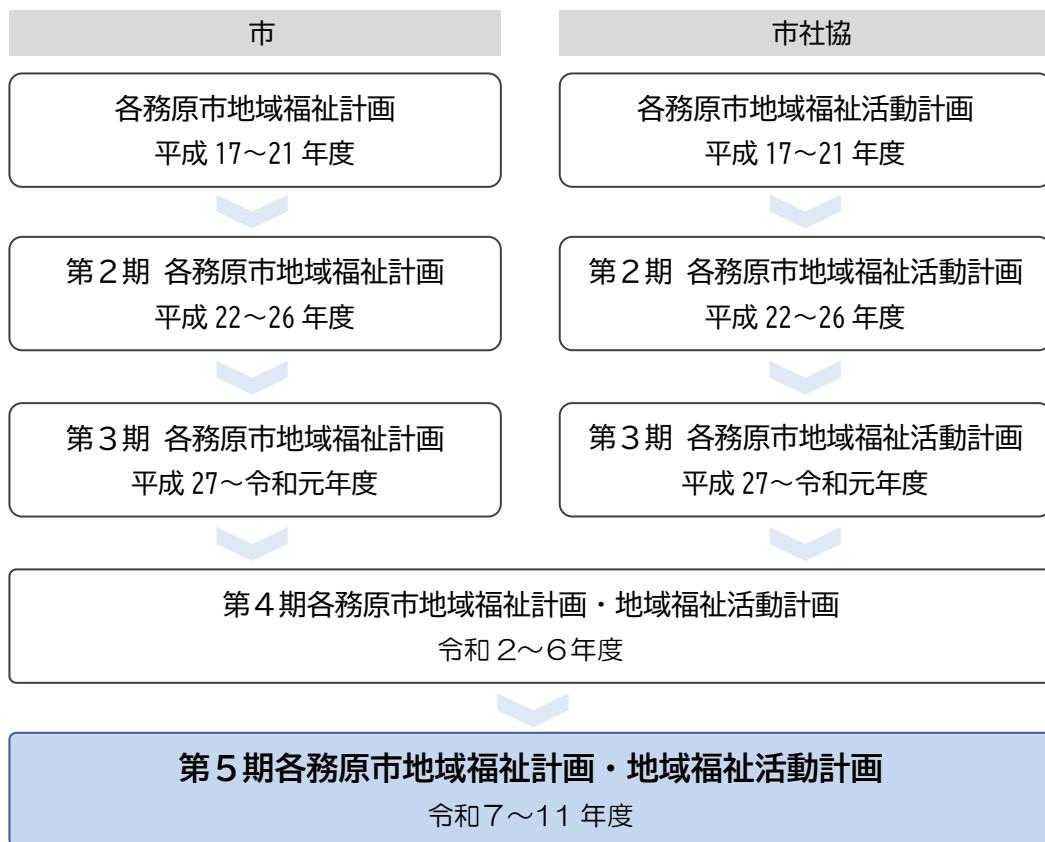
各務原市（以下、「本市」という。）では、平成17年度から3期にわたり、「各務原市地域福祉計画 かかみがはらハートフルプラン」を策定し、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に向け、地域福祉に関する様々な施策を推進してきました。

各務原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）においても、平成17年度から3期にわたり、「各務原市地域福祉活動計画 いきいきプランかかみがはら」を策定し、小地域における住民同士の関係性の広がりを軸として、ボランタリーハウス*や近隣ケアグループ*の充実に取り組み、地域福祉活動を展開してきました。

令和2年3月には、多様化・複雑化する地域の福祉課題や新たな問題の解決に向けて、市と市社協がより連携を密にして取り組むため、両計画を一体化した「第4期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「前回計画」という。）を策定しました。

今回、前回計画の計画期間満了を迎えることから、国や県の動向、地域社会を取り巻く環境の変化、それに伴う地域生活課題に対応するため、「第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画においても、引き続き「第5期各務原市地域福祉計画」と「第5期各務原市地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、官民協働による地域福祉の推進を図ります。



2 計画の概要

(1) 計画の根拠となる法律等

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定する市町村の行政計画であり、地域福祉を推進するための「理念」や「方向性」を示す計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員*などの地域福祉活動を行う者や福祉分野の専門職などが相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

また、本計画の一部を再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）第8条第1項の規定に基づく「再犯防止推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「自殺対策計画」として位置づけ策定しました。

■社会福祉法（令和3年4月1日改正）抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■再犯防止推進法（平成28年12月14日施行）抜粋

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

■自殺対策基本法（平成28年4月1日改正）抜粋

（都道府県自殺対策計画等）

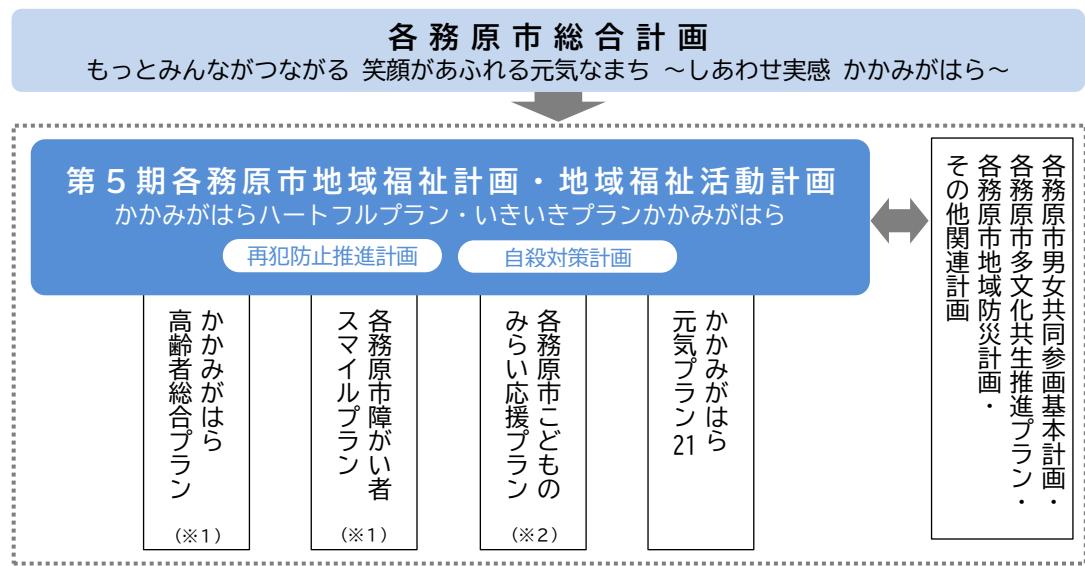
第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である各務原市総合計画との整合性を保ちながら策定しました。また、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がいのある人、子どもなど、福祉分野の個別計画の上位計画とともに、防災・防犯、まちづくりなど、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

■計画の位置づけ



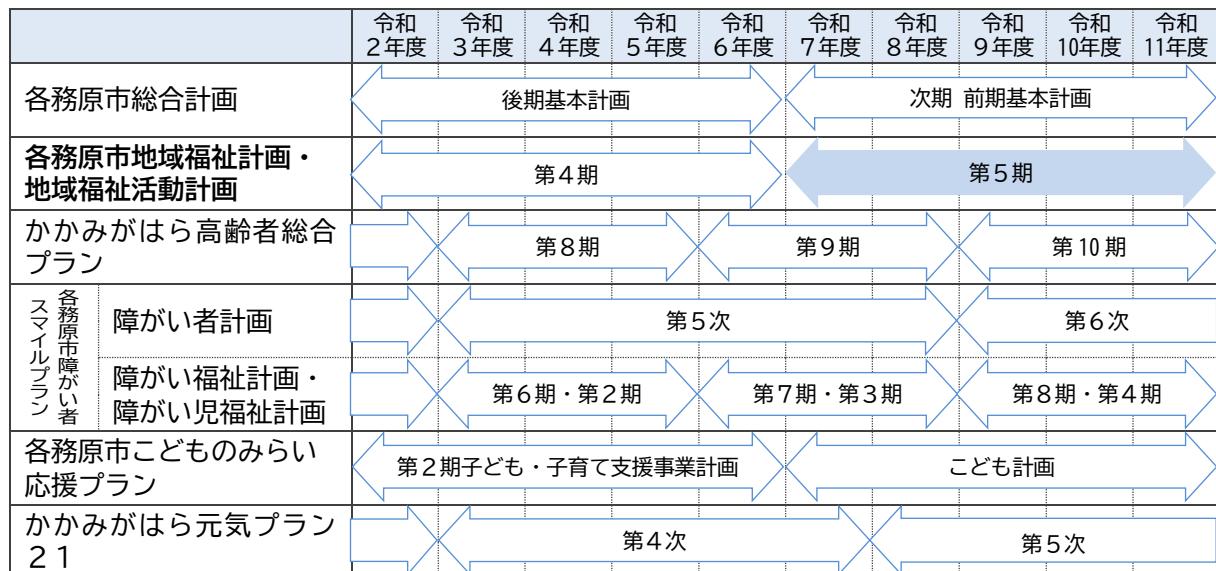
※1 成年後見制度利用促進基本計画含む ※2 子ども・子育て支援事業計画等含む

(3) 計画の期間

本計画の期間は、市の最上位計画である総合計画前期基本計画の期間に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度の改正、地域の状況などを踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

■計画の期間



3 地域の範囲の考え方

本計画は、市全体を対象として策定しますが、市民に身近な助けあい、支えあい活動の促進や、地域課題によりきめ細かな対応をしていくためには、一定の「地域の範囲」を想定しておく必要があります。

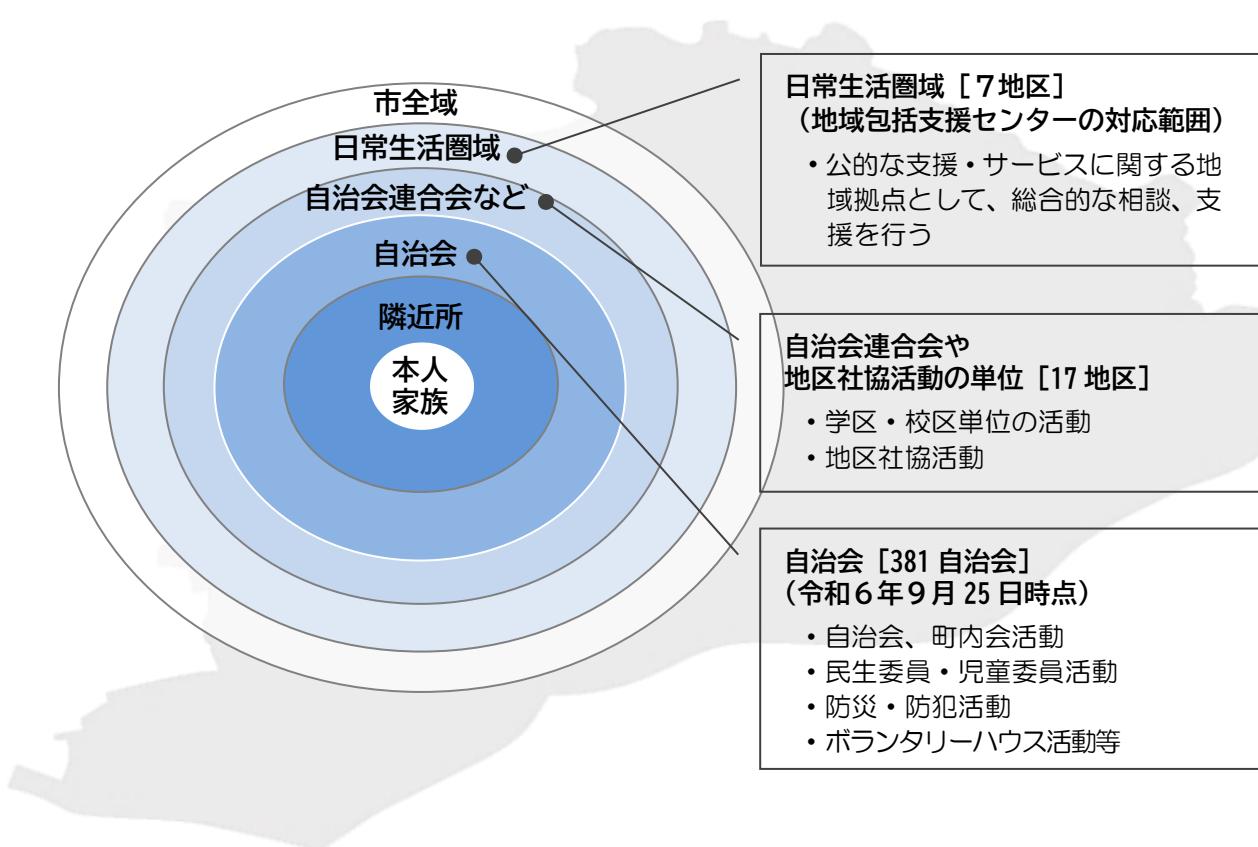
本市には、381 の自治会のほか、17 の自治会連合会があります。また、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）は、概ね自治会連合会を単位として組織しています。

自治会連合会や地区社協活動の単位となる市内 17 地区の範囲は、市民が主体的に地域福祉活動を展開できる範囲であり、市と市社協が連携して、本市の地域福祉を推進して行く上で、重要な区分であると考えます。

しかし、専門的な支援や、地域共通の課題への対応を図る範囲として、より広域的に地域福祉活動に取り組む区分も重要です。

そのため、本計画では、実際に地域福祉活動が行われている市内 17 地区の自治会連合会・地区社協活動の単位を重視しつつも、地域包括支援センター*が設置されている介護保険の日常生活圏域*である 7 地区など、重層的に地域を捉えていきます。

■ 「地域の範囲」のイメージ



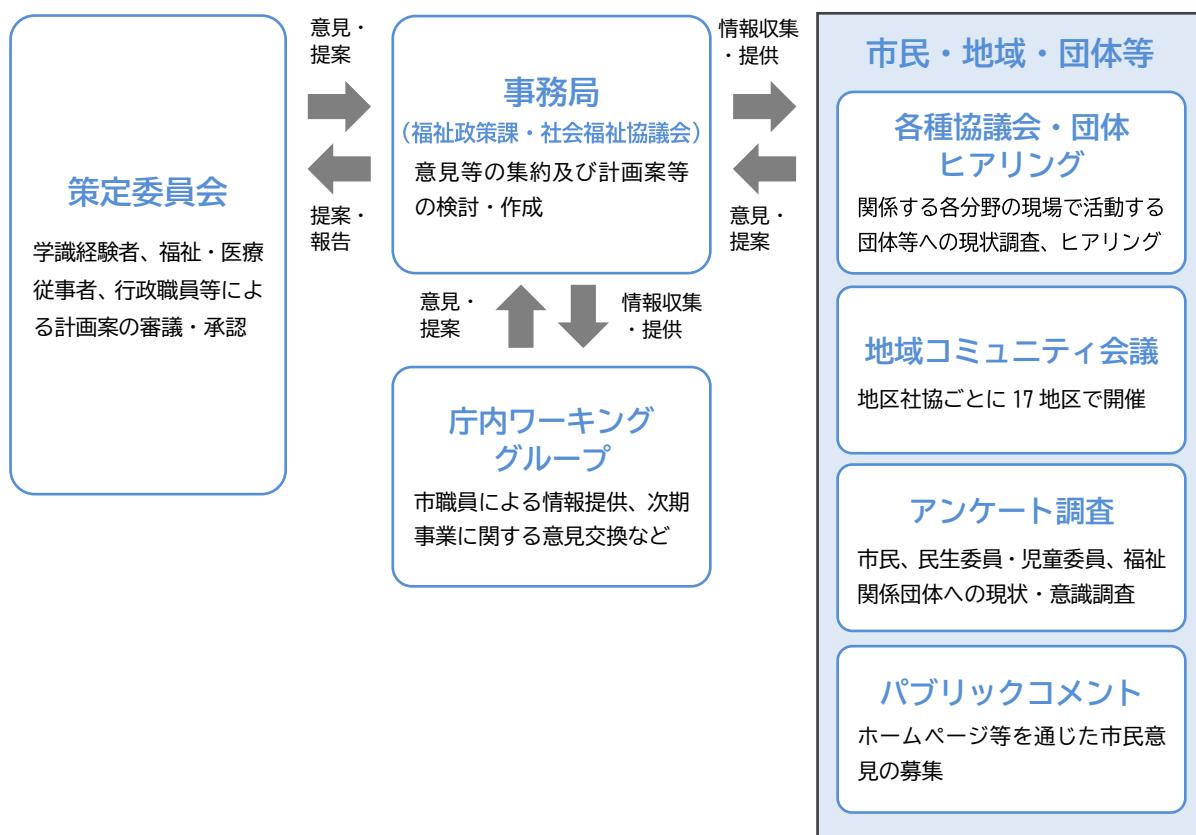
4 計画の策定体制

本計画に市民や地域、団体などの意見を反映するため、策定にあたって市民や民生委員・児童委員、福祉関係団体を対象としたアンケートや関係団体等へのヒアリング、地域コミュニティ会議を実施するとともに、策定委員会において、課題の整理や計画案などの検討を行いました。

また、市職員で構成する庁内ワーキンググループを開催し、策定にあたっての情報提供や事業に関する意見交換などを行いました。

さらに、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に市民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメント*を実施しました。

■計画の策定体制



5 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 地域福祉に関する事項

① 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月閣議決定)

少子高齢化や家族構造の変化、多様な価値観やライフスタイルの広がり、近所付き合いの希薄化などにより、制度のはざまの問題や、複合的な課題を抱える世帯などの問題が生じており、既存の制度では解決が難しい状況がみられました。こうした状況を受け、平成 27 年 9 月にとりまとめられた「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、福祉の提供において、「包括的な相談から見立て、支援調整の組み立てに加えて、資源開発し、総合的な支援が提供され、誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり」を行う新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新しい支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）を行い、地域住民の参画と協働により、誰もが支えあう共生社会の実現を目指す必要があるとの旨が示されました。さらに、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会*」の実現が盛り込まれました。

■地域共生社会とは

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

② 「社会福祉法」の改正（平成 30 年 4 月施行）

平成 28 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、「地域福祉計画」の充実にあたって地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定めること、「地域福祉計画」を分野別計画の上位計画として位置づけることが示されました。

この考え方に基づき、平成 29 年 12 月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項（市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン）が示されました。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の付則では、公布後 3 年（令和 2 年）を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされています。これを踏まえ、国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を開催し、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべ

き機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について検討が進められました。令和元年12月に公表された最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるという提言が示されました。

③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の制定 (令和3年4月施行)

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業*の創設等が規定されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ*等を通じた継続的支援）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における3つの支援

I～IIIの支援を 一 体 的 に 実 施	I 相談支援	包括的な相談支援体制 ・属性や世代を問かない相談の受け止め ・他機関の協働をコーディネート ・アウトリーチも実施
	II 参加支援	・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用 ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）
	III 地域づくりに 向 け た 支 援	住民同士の顔の見える関係性の育成支援 ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

④「孤独・孤立対策推進法」の制定（令和6年4月施行）

近年、社会環境の変化により、職場内・家庭内・地域内における関わり合い、支えあう機会が減少し、誰もが「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。

このような状況のなかで、令和3年2月に内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」が設置され、令和3年12月には「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

さらに、令和5年6月に「孤独・孤立対策推進法」が公布され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指すため、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定されました。

■ 「孤独・孤立対策推進法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

⑤ 「第5期岐阜県地域福祉支援計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成16年3月に「岐阜県地域福祉支援計画」が策定され、地域福祉に関する取組が推進されてきました。その後、令和6年3月には、福祉分野の施策を効果的に推進するため、各福祉分野の個別計画である「岐阜県高齢者安心計画」及び「岐阜県障がい者総合支援プラン」を一体化した「第5期岐阜県地域福祉支援計画」が策定され、6つの施策の柱を基に、取組が進められています。

■ 「第5期岐阜県地域福祉支援計画」の基本理念と施策の柱

<基本理念> 誰もが「生きがい」と「つながり」を感じ、安らかに暮らせる地域づくり

<基本施策（施策の柱）>

- 1 既存の制度や分野の壁を超えた包括的支援体制の整備
- 2 市町村が行う地域福祉推進の取組への支援
- 3 住民主体の地域づくりに向けた環境整備
- 4 誰もが安全・快適に生活できる「福祉のまちづくり」の推進
- 5 福祉人材の確保・育成
- 6 質の高い福祉サービスの提供促進

（2）再犯防止に関する事項

① 「再犯防止推進法」の制定（平成28年12月施行）

刑法犯の検挙者数は、全国的に減少傾向にある一方で、再犯者率（刑法犯検挙人数員に占める再犯者の割合）は年々増加傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯防止推進法」が公布・施行され、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策を推進する計画を定めるよう努めることができました。

②「第二次再犯防止推進計画」の策定（令和5年3月閣議決定）

「再犯防止推進法」に基づき、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その後、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定され、7つの重点課題について、96の具体的な施策が推進されています。

■国における「第二次再犯防止推進計画」における5つの基本方針及び7つの重点課題

<5つの基本方針>

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向か、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

<7つの重点課題>

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

③「第2期岐阜県再犯防止推進計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成30年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」、令和6年3月に「第2期岐阜県再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止に関する施策が総合的に推進されています。

■「第2期岐阜県再犯防止推進計画」の基本方針と施策体系

<基本方針> 犯罪をした者等が、あらゆる段階において切れ目なく必要な支援を受けられるとともに、県民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。

<基本施策（施策の柱）>

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 地域による包摂・連携体制の推進 | 2 就労・住居の確保 |
| 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進 | 4 学校等と連携した修学支援 |
| 5 様々な課題を抱える者への効果的な支援 | 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 |

(3) 自殺対策に関する事項

① 「自殺対策基本法」の改正（平成28年4月施行）

我が国の自殺者数は、平成10年に急増して3万人を超え、その後も3万人前後の高い水準で推移してきたことから、自殺は深刻な社会問題として認識され、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されました。「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない」と定められ、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として捉えられました。

さらに、平成28年3月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が公布され、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が追加されました。また、地域の実情に即した自殺対策のさらなる取組の推進が明記され、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

② 「第4次自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）

自殺対策基本法に基づき、平成19年6月に自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、令和4年10月には、「第4次自殺総合対策大綱」が閣議決定され、新たに「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策のさらなる推進・強化」などが位置づけられました。

■ 「第4次自殺総合対策大綱」の基本理念と基本方針

<基本理念> 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

<自殺対策の基本方針>

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

③ 「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」（令和6年3月策定）

岐阜県では、平成21年3月に「自殺総合対策行動計画」を策定し、平成29年4月には、岐阜県精神保健福祉センター内に「岐阜県地域自殺対策推進センター」を設置するなど、総合的な自殺対策が進められてきました。

令和6年3月には、「第4次自殺総合対策大綱」を踏まえた「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」が策定されました。

■「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」の基本理念と基本方針

<基本理念> 「誰も自殺に追い込まれることのない岐阜県」の実現を目指す

<自殺総合対策の基本方針>

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 県、市町村、関係団体、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮に取り組む

(4) SDGsの推進

平成27年の国連サミットで2030年までの先進国を含む国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsでは、国際社会全体で地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する17の目標と169のターゲットが示されています。

■SDGs 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

各務原市の福祉をめぐる現状

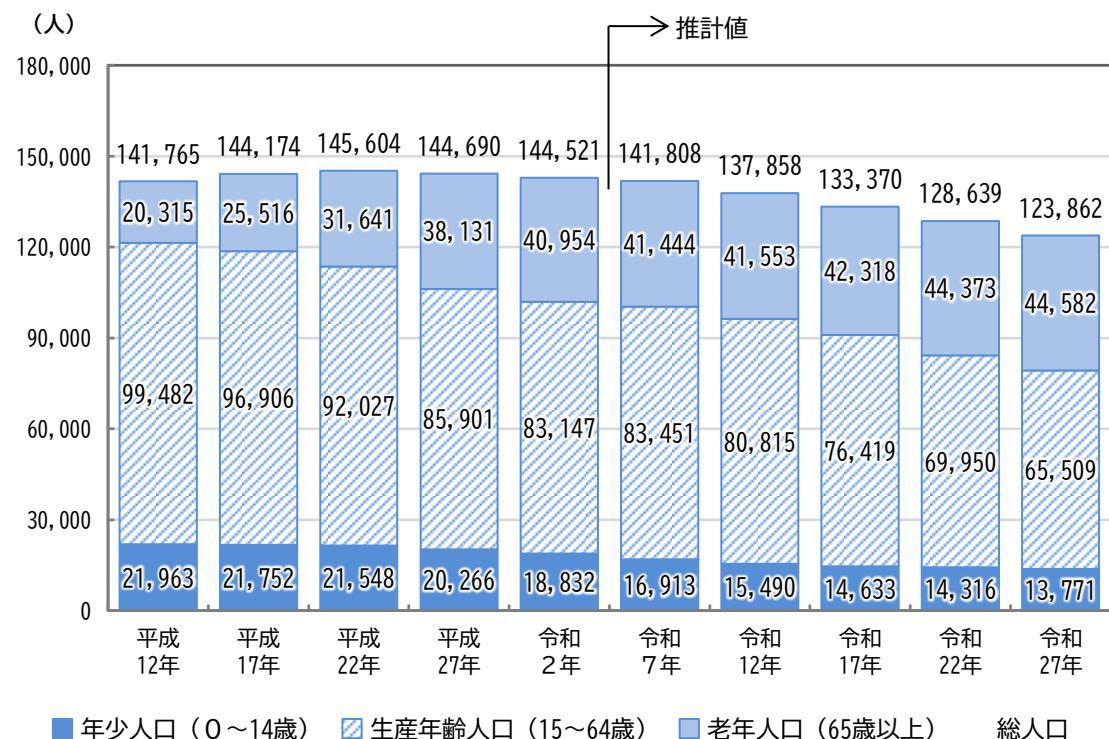
1 統計データからみた各務原市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は、平成 22 年まで増加していましたが、平成 27 年以降は減少しており、令和 2 年の総人口は 144,521 人となっています。今後も、総人口は減少が見込まれています。

また、年齢 3 区別人口は、0~14 歳の年少人口、15~64 歳の生産年齢人口はいずれも平成 12 年以降減少傾向となっています。一方、65 歳以上の老人人口は一貫して増加傾向となっています。今後、年少人口は一貫して減少、生産年齢人口は令和 12 年以降で減少、老人人口は一貫して増加が見込まれています。

■総人口と年齢 3 区別人口の推移・推計



※令和 2 年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢区分別人口の合計と一致しません。

資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

■年齢 3 区別人口割合の推移・推計

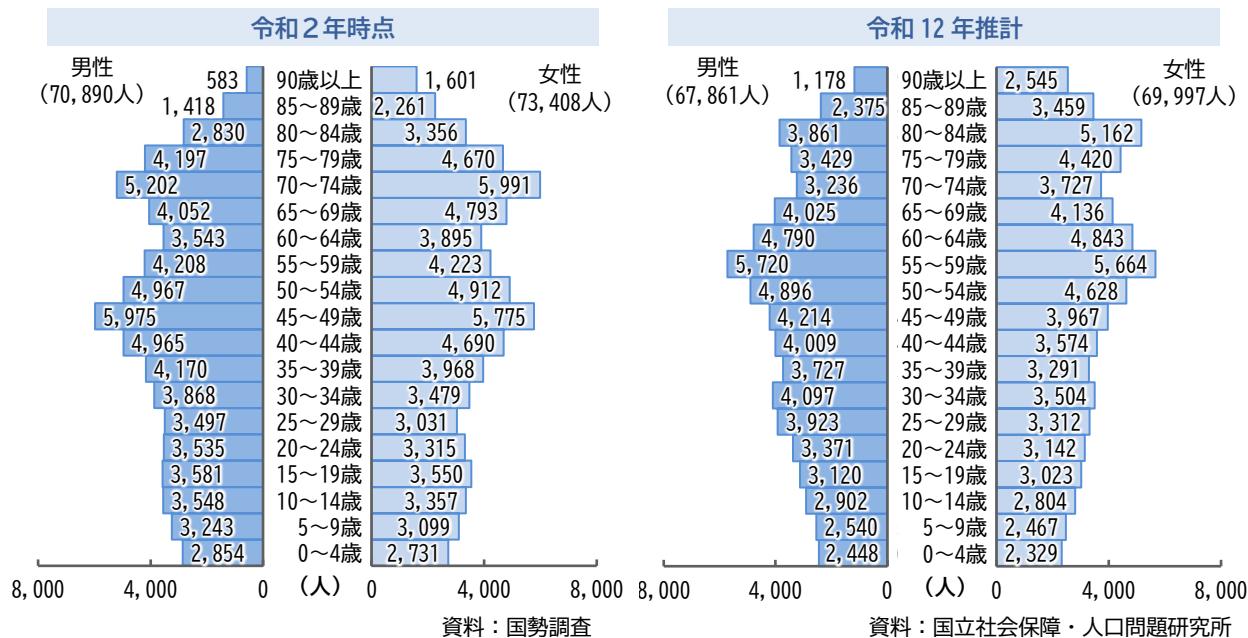
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
年少人口	15.5%	15.1%	14.8%	14.0%	13.2%	11.9%	11.2%	11.0%	11.1%	11.1%
生産年齢人口	70.2%	67.2%	63.4%	59.5%	58.2%	58.8%	58.6%	57.3%	54.4%	52.9%
老人人口	14.3%	17.7%	21.8%	26.4%	28.7%	29.2%	30.1%	31.7%	34.5%	36.0%

資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

令和2年時点の人口ピラミッドは、男性は45～49歳が、女性は70～74歳がそれぞれ最も多くなっています。女性は55歳以上で、男性の人口を上回っています。

一方、推計による令和12年の人口ピラミッドは、男女ともに55～59歳が最も多く、いずれも40代以下で人口減少の加速化が見込まれており、逆ピラミッド型の形状となっています。

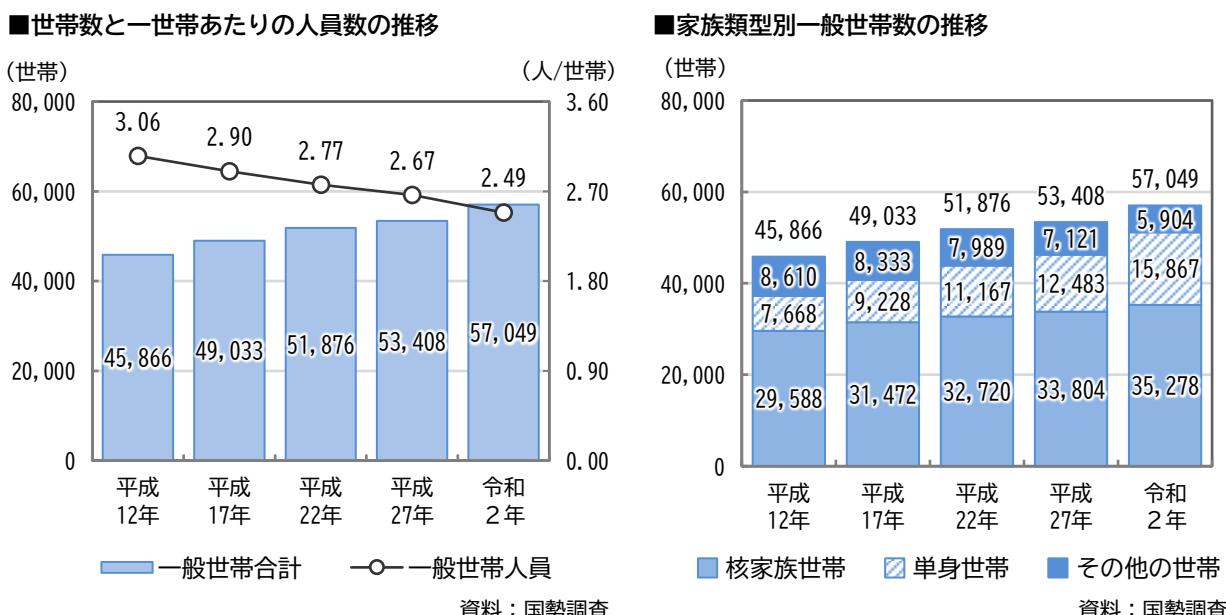
■人口ピラミッド



(2) 世帯の状況

一般世帯*数は増加しており、令和2年には57,049世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員は減少しており、令和2年には2.49人となっています。

家庭類型別一般世帯数の推移をみると、核家族世帯*、単身世帯は増加しており、特に単身世帯は令和2年で15,867世帯と平成12年の約2倍となっています。

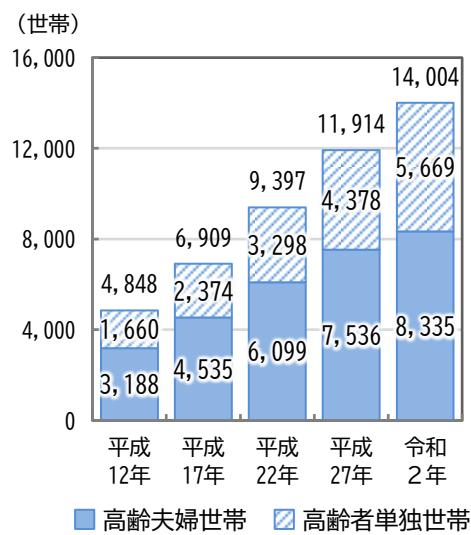


(3) 高齢者の状況

高齢者世帯数は、高齢夫婦世帯は令和2年には8,335世帯となっており、10年前の平成22年の1.4倍、20年前の平成12年の2.6倍となっています。また、単身世帯は令和2年には5,669世帯となっており、平成22年の1.7倍、平成12年の3.4倍となっています。

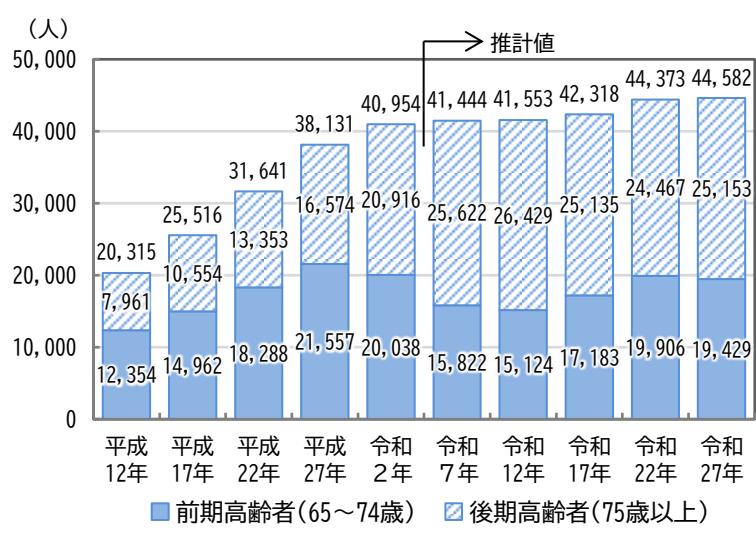
前期高齢者数は、平成27年から令和12年にかけて減少し、その後増加に転じることが見込まれています。後期高齢者数は、令和12年にかけて増加し続け、その後25,000人前後で推移することが見込まれています。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■前期・後期高齢者数の推移・推計

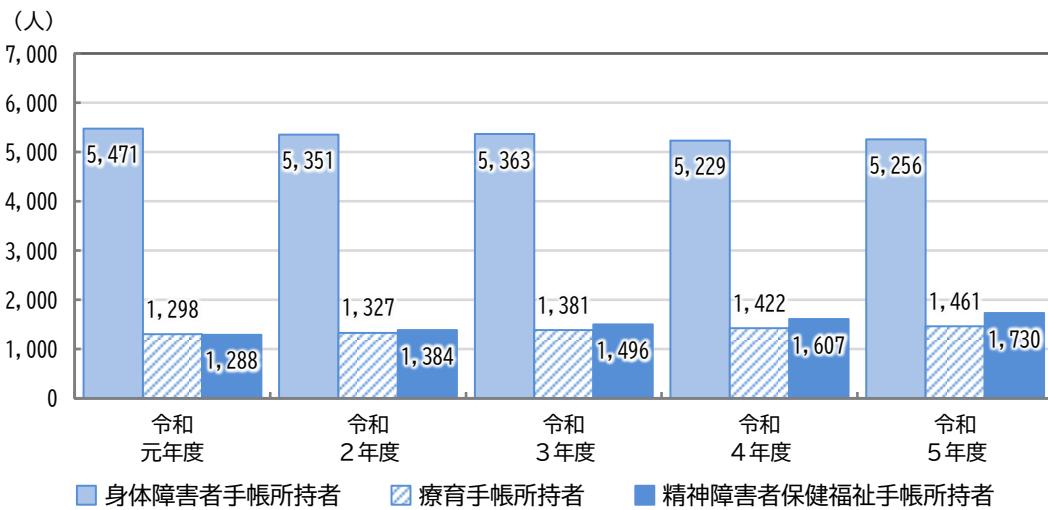


資料：実績値…国勢調査、推計値…国立社会保障・人口問題研究所

(4) 障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は5千人台で推移しながら減少傾向にあり、令和5年度末現在で5,256人となっています。療育手帳*所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しており、令和5年度末時点でそれぞれ1,461人、1,730人となっています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



資料：統計書かかみがはら（令和5年度統計）

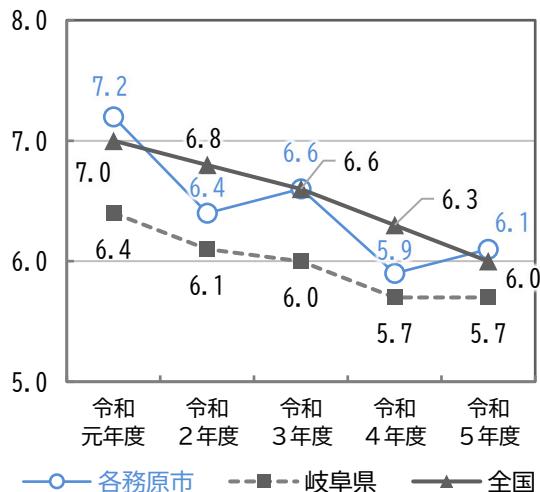
(5) 子ども・子育て家庭の状況

出生率は、減少傾向で推移しており、令和5年度で6.1となっています。全国及び岐阜県の出生率と比較すると、岐阜県を上回っており、令和5年度には全国の数値も上回っています。

子育て世帯は、6歳未満の親族がいる世帯は平成17年以降減少傾向で推移しており、令和2年には4,757世帯と、平成12年の約7割となっています。また、6~17歳の親族がいる世帯は、増減しながら8千世帯台で推移していたものの、令和2年に6,948世帯と、平成27年の約8割となっています。

■出生率の推移

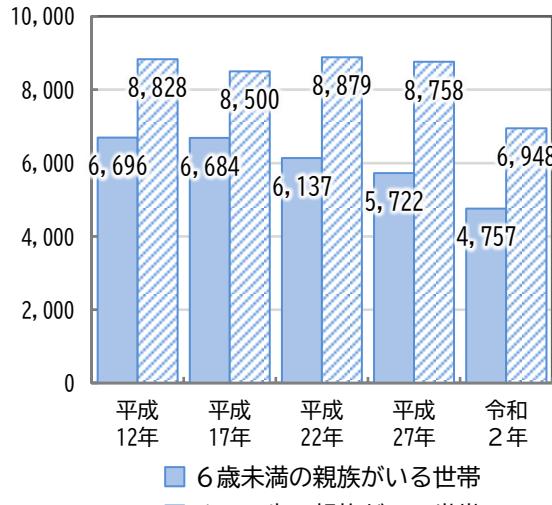
(人口千対)



資料：岐阜地域の公衆衛生 2022

■子育て世帯数の推移

(世帯)

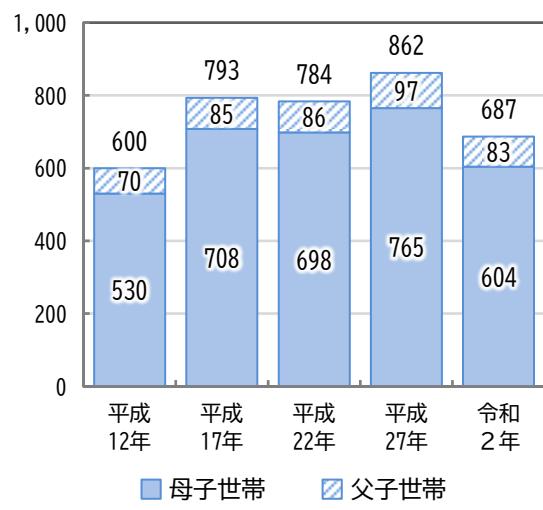


資料：国勢調査

ひとり親世帯数は、平成12年から平成17年にかけて大きく増加し、その後増減しながら推移しています。令和2年で母子世帯が604世帯、父子世帯が83世帯となっています。

■ひとり親世帯数の推移

(世帯)

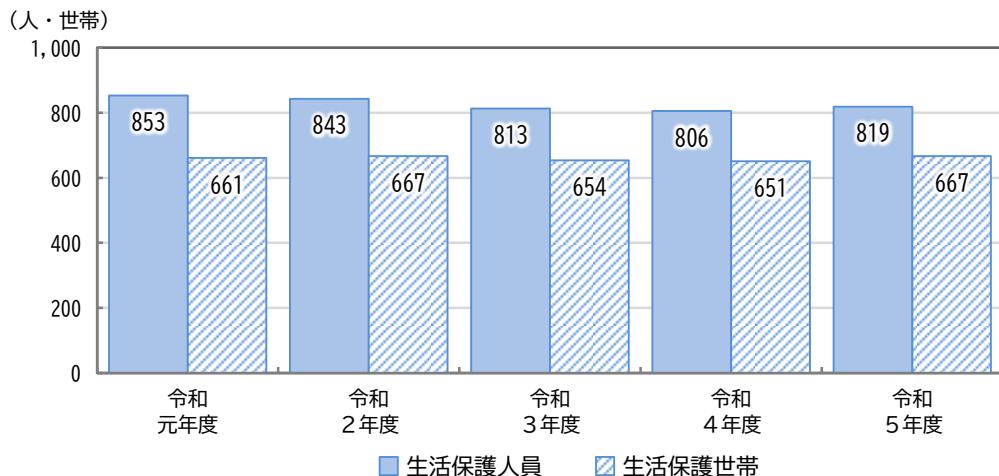


資料：国勢調査

(6) 生活困窮者等の状況

生活保護人員数は8百人台で、令和元年度以降微減傾向となっており、世帯数は増減しながら6百世帯台で、それぞれ推移しています。

■生活保護人員数・世帯数の推移



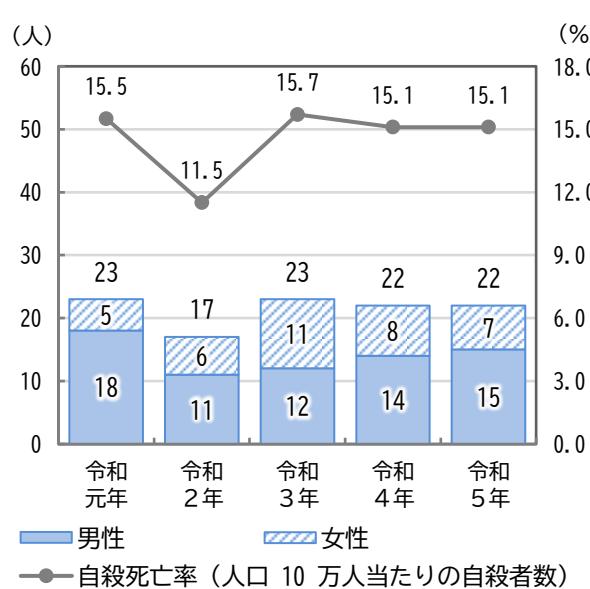
資料：統計書かかみがはら（令和5年度統計）

(7) 自殺に関する状況

自殺者数、自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）はいずれも増減しながら推移しており、令和5年で自殺者数が22人、自殺死亡率が15.1となっています。自殺者数を男女別にみると、男性が女性より多い傾向となっています。

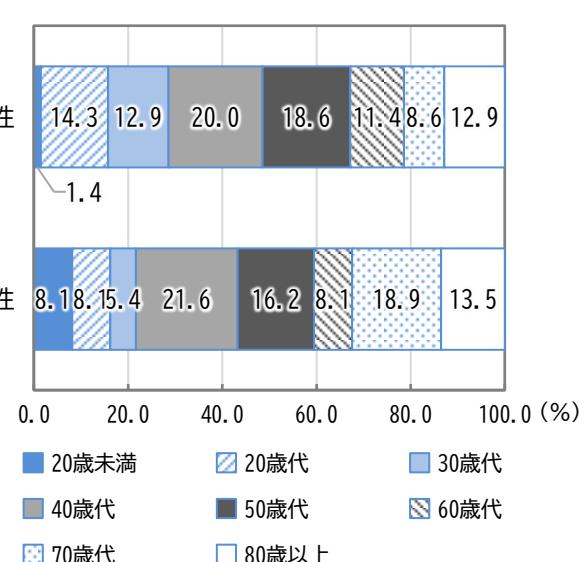
年代別・男女別の自殺者割合は、男女ともに40歳代の割合が最も高くなっています。次いで、男性では50歳代、女性では70歳代の割合が高くなっています。

■自殺者・自殺死亡率の推移



資料：地域における自殺の基礎資料

■年代別・男女別の自殺者割合 (令和元年～令和5年)



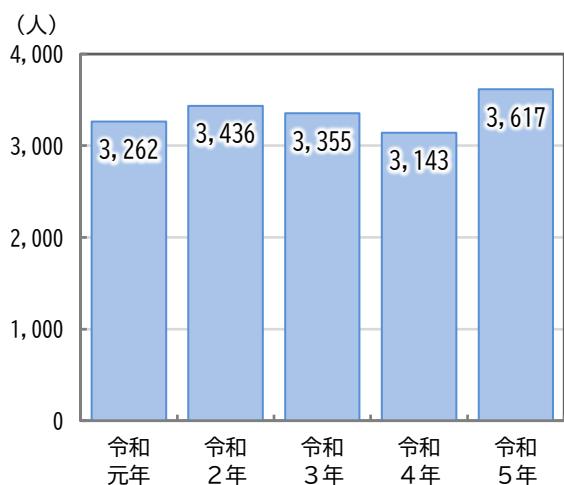
資料：地域における自殺の基礎資料

(8) 外国人市民*の状況

外国人市民は、平成31年以降で増減しながら微増傾向にあり、令和5年には3,617人となっています。

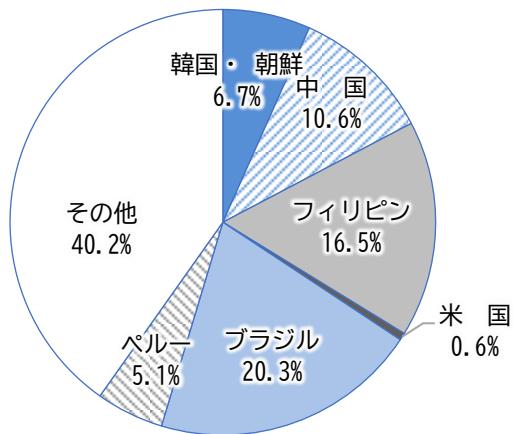
国籍別割合は、「ブラジル」が20.3%と最も多く、次いで「フィリピン」が16.5%、「中国」が10.6%となっています。

■外国人市民の推移（各年4月1日現在）



資料：統計書かかみがはら（令和5年度統計）

■国籍別割合（令和5年）



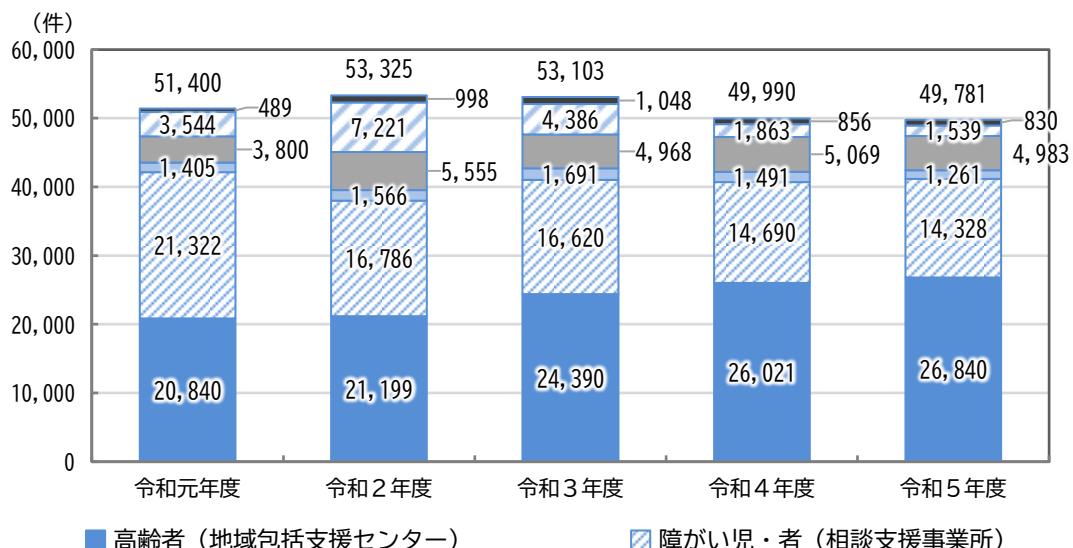
資料：統計書かかみがはら（令和5年度統計）

(9) 相談の状況

各相談窓口における相談件数は、増減しながら推移しています。

令和5年度の総件数は49,781件となっており、分野別にみると高齢者が約5割、障がい児・者が約3割を占めています。令和元年度と比較すると、高齢者、虐待・DV等、権利擁護等の相談件数が増加しています。

■各相談窓口における相談件数の推移



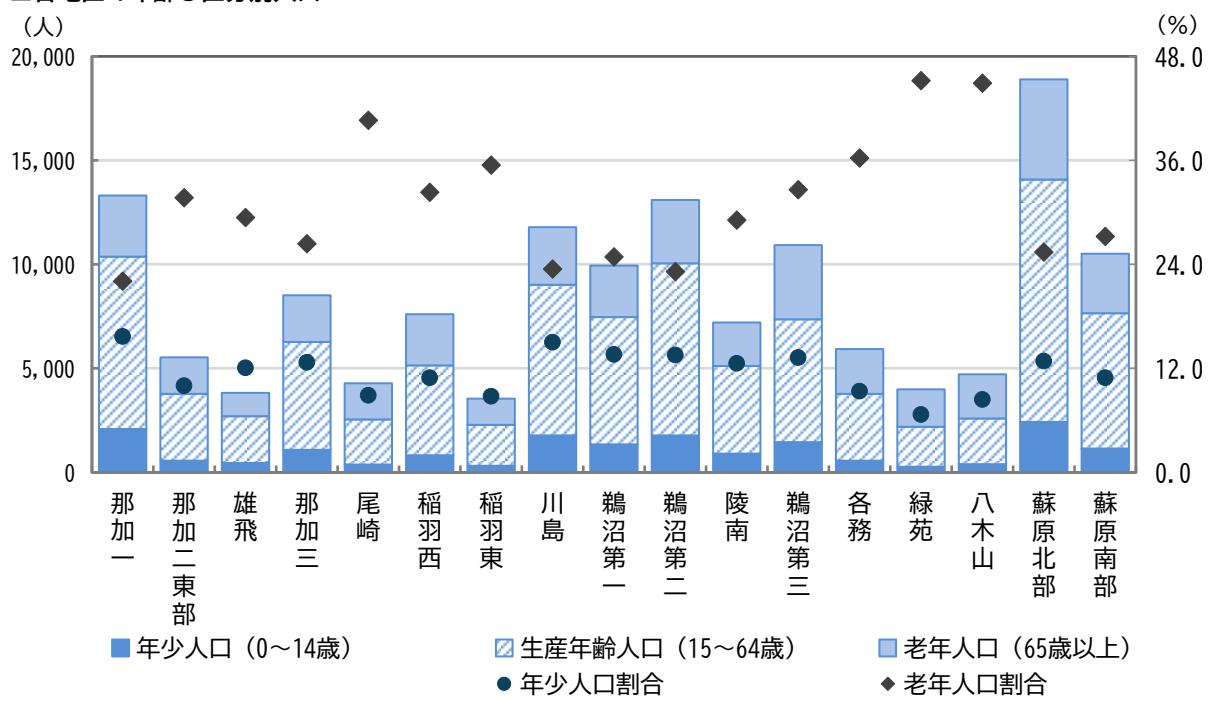
※成年後見支援センターは令和元年7月開設。

資料：府内資料

(10) 地区別人口の状況

各地区の人口は、地区により大きな差がみられます。総人口は蘇原北部地区が最も多く、稻羽東地区が最も少なくなっています。年少人口割合は、17 地区中5地区で 10%を下回っており、特に緑苑地区で低くなっています。老人人口割合は3地区で 40.0%を超えており、特に緑苑地区、八木山地区で高くなっています。

■各地区の年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（令和5年10月1日時点）

■各地区の年齢3区分別人口

	那加一	那加二東部	雄飛	那加三	尾崎	稻羽西	稻羽東	川島	鵜沼第一
総人口	13,313 人	5,528 人	3,819 人	8,519 人	4,290 人	7,605 人	3,546 人	11,790 人	9,941 人
年少人口	2,089 人	554 人	461 人	1,082 人	381 人	830 人	311 人	1,770 人	1,353 人
生産年齢人口	8,285 人	3,220 人	2,234 人	5,188 人	2,166 人	4,316 人	1,977 人	7,253 人	6,114 人
老年人口	2,939 人	1,754 人	1,124 人	2,249 人	1,743 人	2,459 人	1,258 人	2,767 人	2,474 人
年少人口割合	15.7%	10.0%	12.1%	12.7%	8.9%	10.9%	8.8%	15.0%	13.6%
老年人口割合	22.1%	31.7%	29.4%	26.4%	40.6%	32.3%	35.5%	23.5%	24.9%

	鵜沼第二	陵南	鵜沼第三	各務	緑苑	八木山	蘇原北部	蘇原南部
総人口	13,099 人	7,207 人	10,935 人	5,929 人	3,998 人	4,720 人	18,897 人	10,512 人
年少人口	1,775 人	907 人	1,450 人	555 人	267 人	398 人	2,430 人	1,147 人
生産年齢人口	8,285 人	4,202 人	5,917 人	3,222 人	1,923 人	2,201 人	11,660 人	6,500 人
老年人口	3,039 人	2,098 人	3,568 人	2,152 人	1,808 人	2,121 人	4,807 人	2,865 人
年少人口割合	13.6%	12.6%	13.3%	9.4%	6.7%	8.4%	12.9%	10.9%
老年人口割合	23.2%	29.1%	32.6%	36.3%	45.2%	44.9%	25.4%	27.3%

資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

2 第4期計画の取組状況と評価

本計画の策定にあたり、前回計画の評価を行いました。前回計画の成果目標の達成状況は以下のとおりとなっています。

[評価の概要]

- | | |
|----------------|----------------|
| A : 順調に進展している | B : ある程度進展している |
| C : あまり進展していない | D : 進展していない |

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

■行政の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
福祉体験学習参加者数	63人	44人	70人	C
子育てボランティア登録者数	355人	275人	370人	C
手話奉仕員養成講座、要約筆記体験講座、点訳・音訳ボランティア養成講座の受講者数	56人	48人	68人	C
生活支援サポートー養成研修受講者数（累計）	104人	183人	284人	B
まちづくり担い手育成事業参加者数	45人	42人	69人	C
シルバー人材センター*会員数	670人	615人	850人	C
就労継続支援A型事業*の利用者数	184人	221人	226人	B

■社会福祉協議会の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
福祉教育推進校数・企業数	29団体	25団体	30団体	C
地区社協主催「福祉の人財発掘事業」参加者数	857人	521人	995人	C
福祉座談会参加者数	811人	644人	1,024人	C

■アンケートからの成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
福祉は、地域住民による助けあいと行政との協力によって行われるべきであると思う市民の割合	55.0%	43.4%	UP	D
高齢者や障がいを持っている方などへの手助けを心がけている市民の割合	77.5%	76.1%	UP	C
まちづくりに参加したいと思っている市民の割合	33.2%	31.5%	UP	C
ボランティアについて「活動している」市民の割合	11.1%	21.5%	UP	A
地域の活動やボランティア活動に参加する青少年が多くなったと感じる市民の割合	10.9%	6.0%	UP	C
高齢者にとって知識や経験を生かせる場があると思う人の割合	26.8%	20.1%	UP	D

基本目標2 ふれあいと支えあいの地域づくり

■行政の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
多文化共生*事業参加者数	144人	1,964人	250人	A
ふれコミ隊*加入率	8.1%	7.6%	8.4%	C
「“わ”がまち茶話会（協議体）」開催数（累計）	38回	233回	434回	B
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	21,965人	27,945人	43,930人	B
ファミリー・サポート・センター*への登録者数	331人	398人	370人	A
防災リーダー*育成数（累計）	95人	166人	150人	A
犯罪認知件数	1,124件	925件	1,012件 以下	A

■社会福祉協議会の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
地域における福祉活動拠点数（ボランタリーハウス数）	115拠点	94拠点	126拠点	C
生活支援ボランティア活動実施グループ数（自治会単位）	70自治会	103自治会	82自治会	A
防災・防犯をテーマに活動したボランタリーハウス数	—	21	34	B

■アンケートからの成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
1年以内に地域の行事に参加した住民の割合	47.3%	42.4%	UP	C
近所づきあいの満足度	71.4%	86.1%	UP	A
地域包括支援センターの認知度（「どんな活動をしているか知っている」と回答した市民の割合）	23.1%	52.2%	UP	A
近隣ケアグループ活動への関心度（「活動に関わりたい」と回答した市民の割合）	13.5%	15.9%	UP	A
治安が良いまちだと感じる市民の割合	65.6%	63.0%	UP	C

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域の支援体制づくり

■行政の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
高齢者いきいきサポート登録者数	100人	100人	120人	B
障がい児者相談窓口の満足度	90.9%	93.5%	UP	A
成年後見支援センター*の相談件数	—	830件	750件	A
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労率	85.7%	75.0%	100%	C
自殺死亡者数の減少	18人	21人	17人	C
まちづくり活動助成金交付事業数（累計）	89事業	134事業	155事業	B

■社会福祉協議会の成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
SNS*による地域福祉活動等の紹介数	174件	274件	200件	A
社会福祉法人間連絡会参加法人数	—	0	17	D

■アンケートからの成果指標

項目	策定時 平成30年度	実績 令和5年度	目標 令和6年度	評価
福祉サービスの情報が入手できている市民の割合	8.0%	9.0%	UP	A
子育てしやすい環境が整っていると感じる市民の割合	42.8%	51.2%	UP	A
老後も安心して暮らせると思う市民の割合	30.8%	30.0%	UP	C
日頃から、健康維持のために何かに取り組んでいる市民の割合	63.9%	64.3%	UP	A
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.3%	89.9%	UP	A
子育てについて相談する人や場所があると思う市民の割合	59.3%	67.8%	UP	A
社会福祉協議会活動への関心度（「活動に関わりたい」と回答した市民の割合）	14.3%	11.3%	UP	C
地区社会福祉協議会活動への関心度（「活動に関わりたい」と回答した市民の割合）	15.3%	10.9%	UP	C

3 アンケートからみた各務原市の状況

(1) アンケート調査の実施概要

地域福祉に関する現状や課題、ニーズなどの実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の概要

区分	調査対象者	調査期間	調査方法	回収数	回収率
市民	市内在住の18歳以上の市民2,000人を無作為抽出	令和5年10月12日～10月27日	郵送配布・郵送回収またはWEB回答	900件	45.0%
民生委員・児童委員	市内の民生委員・児童委員216人	令和5年10月中旬～11月中旬	郵送配布・地区民児協議会において回収	202件	93.5%
団体	地域福祉に関連する分野で活動する団体のうち36団体	令和5年10月中旬～11月中旬	郵送配布・郵送回収	33件	91.7%

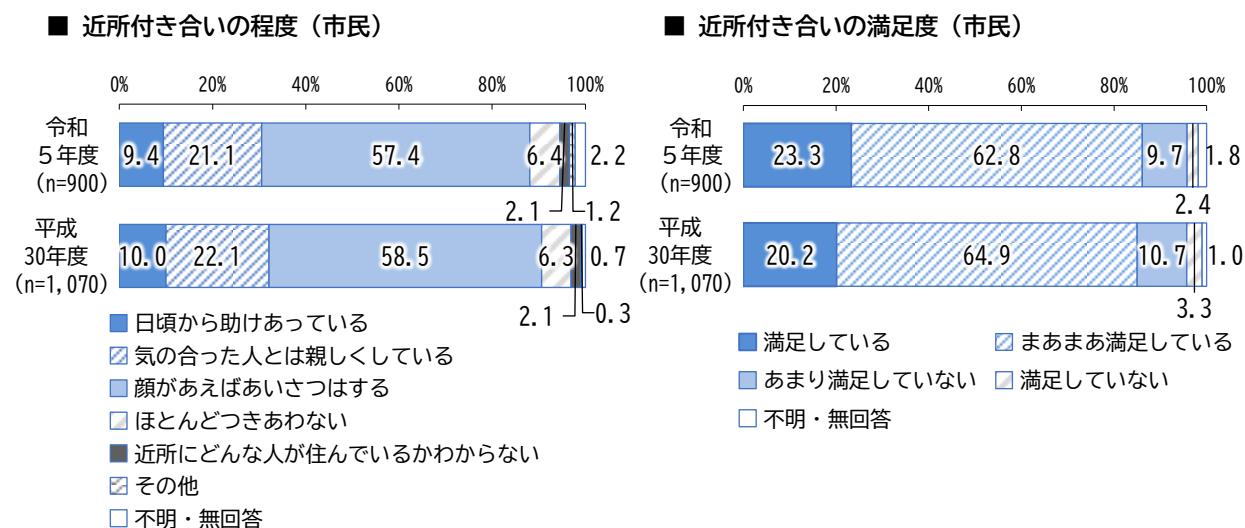
(2) アンケート調査結果

① 近所付き合いの状況

近所付き合いの程度が希薄化している中で、満足度が増加しています。

○近所付き合いの程度について、「顔があればあいさつはする」が57.4%と最も高く、次いで「気の合った人とは親しくしている」が21.1%となっています。経年で比較して大きな変化はありませんが、「日頃から助けあっている」「気の合った人とは親しくしている」「顔があればあいさつはする」がそれぞれわずかに減少しています。

○近所付き合いの満足度について、『満足』（「満足している」と「まあまあ満足している」の合算）が86.1%、『不満』（「あまり満足していない」と「満足していない」の合算）が12.1%となっています。経年で比較すると、「満足している」が増加しています。



② 孤独・孤立の状況

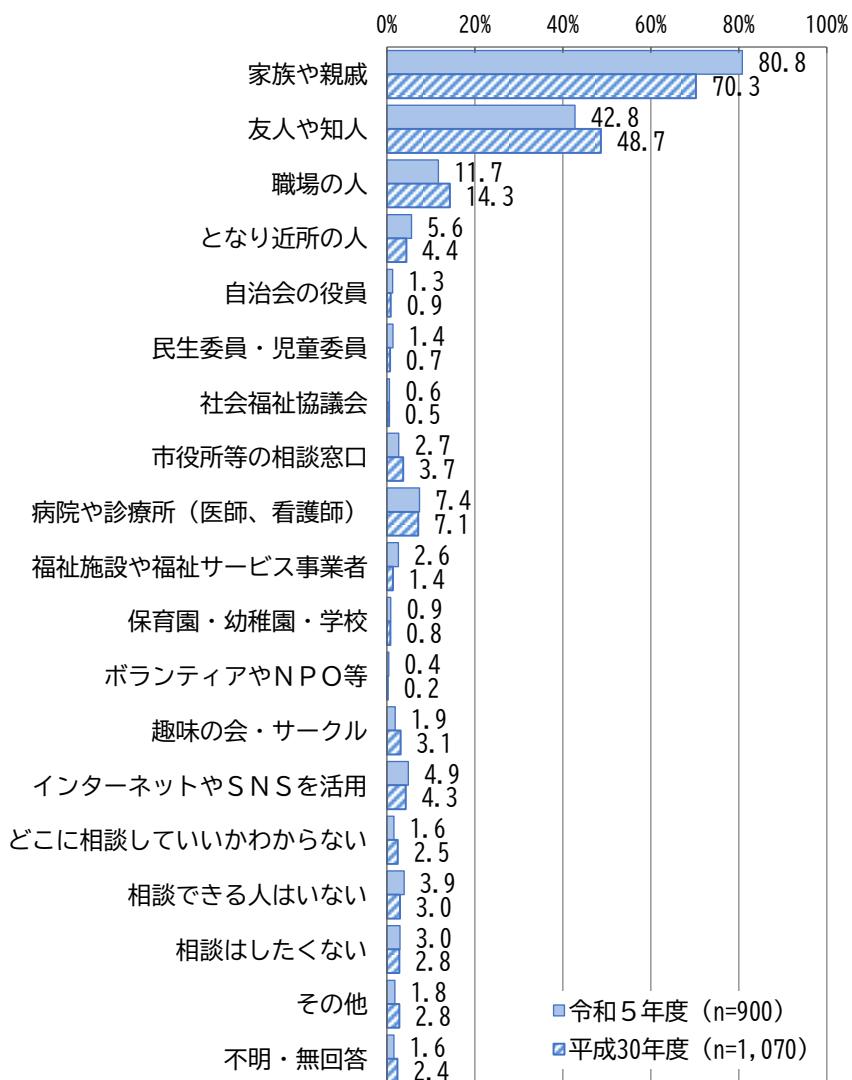
「悩みや不安の相談先」や「安心できる居場所」がある市民の割合が高くなっています。

- 「安心できる場所」の有無について、「ある」が91.6%、「ない」が5.2%となっています。
- 生活上の不安や悩みの相談先について、「家族や親戚」が80.8%と最も高く、次いで「友人や知人」が42.8%となっており、悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合（「どこに相談していいかわからない」「相談できる人はいない」「相談はしたくない」「不明・無回答」を除く割合）は89.9%となっています。経年で比較すると、特に「家族や親戚」が増加しています。

■「安心できる居場所」の有無（市民）



■生活上の不安や悩みの相談先（市民）

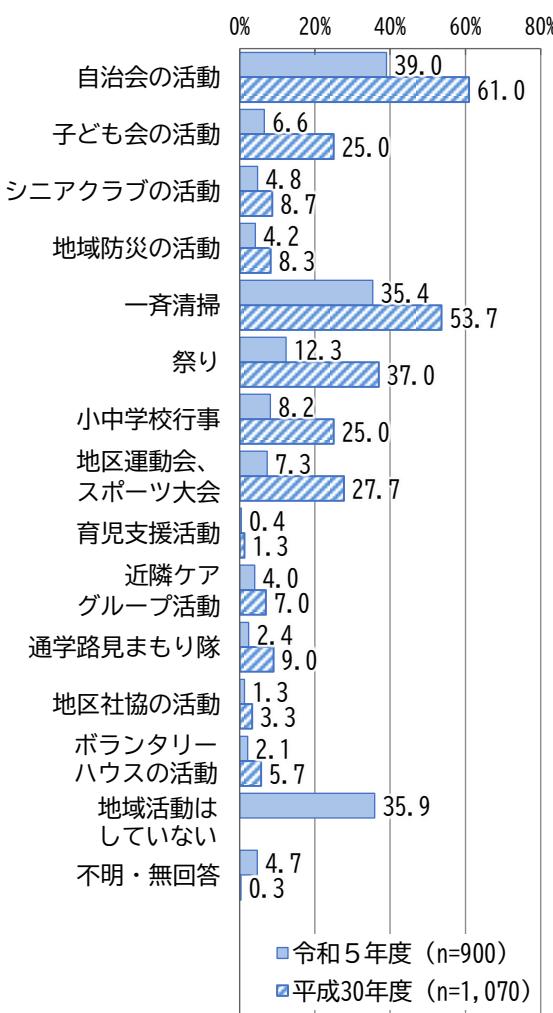


③ 地域活動・ボランティア活動の状況

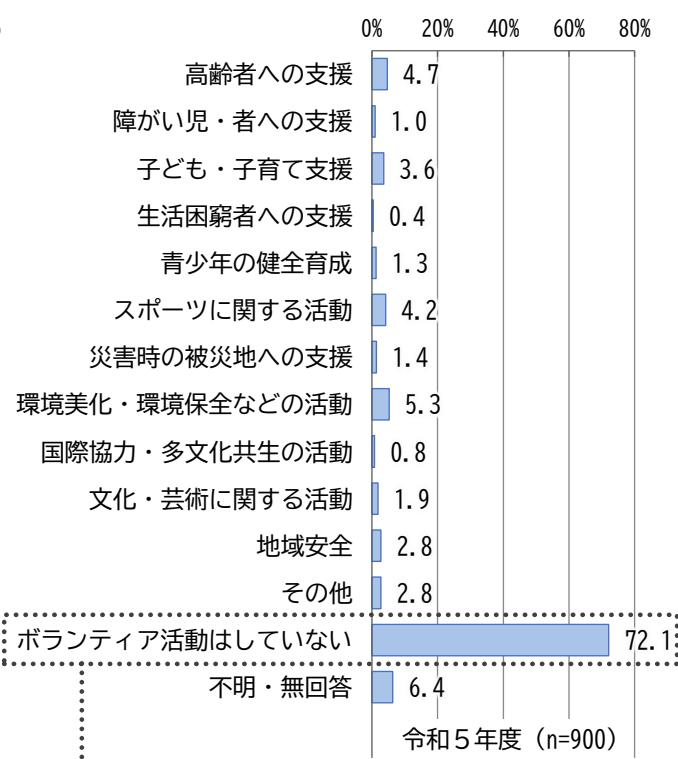
地域活動やボランティア活動への優先度が低下しています。

- 参加している地域活動について、「自治会の活動」が39.0%と最も高く、次いで「地域活動はしていない」が35.9%となっています。経年で比較すると、いずれの活動においても参加の割合が減少しています。
- 参加しているボランティア活動について、「ボランティア活動はしていない」が72.1%と最も高く、次いで「環境美化・環境保全などの活動」が5.3%となっており、ボランティアについて「活動している」市民の割合（「ボランティア活動はしていない」「不明・無回答」を除く割合）は21.5%となっています。
- ボランティア活動に参加していない理由について、「時間がない」が45.3%と最も高く、次いで「身体・体力的に難しい」が31.3%となっています。

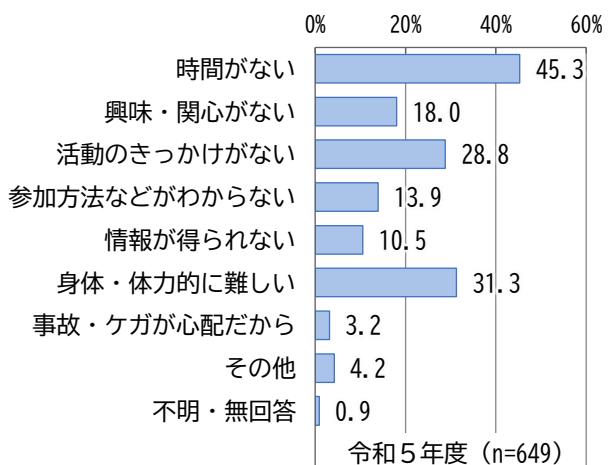
■ 参加している地域活動（市民）



■ 参加しているボランティア活動活動（市民）



■ ボランティア活動に参加していない理由（市民）



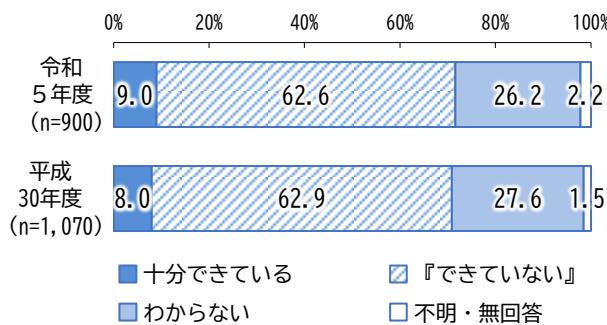
④ 福祉サービスの入手状況

福祉サービスの情報を入手できている市民の割合がわずかに増加しています。

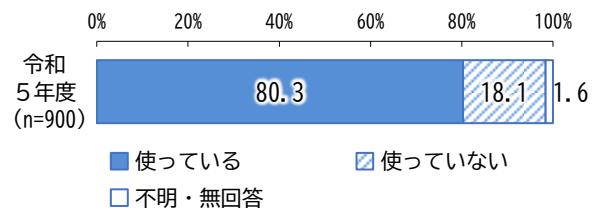
○必要な福祉情報の入手状況について、「十分できている」が9.0%、『できていない』(「あまりできていない」と「ほとんどできていない」の合算)が62.6%、「わからない」が26.2%となっています。経年で比較して大きな変化はありませんが、「十分できている」がわずかに増加しています。

○スマートフォンやパソコンの所持状況について、「使っている」が80.3%、「使っていない」が18.1%となっています。

■必要な福祉情報の入手状況（市民）



■スマートフォンやパソコンの所持状況（市民）



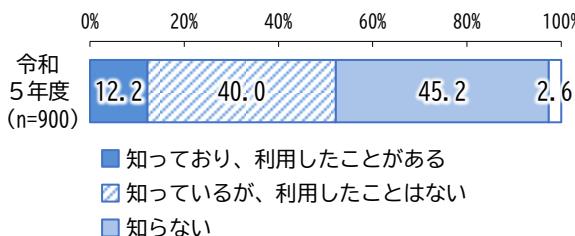
⑤ 高齢者支援の相談先や見守りグループへの関心状況

地域包括支援センターや近隣ケアグループの認知度、関心度が増加しています。

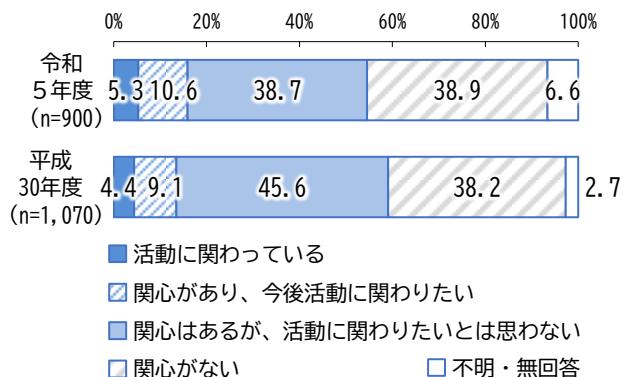
○地域包括支援センターの認知度について、「知っており、利用したことがある」が12.2%、「知っているが、利用したことはない」が40.0%、「知らない」が45.2%となっています。経年で比較すると、認知度は大きく増加しています。

○近隣ケアグループへの関心度について、『活動に関心がある』(「活動に関わっている」と「関心があり、今後活動に関わりたい」の合算)が15.9%、『活動に関心がない』(「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」と「関心がない」の合算)が77.6%となっています。経年で比較すると、『活動に関心がある』が増加、『活動に関心がない』が減少しています。

■地域包括支援センターの認知度（市民）



■近隣ケアグループへの関心度（市民）



※平成30年度調査の選択肢と結果は下記のとおり

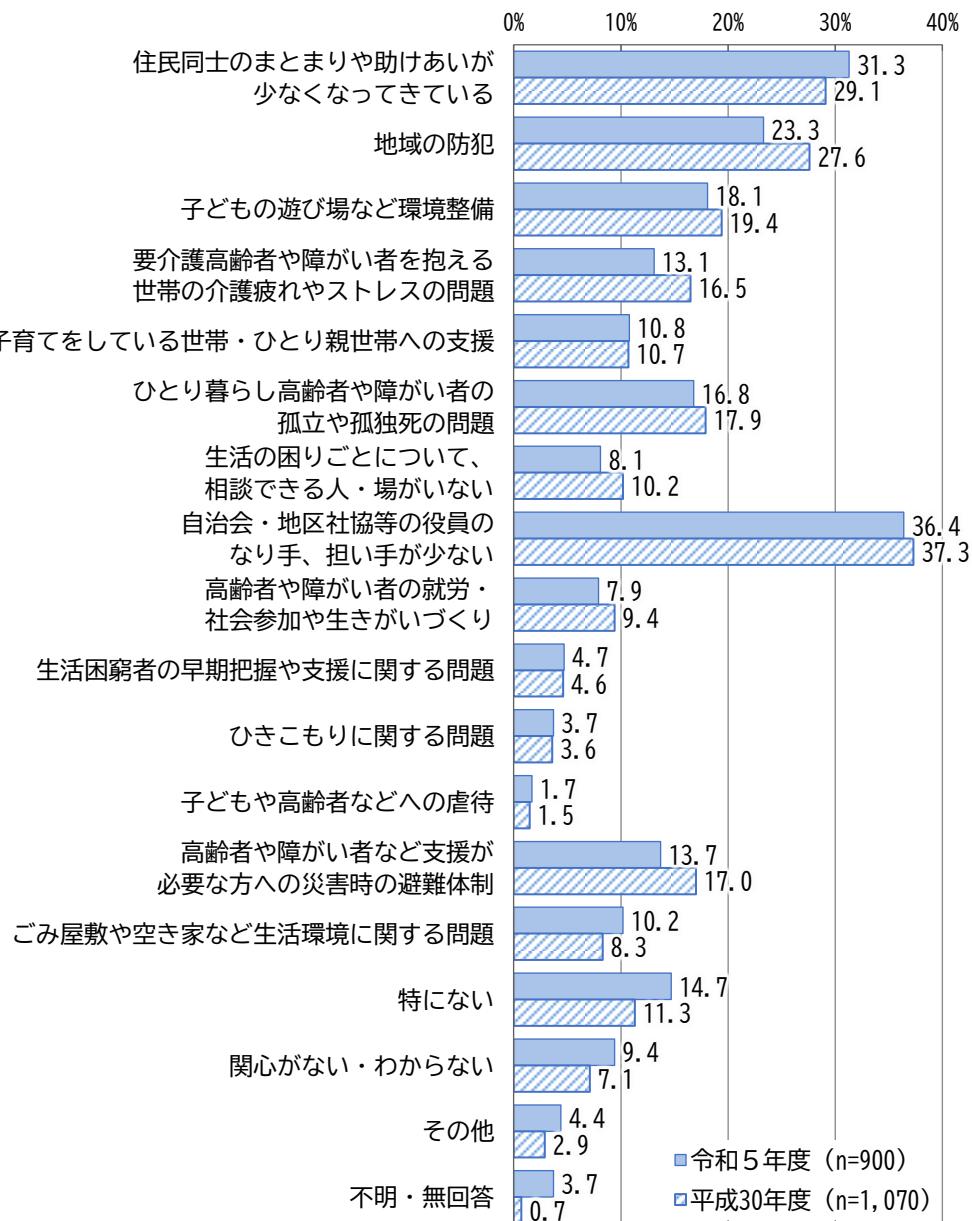
「どんな活動をしているか大体わかっている」(7.1%)、
「どんな活動をしているのか少しわかっている」(16.0%)、
「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからない」(39.4%)、「聞いたこともない」(36.5%)、「不明・無回答」(0.9%)

⑥ 地域の課題

「地域活動の担い手不足」の課題や 「地域住民同士の支えあい・助けあいの減少」の問題が認識されています。

○住んでいる地域の課題や問題について、「自治会・地区社協等の役員のなり手、担い手が少ない」が36.4%と最も高く、次いで「住民同士のまとまりや助けあいが少なくなってきたている」が31.3%となっています。経年で比較すると、特に「特にない」「関心がない・わからない」「住民同士のまとまりや助けあいが少なくなってきたている」が増加しています。

■住んでいる地域の課題や問題（市民）

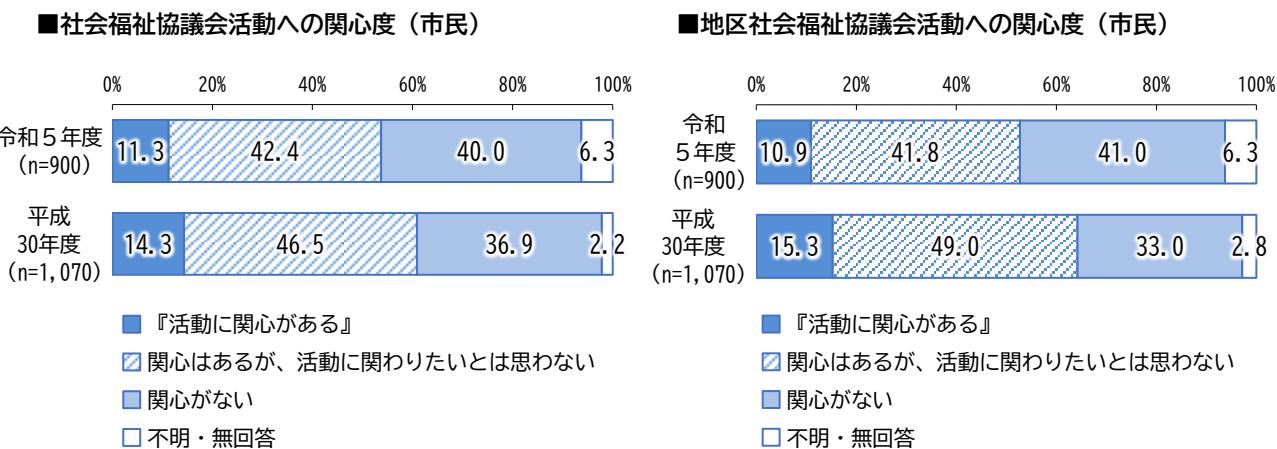


⑦ 地域福祉活動への理解

社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会活動への関心度が減少しています。

○社会福祉協議会活動への関心度について、『活動に関心がある』（「活動に関わっている」と「関心があり、今後活動に関わりたい」の合算）が11.3%、『活動に関心がない』（「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」と「関心がない」の合算）が82.4%となっています。経年で比較すると、「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」「関心がない」が増加しています。

○地区社会福祉協議会活動への関心度について、『活動に関心がある』（「活動に関わっている」と「関心があり、今後活動に関わりたい」の合算）が10.9%、『活動に関心がない』（「関心はあるが、活動に関わりたいとは思わない」と「関心がない」の合算）が82.8%となっています。経年で比較すると、「関心がない」が増加しています。

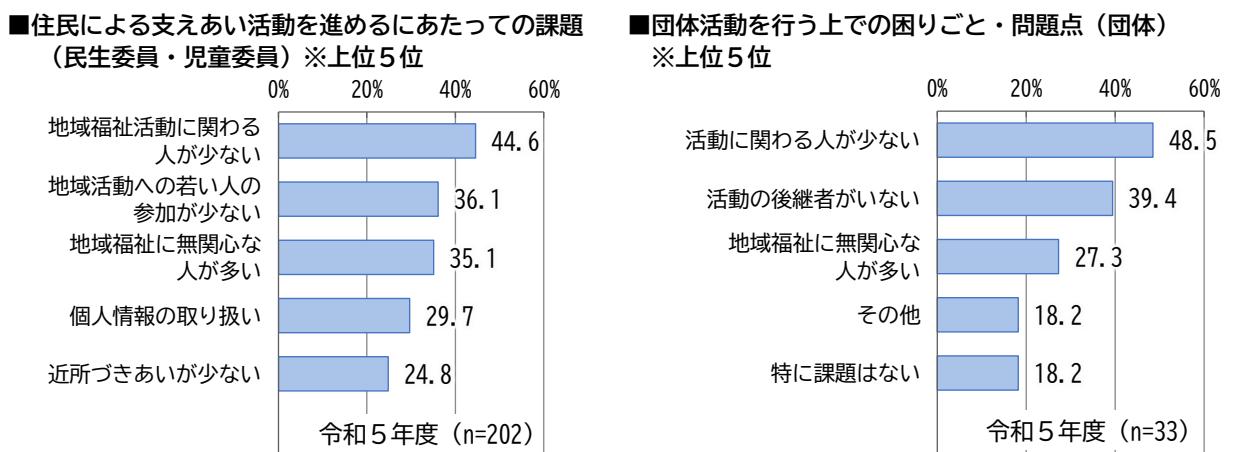


⑧ 支援者の悩みや支えあい活動における課題

人材に関する問題が多く認識されています。

○住民による支えあい活動を進めるにあたっての課題について、「地域福祉活動に関わる人が少ない」が44.6%と最も高く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ない」が36.1%となっています。

○団体活動を行う上での困りごと・問題点について、「活動に関わる人が少ない」が48.5%と最も高く、次いで「活動の後継者がいない」が39.4%となっています。



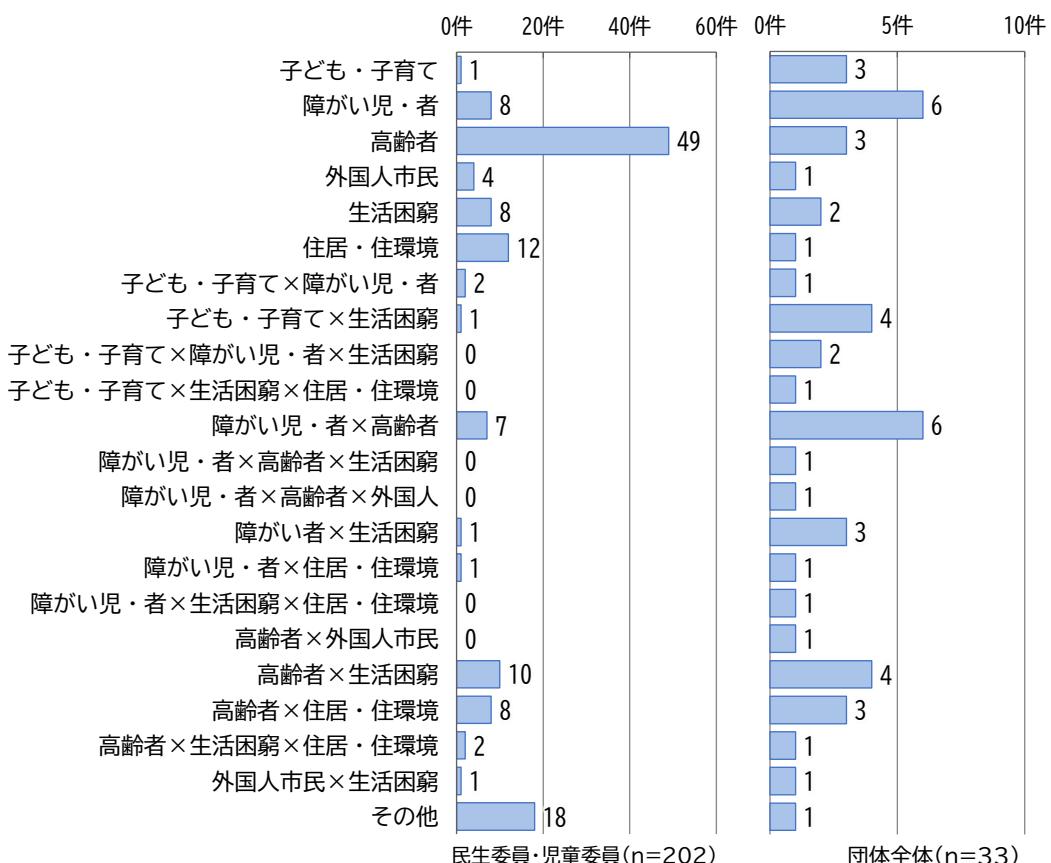
⑨ 複雑化・複合化する課題

様々な要因が重なって解決を困難にしている事例が多く顕在化しています。

○様々な要因が重なって解決を困難にしている事例について、民生委員・児童委員からは 133 件、団体からは 48 件の事例があげられました。

○民生委員・児童委員からは「高齢者」、団体からは「障がい児・者」「障がい児・者×高齢者」に関する事例が最も多くあげられました。事例の中には、2つ以上の複合的な課題が含まれるものも多くあげられています。

■対応が難しいと感じた分野（民生委員・児童委員、団体）

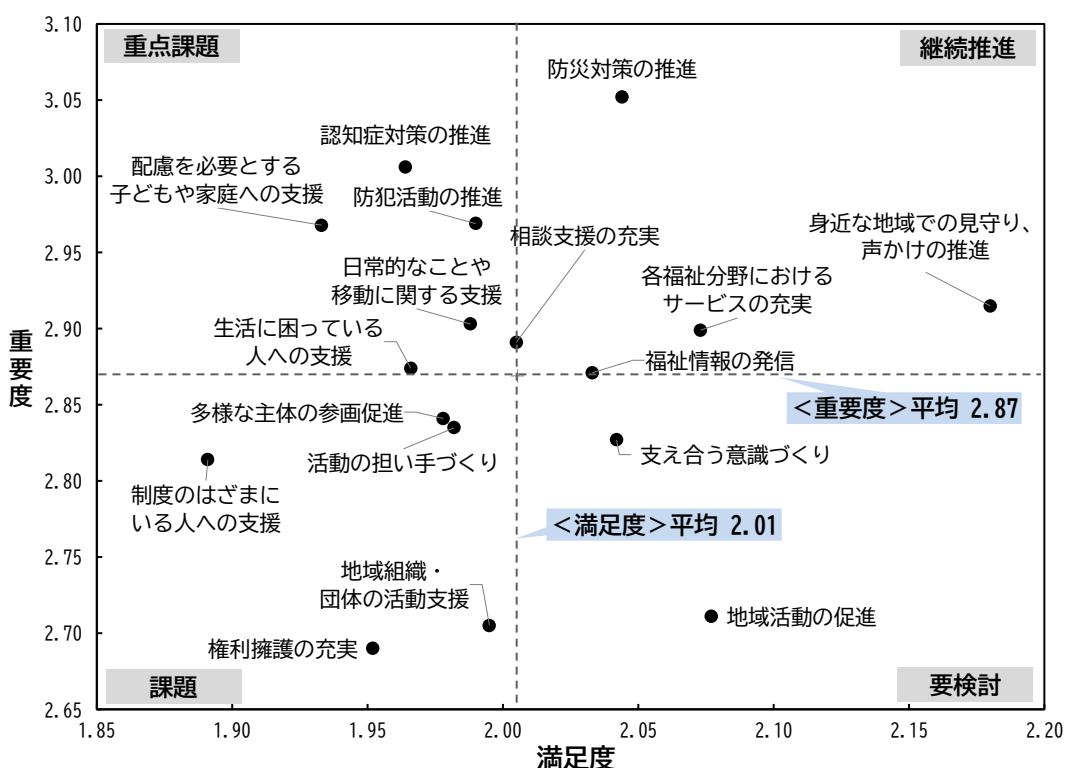


⑩ 地域福祉に関する重点課題

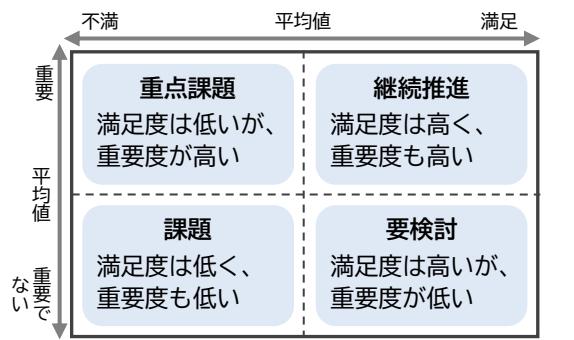
「認知症対策の推進」、「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」が共通の重点課題として認識されています。

- 市民では、「認知症対策の推進」「防犯活動の推進」「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」「日常的なことや移動に関する支援」「相談支援の充実」「生活に困っている人への支援」の6項目が重点課題となっています。
- 民生委員・児童委員では、「活動の担い手づくり」「多様な主体の参画促進」「認知症対策の推進」「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」「地域組織・団体の活動支援」「防犯活動の推進」の6項目が重点課題となっています。
- 団体では、「認知症対策の推進」「防災対策の推進」「多様な主体の参画促進」「配慮を必要とする子どもや家庭への支援」「活動の担い手づくり」「支え合う意識づくり」の6項目が重点課題となっています。

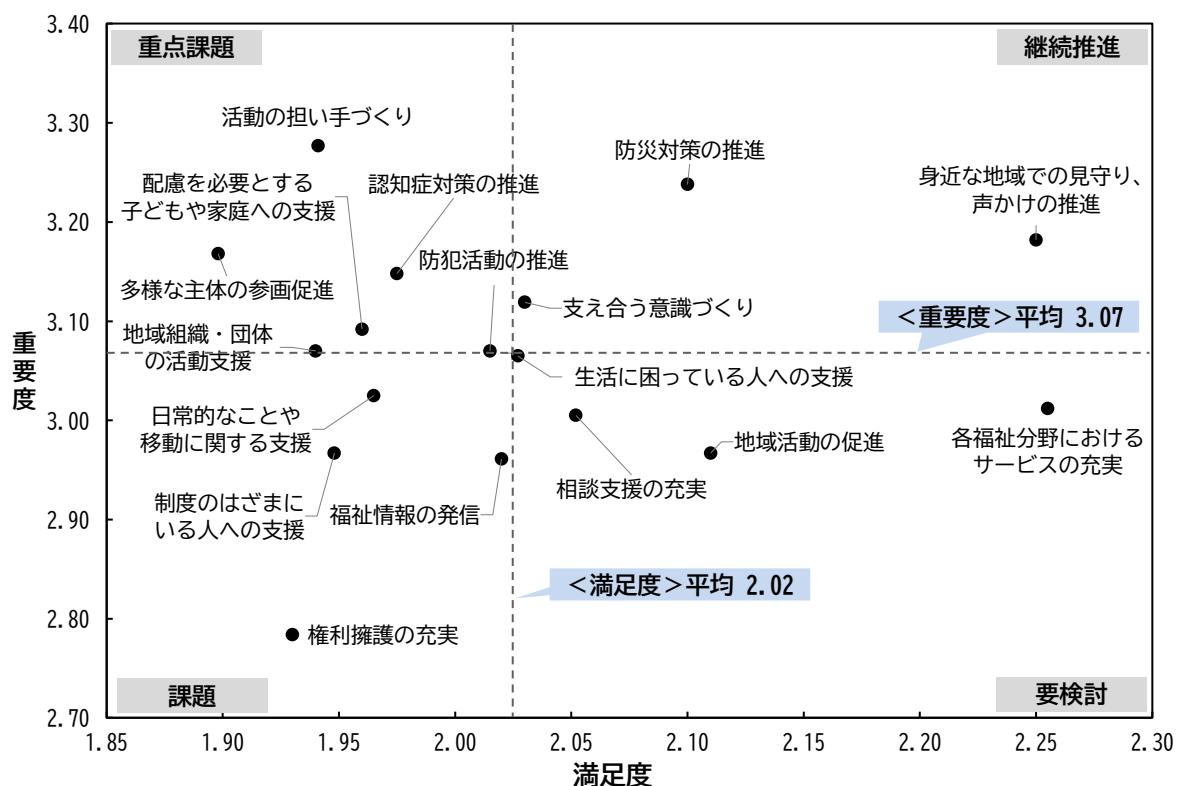
■各務原市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ（市民）



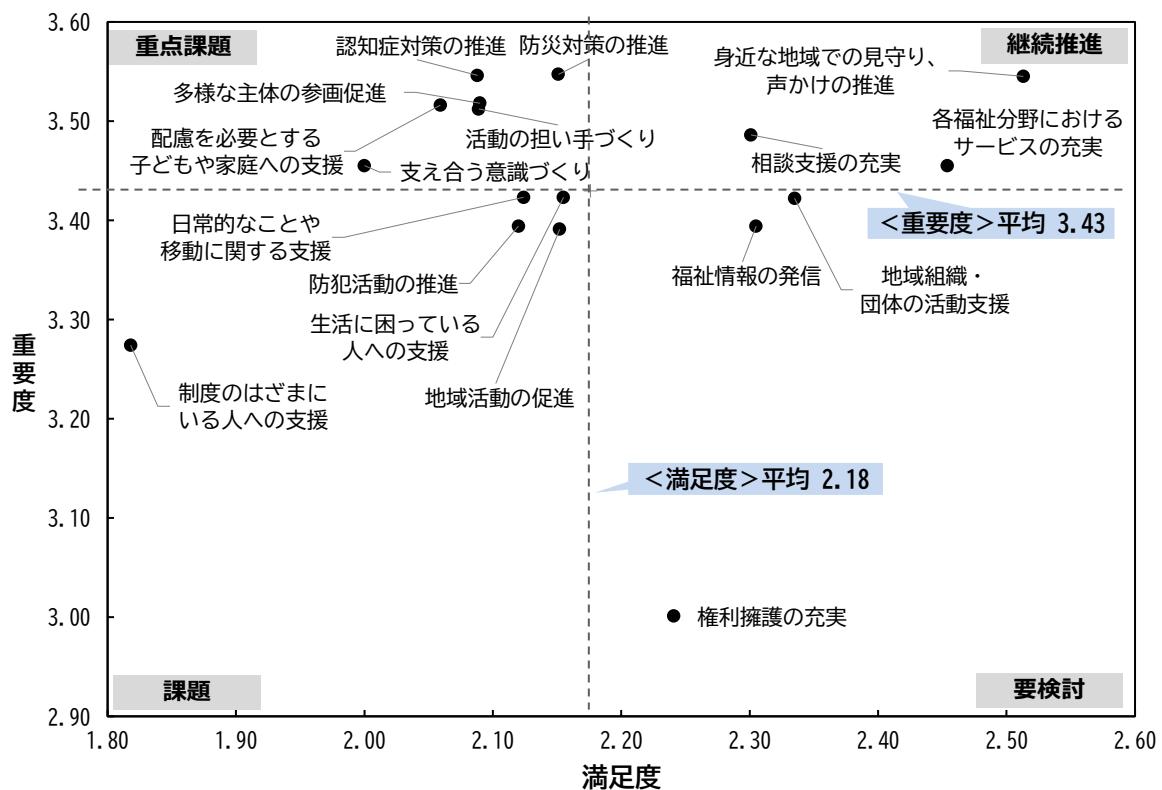
※ポートフォリオとは、各属性についての満足度と総合満足度への影響度を二次元にプロットした図です。それぞれの選択肢を4段階評価で聞き、X軸に各属性の満足度、Y軸に重要度（期待値）として総合満足度と各満足度の偏相関係数を表しています。なお、図は4象限に分けられ、象限を分ける境界線は、満足度、重要度の各平均値を使用しています。



■各務原市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ（民生委員・児童委員）



■各務原市の地域福祉の評価・検証についてのポートフォリオ（団体）



4 団体ヒアリングからの意見

(1) 団体ヒアリングの実施概要

活動者視点での地域福祉の課題や、その解決につながる具体的な活動、市や市社協に求められる支援方法等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため高齢者、障がい、子ども・子育て、生活困窮、ひきこもり等に関して市内で活動する6団体に対して実地訪問によるヒアリング調査を実施しました。

■団体ヒアリングの実施概要

区分	団体	実施日
高齢者支援	地域包括支援センター	令和5年11月1日
障がい児・者支援	基幹相談支援センター*「すまいる」	令和5年11月13日
子ども・ 子育て支援	母子健康包括支援センター*「クローバー」	令和5年11月15日
	子ども館*（さくら・あさひ・そはら・うぬま・かわしま）	令和5年10月27日
生活困窮者支援	生活相談センター「さぽーと」*	令和5年11月13日
ひきこもり支援	NPO*法人つむぎの森	令和5年11月15日

団体ヒアリングからみえてきた主な課題

- 支援対象者の多様化（認知症者、ひきこもり、ヤングケアラー*など）
- 課題の複雑化・複合化（8050問題*、ダブルケア*、ごみ屋敷など）
- 重層的・包摂的な支援体制の構築（団体・機関を跨いだ横断的な連携）
- 日頃からの顔の見える関係づくり、情報共有のネットワークづくり
- 災害時の支援の体制整備、地域との連携
- 人材の確保・育成（特に専門職）
- 支援者のケア（支援者の疲弊を緩和するメンタルヘルスケアなど）

5 地域コミュニティ会議からの意見

(1) 地域コミュニティ会議の実施概要

地区社協 17 地区において、地域の状況や福祉活動を振り返り、地域の強みや課題を整理し、今後の取り組むべき内容を明らかにするとともに本計画策定の基礎資料とするため、地域コミュニティ会議を実施しました。

■各地区的開催概要

地区社協名	開催日	会場	参加者人数
那加一	令和5年 9月12日	那加西福祉センター	21人
那加二東部	令和5年 7月14日	那加福祉センター	25人
雄飛	令和5年 9月15日	雄飛公民館	27人
那加三	令和5年 7月25日	那加南福祉センター	28人
尾崎	令和5年 9月30日	尾崎ふれあいセンター	24人
稻羽西	令和5年 7月07日	稻羽コミュニティセンター	30人
稻羽東	令和5年 9月09日	稻羽東福祉センター	40人
川島	令和5年 9月30日	川島ライフデザインセンター	17人
鵜沼第一	令和5年 7月22日	鵜沼福祉センター	16人
鵜沼第二	令和5年 8月06日	コミュニティ炉畠	44人
陵南	令和5年10月08日	陵南福祉センター	20人
鵜沼第三	令和5年 8月20日	鵜沼東福祉センター	36人
各務	令和5年10月21日	各務福祉センター	30人
緑苑	令和5年10月28日	緑苑中央集会場（ふらっと）	24人
ハ木山	令和5年 9月24日	つつじが丘ふれあいセンター	23人
蘇原北部	令和5年 9月09日	蘇原コミュニティセンター	46人
蘇原南部	令和5年 7月17日	蘇原福祉センター	66人

地域コミュニティ会議からみえてきた主な課題

- 町内行事や公民館の利用が減り、地域の連帯感が薄れている
- 地域行事の参加率の低下と意識の希薄化（特に若い世代）
- 世代間交流をする機会や伝統を継承する機会が少ない
- 高齢者が気軽に集まれる場所などコミュニケーションの場がない
- 古くからの地域住民と新規転入者の交流が得られない
- 自治会未加入者とのコミュニケーションが取れない
- 高齢化が進み、高齢者世帯、ひとり暮らしの世帯が増えている
- ごみ出しや移動など生活に不安を感じている
- 空き家が増え、防犯上心配である
- 困りごとを地域で共有し、近所で取り組めるようになっていない
- 支えあい活動、ボランティア活動が活発ではない

6 各務原市における重点課題まとめ

課題1 地域 に関すること

地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念される一方で、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、地域住民同士の支えあいや助けあいが必要です。時代のニーズに合わせた地域のあり方や、新たなつながり方の検討が必要です。

[キーワード]

地域コミュニティの希薄化／世代間交流／地域行事の縮小・廃止／地域の声かけ・見守り活動／自治会加入率の低下／地域の高齢化／地域住民のまとまり／高齢者世帯やひとり暮らし世帯の増加／地域での困りごとの共有／活動を知る機会

課題に対する取組イメージ

地域活動の推進

見守り・助けあいの活性化

多様な主体の交流促進

課題2 人 に関すること

地域住民の地域活動への関心の低下や生産年齢人口の減少などにより、地域や地域福祉の担い手が不足しています。若い世代を中心とした支えあう意識の醸成や新たな担い手の確保・育成が必要です。また、誰もが参加できる新たな地域活動のあり方を検討する必要があります。

[キーワード]

居場所／雇用・労働環境の変容／孤独・孤立／時代に合わせた柔軟な対応／人材の確保・育成／時間や期間にしばられない／若い世代の意識の希薄化／地域活動への無関心／伝統の継承の機会

課題に対する取組イメージ

支えあう意識づくり

担い手の確保・育成

多様な住民の参画促進

課題3 支援 に関すること

ひとり暮らし高齢者などの増加、複数分野の課題を抱える家庭など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。分野横断的なサービス提供体制の整備や包括的な支援体制の構築が必要です。

[キーワード]

多様な情報発信／複雑化・複合化した困難事例／ICT*機器の活用／重層的・包摂的な支援体制／ごみ出しや移動などの生活支援／顔の見える関係づくり／支援者のケア／横断的な連携・情報共有／災害時の支援体制

課題に対する取組イメージ

福祉サービスの質の向上・
利用促進

様々な困難を抱える人に
対する支援の充実

防災・防犯活動の促進

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで『みんなでつくる「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

本市の最上位計画である「各務原市総合計画」では、「もっとみんながつながる 笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」を将来都市像として掲げ、市民、自治会、各種団体、NPO、企業、行政等がつながり、「オール各務原」で取り組むまちづくりを進めています。また、基本理念においては、「誇り・やさしさ・活力」の3つの柱を掲げており、『やさしさ』では、誰一人取り残されることなく、安心して暮らせるまちづくりを進める方針を示しています。

本計画においては、「各務原市総合計画」の「つながる」ことで、「やさしさ」があふれるまちづくりを推進するという考え方のもと、第4期計画までの基本理念『みんなでつくる「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を踏まえて、『みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち かかみがはら』を基本理念として定め、地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

みんなが「つながる」、「やさしさ」あふれるまち かかみがはら

2 基本目標

整理した3つの重点課題を踏まえ、本計画の取組の柱となる基本目標を次のとおり定めます。

基本目標1 認めあい、支えあうまちづくり

地域のつながりやふれあいを活性化するため、地域・世代間の交流や活動の場づくりなどを通じて、地域活動の推進を図ります。

また、地域福祉のコミュニティの醸成を図り、地域での助けあい、支えあいを促すとともに、近隣ケアグループ活動などの地域活動において、多様な主体の交流の促進を図り、地域の支援体制を充実します。

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

高齢者や障がいのある人、子どもなどとの交流の機会や多様な福祉教育の充実を進め、地域課題を地域の住民が『我がこと』として捉え、解決を試みることができるよう意識の醸成を図ります。

また、地域福祉活動を継続するため、担い手となる人材の確保、リーダーの育成に努めるとともに、多様な住民の参画を促進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

多様化・複雑化する生活課題に対応するため、各種福祉サービスの質の向上を図り、わかりやすい情報提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげます。

また、生活に困っている人への支援や、制度のはざまにある人への支援を促進するとともに、地域の防災・防犯体制の強化を図り、安全・安心な地域づくりを推進します。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性
みんなが「つながる」「やさしさ」「あふれるまち」かかみがはら	1 認めあい、支えあう まちづくり	(1)地域活動の促進 (2)見守り・助けあいの活性化 (3)地域組織・団体の連携強化	①地域交流、世代間交流の活性化 ②地域福祉活動の参加支援 ③地域づくりの促進 ①地域包括ケア体制の深化・推進 ②認知症対策の推進 ③孤独・孤立対策の推進 【重点】 ①生活支援体制の整備 ②地域福祉団体間の情報共有ネットワークの強化
	2 地域福祉の担い手が育つまちづくり	(1)支えあう意識づくり (2)活動の担い手づくり (3)多様な住民の参画促進	①福祉教育の充実 ②心のバリアフリーの推進 ①福祉人材の確保及び育成 【重点】 ②ボランティア活動への参加促進 ①高齢者や障がいのある人などの社会参加支援、活躍の場づくり支援 ②若い世代の参加促進
	3 誰もが安心して暮らし続けられる まちづくり	(1)福祉サービスの質の向上・利用促進 (2)さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実 (3)防災・防犯活動の推進 (4)包括的な自殺予防体制の構築 自殺対策計画	①各福祉分野におけるサービスの充実 ②各種相談窓口における連携体制の整備 ③効果的な福祉サービスの情報発信 ①生活や就労に困っている人への支援 ②配慮を必要とする子どもや家庭への支援 ③制度のはざまにいる人への支援 【重点】 ④安心できる居場所を必要とする人への支援 ⑤権利擁護を必要とする人への支援 ⑥再犯防止の推進 再犯防止推進計画 ①災害時の要配慮者への支援体制整備 ②地域の防災対策の促進 ③地域の防犯活動の支援 ①自殺を未然に防止する体制の強化 ②自殺リスク要因を減らすための支援 ③さまざまな世代や環境に応じた支援

4 指標の設定

本計画では、施策の実施状況を客観的に評価・検証するため、アンケート調査の結果から基本目標ごとに指標を定め、地域福祉施策を推進していきます。

基本目標1 認めあい、支えあうまちづくり

項目	現 状 令和5年度	目 標 令和11年度
困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合	43.4%	UP
高齢者や障がいのある人などへの手助けを心がけている市民の割合	76.1%	UP
安心できる居場所があると思う市民の割合	91.6%	UP
近所づきあいの満足度	86.1%	UP

基本目標2 地域福祉の担い手が育つまちづくり

項目	現 状 令和5年度	目 標 令和11年度
まちづくりに参加したいと思っている市民の割合	31.5%	UP
地域活動をしている人の割合	64.1%	UP
地域の活動やボランティア活動に参加する青少年が多くなったと感じる市民の割合	6.0%	UP
高齢者にとって知識や経験を生かせる場があると思う人の割合	20.1%	UP
今後地域活動をしたい(続けたい)と思う人の割合	27.0%	UP
社会福祉協議会活動への関心度(活動に関わりたい)と回答した市民の割合	11.3%	UP
地区社会福祉協議会活動への関心度(活動に関わりたい)と回答した市民の割合	10.9%	UP

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

項目	現 状 令和5年度	目 標 令和11年度
福祉サービスの情報が入手できている市民の割合	9.0%	UP
子育てしやすい環境が整っていると感じる市民の割合	51.2%	UP
老後も安心して暮らせると思う市民の割合	30.0%	UP
治安が良いまちだと感じる市民の割合	63.0%	UP
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.9%	UP

5 重点プロジェクト

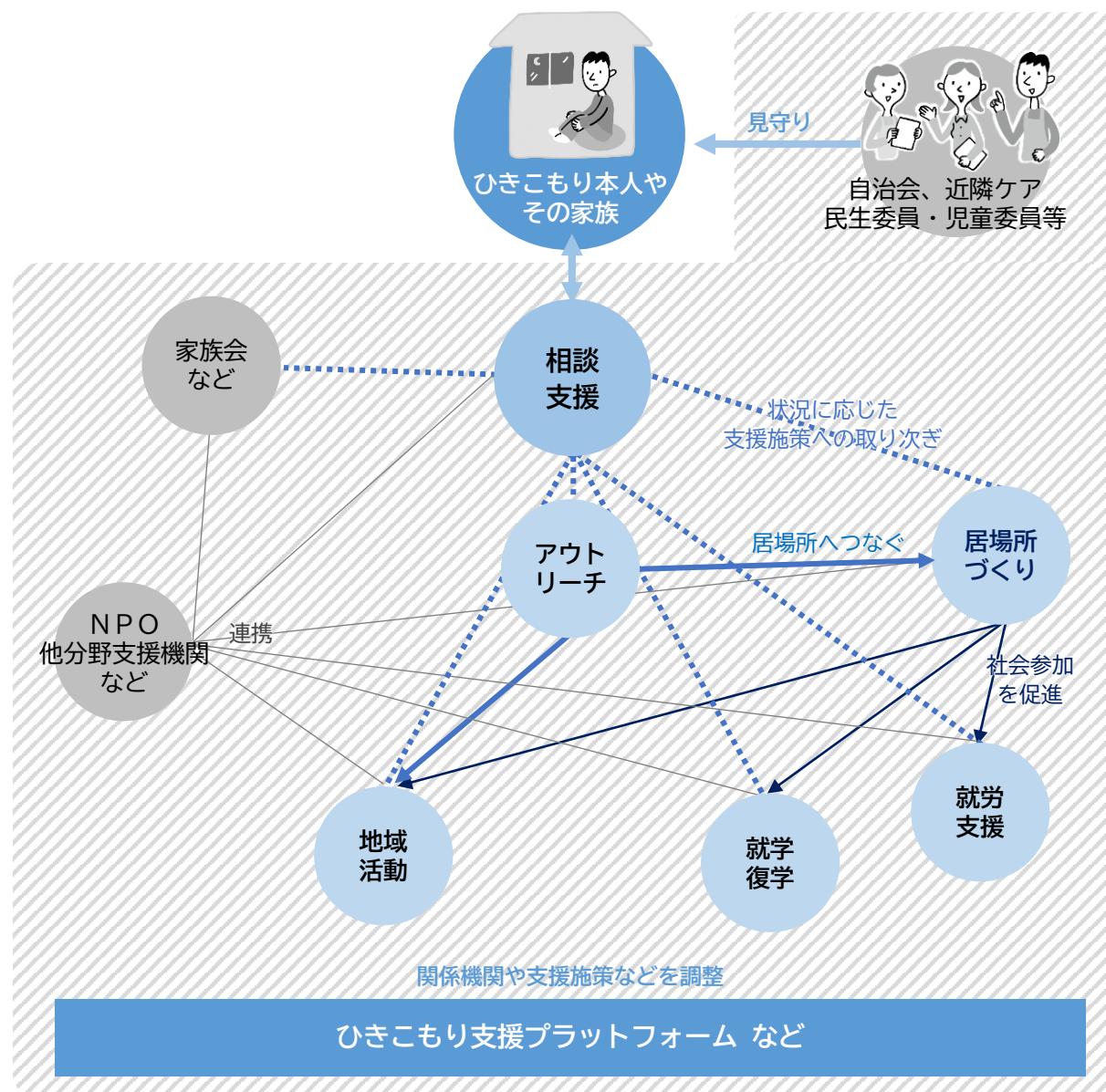
重点プロジェクト 1 孤独・孤立対策の推進

社会環境の変化などを背景に、孤独・孤立が深刻化・顕在化しています。孤独・孤立に陥る要因は様々であり、誰にでも、人生のどのタイミングにも起こり得る課題として捉える必要があります。

国では、令和6年4月より「孤独・孤立対策推進法」を施行し、人と人のつながりが生まれる社会づくりなどを推進しています。

本市においても自殺やひきこもりなど、孤独・孤立と関連性の高いと考えられる課題があることから、孤独・孤立対策を推進する必要があります。気軽に相談できる相談支援や居場所づくり、社会に出ることが困難な人に対するアウトリーチ支援などを検討します。

■孤独・孤立対策イメージ



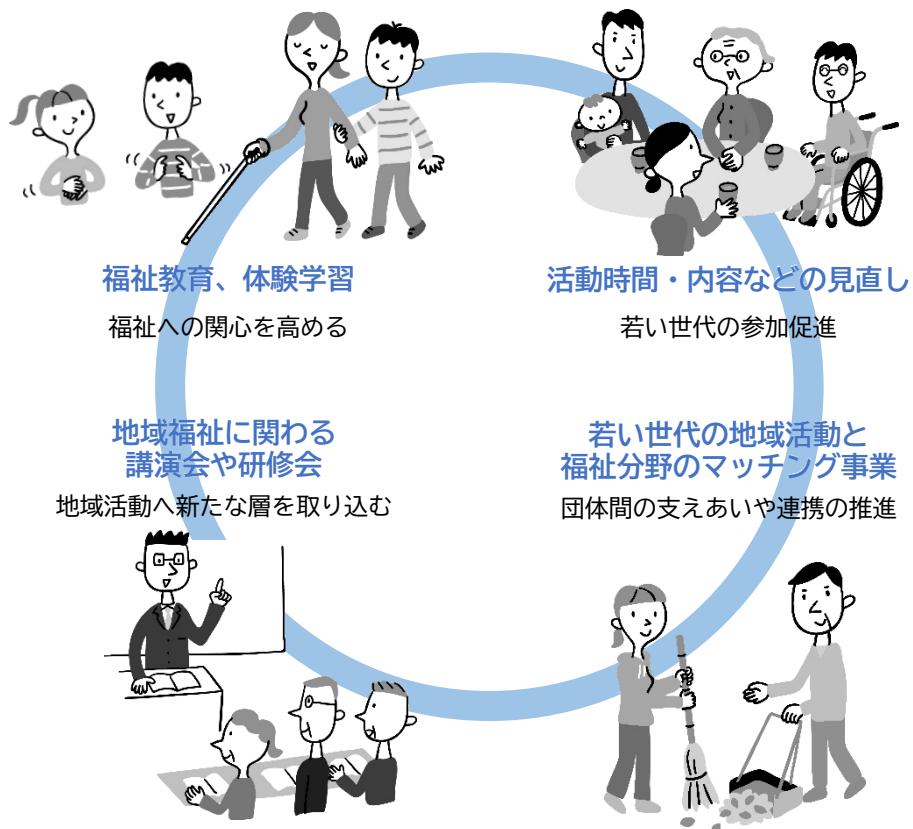
重点プロジェクト 2 福祉人材の確保及び育成

本市では、担い手の高齢化や若い世代の参加が少ないとことなどが課題となっており、特に若い世代や次世代の担い手確保に向けた取組が必要です。

次世代の福祉人材確保に向けて、子どもたちが福祉分野の現場や働く人に触れられる体験学習などの機会を広げ、福祉の心を育むとともに、福祉への関心を高めます。

地域福祉の活動においては、共働きなどを背景に、地域活動に参加する時間がない若い世代が多いことから、若い世代が参加しやすい活動時間や内容、参加を促すための工夫に取り組みます。また、マッチング事業などを通じて、若い世代の地域活動団体と福祉分野を積極的につなげることで、団体間の支えあいや連携を推進します。さらに、地域福祉に関わる講演会や研修会の開催などを通じて、新たな層を取り込みます。

■福祉人材の確保及び育成のイメージ

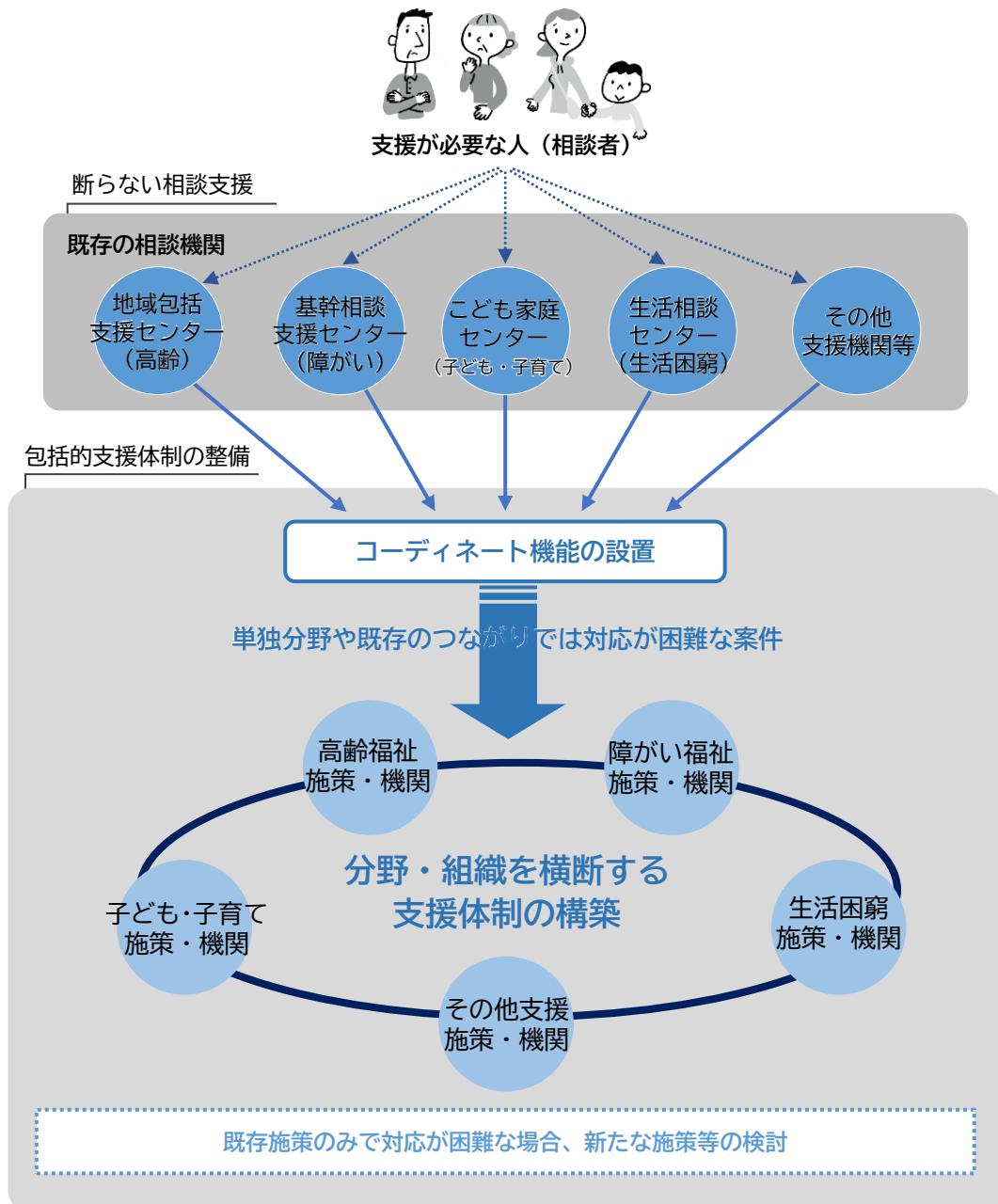


重点プロジェクト 3 制度のはざまにいる人への支援

少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、社会状況は大きく変化している中、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱えるなどの複合的な課題や、既存の支援制度では対応が難しい制度のはざまに陥る問題が増えています。こうした中で、これまで分野ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後様々な課題に対して包括的に対応していくことが求められています。

複合的な課題を抱える相談を受けた各分野の相談窓口等が、既存のネットワークでは解決できない場合に、課題を整理し、適切な支援へつなぎ直す仕組みや体制づくりを進めます。

■支援体制のイメージ



第4章

施策の展開

施策の展開の見方

基本目標 1 認めあい、支えあうまちづくり

基本施策 1 地域活動の促進



現状と課題

- 地域での支えあいを推進するためには、住民同士の交流を促進し、相互の関係性を育むことが大切です。一方で、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化等により地域のつながりは希薄化しています。
- 市民アンケート調査では、地域の課題として「住民同士のまとまりや助けあいが少なくなっている（31.3%）」が上位となっており、経年で比較して高くなっています。また、地域活動への参加状況について、「自治会の活動への参加（39.0%）」が最も高いものの、次いで「地域活動はしていない（35.9%）」が高くなっています。さらに、自治会への参加状況を経年で比較すると、20 ポイント以上減少しています。
- 地域コミュニティ会議においては、世代間交流をする機会がないことや自治会未加入者とのコミュニケーションが取れないことなどが課題としてあげられています。
- 身近な地域における交流機会の充実や地域活動への支援に取り組む必要があります。

具体的な取組

① 地域交流、世代間交流の活性化

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
1	地域交流の促進	<p>地域行事や地域活動に対する支援等を通じて、地域におけるつながりづくりを促進します。また、様々な文化的背景を持つ人との交流の機会を創出し、多文化共生を推進します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・「親子サロン」運営事業（市・社協）・子ども食堂・子ども宅食支援事業（市）・多文化共生事業（市）
2	多世代交流の促進	<p>子ども館やボランタリーハウスなどの拠点を活用し、多世代が交流できる機会の創出に取り組むとともに、先進的な取組の情報を発信し、市全体における多世代交流の機運を醸成します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども館運営事業（市）・多世代が交流できる地区社協事業の展開（社協）

市民・地域 の取組

- △ 隣近所での日常的なあいさつや声のかけあい、趣味などを通じて、地域や世代間の交流を図ります。
- △ 子ども会、シニアクラブ活動や、地域行事などにおいて、高齢者と子どもが交流できる機会をつくります。
- △ ボランタリーハウスなど、属性を問わず、様々な人が集まり、交流できる場をつくります。

各基本施策に関連する S D G s の目標のアイコンを掲載しています。

各基本施策に関連する市の現状と課題を記載しています。

施策を実現するための行政と市社協の取組を記載しています。

主な事業について、冒頭に「◆」がついているものは、計画期間中に新たに発足予定の事業です。

施策を実現するための市民や地域、事業者等の取組を記載しています。

それぞれの基本施策で目指す成果指標を記載しています。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
子育てボランティア参加人数（子ども館・年間）	928 人	▶ 950 人
多文化共生事業参加者数	1,964 人	▶ 2,400 人
住民主体の支え合い活動支援事業補助金活用件数	1 件	▶ 6 件
地域における福祉活動拠点数（ボランタリーハウス数）	94 拠点	▶ 102 拠点

取組事例 多文化共生推進事業

各務原国際協会と連携して、日本人市民に対しては、外国人等にもわかるように配慮した簡単な日本語を学べる「やさしい日本語セミナー」の開催、外国人市民に対しては、生活のための日本語教室の開催などを実施しています。また、いざというときのために災害時外国人支援センター設置マニュアルの作成や災害時外国人支援セミナーを開催しています。日本人や日本に住む外国人がそれぞれの文化をお互いに紹介しあうKIAフェスティバルも開催し、交流を図ります。



取組事例 まちづくり活動助成金交付事業

市民活動団体との連携を進めながら、市民や地域の担い手が、自由な発想で主体的にまちづくりに取り組むことができる環境づくりを推進し、「市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくり」の実現に向けた支援を行っています。



取組事例 まちづくり担い手マッチング事業

それぞれの個性や強み、自分らしさを活かしながら、地域の課題解決や魅力発信、人とのつながりづくりなどに取り組む NPO、市民活動団体、企業、学校など多様な市民が連携したまちづくりを進めるとともに、その活動を支援しています。



市内で行われている地域福祉活動の活動事例を紹介しています。

基本目標 1 認めあい、支えあうまちづくり

基本施策 1 地域活動の促進

関連する
SDGs
の目標



現状と課題

- 地域での支えあいを推進するためには、住民同士の交流を促進し、相互の関係性を育むことが大切です。一方で、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化等により地域のつながりは希薄化しています。
- 市民アンケート調査では、地域の課題として「住民同士のまつりや助けあいが少なくなっている（31.3%）」が上位となっており、経年で比較して高くなっています。また、地域活動への参加状況について、「自治会の活動への参加（39.0%）」が最も高いものの、次いで「地域活動はしていない（35.9%）」が高くなっています。さらに、自治会への参加状況を経年で比較すると 20 ポイント以上減少しています。
- 地域コミュニティ会議においては、世代間交流をする機会がないことや自治会未加入者とのコミュニケーションが取れないことなどが課題としてあがっています。
- 身近な地域における交流機会の充実や地域活動への支援に取り組む必要があります。

具体的な取組

① 地域交流、世代間交流の活性化

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
1	地域交流の促進	<p>地域行事や地域活動に対する支援等を通じて、地域におけるつながりづくりを促進します。また、様々な文化的背景を持つ人との交流の機会を創出し、多文化共生を推進します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・「親子サロン*」運営事業（市・社協）・子ども食堂*・子ども宅食支援事業（市）・多文化共生事業（市）
2	多世代交流の促進	<p>子ども館やボランタリーハウスなどの拠点を活用し、多世代が交流できる機会の創出に取り組むとともに、先進的な取組の情報を発信し、市全体における多世代交流の機運を醸成します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども館運営事業（市）・多世代が交流できる地区社協事業の展開（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 隣近所での日常的なあいさつや声のかけあい、趣味などを通じて、地域や世代間の交流を図ります。
- ◇ 子ども会、シニアクラブ*活動や、地域行事などにおいて、高齢者と子どもが交流できる機会をつくります。
- ◇ ボランタリーハウスなど、属性を問わず、様々な人が集まり、交流できる場をつくります。

② 地域福祉活動の参加支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
3	地域の福祉活動活性化のための体制整備	<p>市と自治会のパイプ役であるエリア担当職員*により、地域の課題やニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行います。また、福祉活動に取り組む市民や団体などに対する支援を通じて、地域における福祉活動の活性化を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・エリア担当職員配置事業（市）・住民主体の支え合い活動支援事業（市）・ささえあい活動の支援（社協）
4	地域の福祉活動活性化のための環境整備	<p>ボランタリーハウスの開設や運営支援など、地域福祉を行うための環境を整備します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・身近な場所での拠点づくりに対する支援（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 地域住民が参加しやすいイベントを企画し、顔を合わせて話せる機会をつくります。
- ◇ 身近な交流の場として、公民館や空き家など、地域内の社会資源を有効に活用します。

③ 地域づくりの促進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
5	地域づくりや地域活動への参加促進	<p>まちづくり活動に取り組む市民活動団体等に対する助成や相談支援などを展開し、地域の実情に応じた地域活動を支援します。</p> <p>また、まちづくりに関わる担い手のマッチングにより、団体等が結びつききっかけをつくり、まちづくり活動の促進を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・まちづくり活動助成金交付事業（市）・まちづくり担い手マッチング事業（市）
6	自治会活動の促進	<p>自治会活動に関する情報発信に取り組むことで、活動に対する理解の促進に図るとともに、自治会の負担軽減などを通じて、持続可能な自治会活動の展開や、活動への参加を促します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自治会活動への支援（市）
7	学校と連携した地域づくりの促進	<p>地域における子どもの見守り活動を通じて、安心・安全な地域づくりに取り組むほか、学校や地域が連携した行事を開催するなど、地域、家庭、学校が一体となった地域づくりを推進します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・通学路ふれあい活動事業（市）・コミュニティ・スクール事業（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 自治会活動などの地域活動を正しく理解し、自身も地域をつくる一員としての自覚を持って活動に携わります。
- ◇ 自治会やボランタリーハウスなどで、地域の特性や住民のニーズに合った地域活動を展開します。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
子育てボランティア参加人数（子ども館・年間）	928人	▶ 950人
多文化共生事業参加者数	1,964人	▶ 2,400人
住民主体の支え合い活動支援事業補助金活用件数	1件	▶ 6件
地域における福祉活動拠点数（ボランタリーハウス数）	94拠点	▶ 102拠点

取組事例 多文化共生推進事業

各務原国際協会と連携して、日本人市民に対しては、外国人等にもわかるように配慮した簡単な日本語を学べる「やさしい日本語セミナー」の開催、外国人市民に対しては、生活のための日本語教室の開催などを実施しています。また、いざというときのために災害時外国人支援センター設置マニュアルの作成や災害時外国人支援セミナーを開催しています。日本人や日本に住む外国人がそれぞれの文化をお互いに紹介しあうKIAフェスティバルも開催し、交流を図ります。



取組事例 まちづくり活動助成金交付事業

市民活動団体との連携を進めながら、市民や地域の担い手が、自由な発想で主体的にまちづくりに取り組むことができる環境づくりを推進し、「市民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくり」の実現に向けた支援を行っています。



取組事例 まちづくり担い手マッチング事業

それぞれの個性や強み、自分らしさを活かしながら、地域の課題解決や魅力発信、人とのつながりづくりなどに取り組むNPO、市民活動団体、企業、学校など多様な市民が連携したまちづくりを進めるとともに、その活動を支援しています。



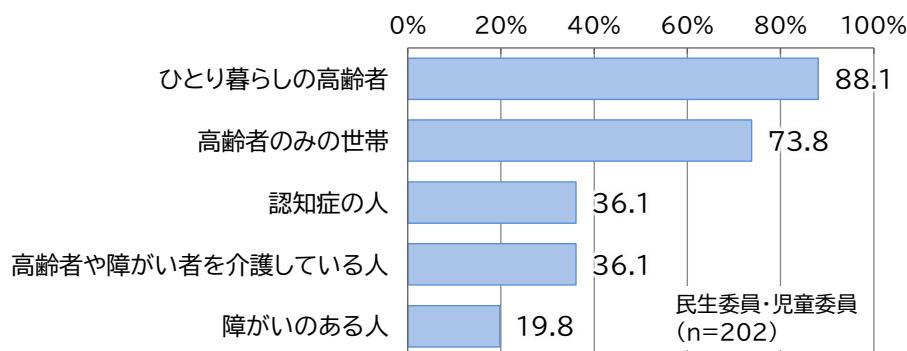
基本施策2 見守り・助け合いの活性化



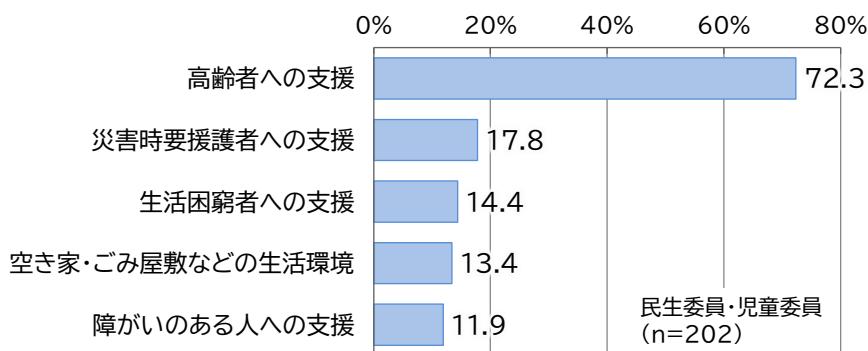
現状と課題

- 本市では、今後後期高齢者の増加に伴い認知症を発症する人の増加が見込まれており、地域における見守りや助けあいがより一層重要となります。
- 民生委員・児童委員アンケート調査では、地域において特に支援が必要な対象について「ひとり暮らしの高齢者（88.1%）」や「高齢者のみの世帯（73.8%）」が上位となっています。また、相談者からの要望で最も多い相談内容は「高齢者への支援（72.3%）」となっています。
- 日常生活において何らかの支援が必要な人に対して、地域で見守り、助けあう基盤の整備や、住民主体の支えあい活動に対する支援の充実が必要です。
- 雇用環境やライフスタイルの変化等により、地縁・血縁によるつながりが希薄化しています。さらに、近年の経済情勢の変動や新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。
- 市民アンケート調査では、「安心できる場所」がある人（91.6%）が9割以上を占める一方で、ない人（5.2%）も一定数存在しています。
- 望まない孤独・孤立を防ぐため、相談支援や居場所づくりなどの支援に取り組むとともに、地域における見守り活動と行政が連携し、支援が必要な人を最適な支援につなげる体制づくりが必要です。

■地域において特に支援が必要な対象（上位5位）



■相談者からの要望で最も多い相談内容（上位5位）



具体的な取組

① 地域包括ケア*体制の深化・推進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
8	高齢者の日常生活における支援の充実	<p>高齢者が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、生活に関する支援や見守り活動を展開します。また、医療分野と介護分野の連携を強化し、在宅医療と介護の一体的な提供に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・かかみがはら安心ねっとわーく事業（市）・介護予防・日常生活支援総合事業*（市）・在宅医療・介護連携推進事業*（市）・見守り活動の活性化（社協）
9	地域包括ケアの基盤強化	<p>地域包括支援センターを中心として相談支援や適正なケアマネジメント*を提供するとともに、地域課題の把握や解決策の検討、センター同士の連携により、高齢者が地域で暮らし続けるための基盤を強化します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター運営事業（市）・地域ケア会議*の開催（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 高齢者の生活支援や地域における見守りを進めます。
- ◇ 地域団体や福祉サービス事業者と地域包括支援センターとの連携を強化します。

② 認知症対策の推進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
10	認知症の人やその家族を地域で見守る体制の強化	<p>市民の認知症に対する理解を深め、見守りや声かけなどの支援ができる地域をつくるため、認知症やその家族との交流機会の創出や認知症について学ぶ機会の創出に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・認定認知症カフェ*事業（市）・認知症サポーター・キッズサポーター*養成講座の開催（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 認知症サポーター・キッズサポーター養成講座等を通じて、認知症に対する理解を深めます。
- ◇ 認知症カフェやボランタリーハウスなどの集まりを通じて、認知症の人やその家族との交流を深め、地域で見守ります。

③ 孤独・孤立対策の推進<重点>

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
11	孤独等を防ぐ支援体制の構築	<p>望まない孤独・孤立状態になることを防ぐとともに、孤独・孤立状態となっている人に適切な支援を届けるため、相談支援やアウトリーチ支援などの検討を進めます。</p> <p>主な事業</p> <p>◆孤独・孤立に陥る人への相談支援、アウトリーチ支援（市）</p>
12	SOS を出しやすい地域づくり	<p>支援を必要とする人が困難を抱え込まないよう、地域における見守りや住民同士の相互援助の推進に取り組みます。また、各種研修を通じて、支援者の資質向上を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員協議会活動補助事業（市） ・近隣ケアグループ活動支援事業（市・社協） ・ファミリー・サポート・センター事業（市・社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 悩みごとを一人で抱え込むことがないよう、相談しやすい地域や環境づくりに取り組みます。
- ◇ 子育て世帯やひとり暮らしの高齢者など、孤立するリスクが高い世帯に声かけなどを行い地域で見守ります。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
地域ケア推進会議の開催回数（累計）	未実施 ▶ 6回	
認知症サポーター数（累計）	27,961 人 ▶ 34,000 人	
ファミリー・サポート・センターへの登録者数（累計）	419 人 ▶ 430 人	
生活支援ボランティア活動実施グループ数（自治会単位）	103 自治会 ▶ 109 自治会	

取組事例 人生会議

在宅医療・介護連携推進事業の一環として、自らが望む人生の最終段階の医療・ケアを、家族やかかりつけ医、ケアマネジャーなどと日頃から話し合う「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」をベースに発展させた、各務原市版ALP（アドバンス・ライフ・プランニング）の周知・啓発に取り組んでいます。



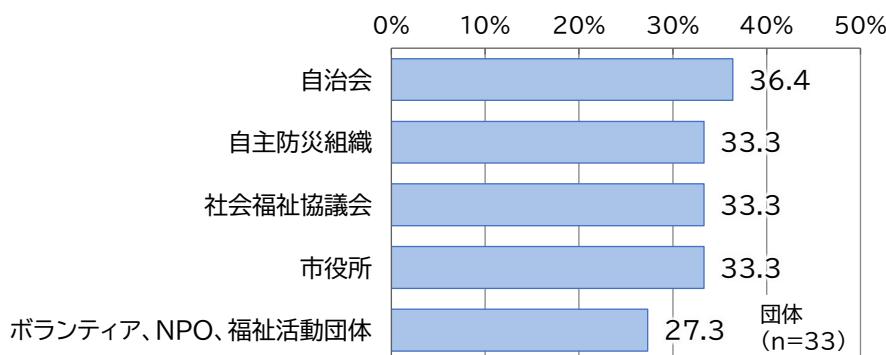
基本施策3 地域組織・団体の連携強化



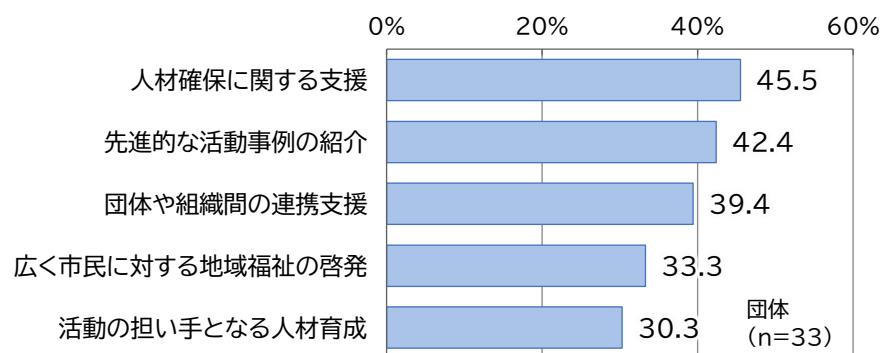
現状と課題

- 地域住民の抱える福祉課題やニーズが多様化し、様々な支援が必要とされる中で、住民、地域、団体、行政が役割分担するとともに連携を強化していくことが求められています。
- 団体アンケート調査では、今後の地域活動の中で連携を取りたい組織・団体として、「自治会（36.4%）」「自主防災組織*（33.3%）」「社会福祉協議会（33.3%）」「市役所（33.3%）」が上位となっています。また、市や市社協に実施して欲しい支援として、「団体や組織間の連携支援（39.4%）」が上位にあがっています。
- 団体ヒアリングでは、支援者間の日頃から顔の見える関係づくりや情報共有のネットワークづくりなどが課題としてあげられました。
- 地域コミュニティ会議では、高齢者を中心にごみ出しや移動などへの不安があることや困りごとを地域で共有し、近所で支援に取り組めていないことが課題としてあげられました。
- 連携のためのネットワークの構築を推進する必要があります。

■今後の地域活動の中で連携を取りたい組織・団体（上位5位）



■市や市社協に実施して欲しい支援（上位5位）



具体的な取組

① 生活支援体制の整備

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
13	住民主体による取組の活性化	<p>地域住民同士の支えあい活動を促進するとともに、日常生活や地域活動に不可欠な移動に関する支援を展開し、住民主体による地域活動の活性化を図ります。</p> <p>また、生活支援コーディネーター*を配置し、地域課題の解決に向けた支援や地域の担い手の連携強化などに取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・住民主体の地域の高齢者等移動支援事業（市）・生活支援コーディネーター配置事業（市・社協）・地域資源を活用した移動支援サービスの創出（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 地域の中で抱える課題や現状、必要な支援について話し合います。
- ◇ 地域の中で必要な支援について、住民が主体となってサービスを創出します。
- ◇ ささえあいづくり講座、生活支援センター養成講座など地域活動について学ぶ場を積極的に活用します。

② 地域福祉団体間の情報共有ネットワークの強化

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
14	専門職同士や組織間での連携強化	<p>地域全体の福祉増進を図るため、専門的な支援を行う事業者や団体、当事者団体への支援を実施するとともに、事業者、団体間の情報交換の場の創出に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者団体連合会活動補助事業（市）・（再掲）まちづくり担い手マッチング事業（市）・社会福祉法人の公益的取組の推進（社協）
15	地域のネットワークの強化	<p>地域において、情報交換や意見交換を行う機会を創出するとともに、積極的な情報発信を通じて、多様な地域主体の連携強化を促します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・地域における情報共有の推進（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 地域福祉活動者や団体間の情報共有と連携を促進します。
- ◇ わがまち茶話会*などへの参加を通じて、多様な地域関係者との情報共有や連携に取り組みます。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
わがまち茶話会の参加者数	495 人	▶ 520 人
まちづくり担い手マッチング参加団体数（累計）	111 団体	▶ 150 団体
社会福祉法人間連絡会参加法人数	0 法人	▶ 12 法人

取組事例 住民主体の高齢者等移動支援事業

高齢者が、健康で、住み慣れた地域で生活できるよう、地域が主体となり、交通事業者等と連携して高齢者等の移動手段を確保するための取り組みを支援します。



基本目標 2

地域福祉の担い手が育つまちづくり

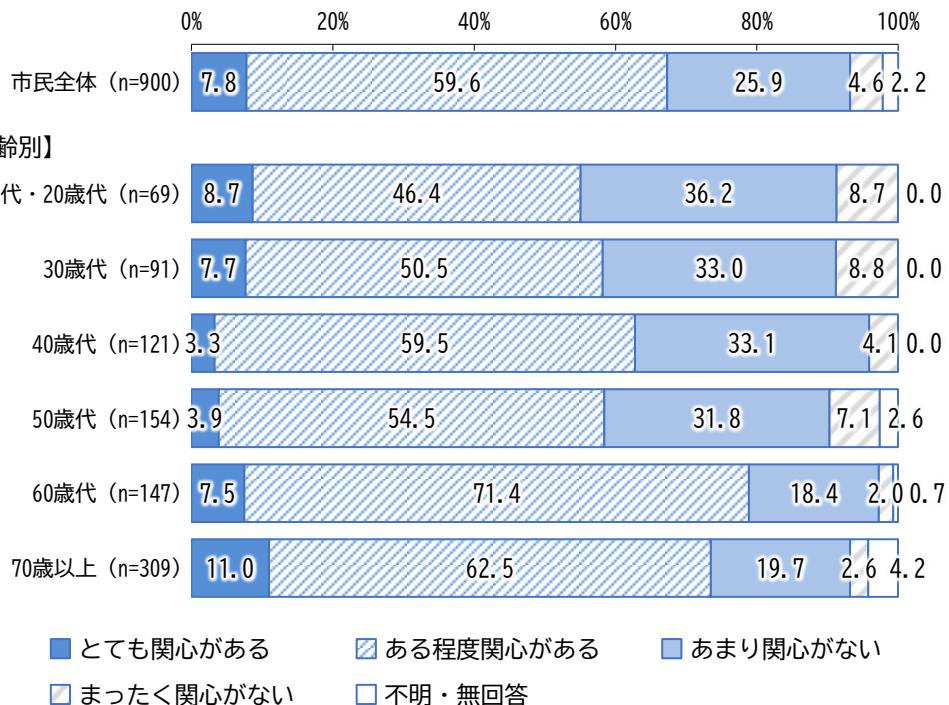
基本施策 1 支えあう意識づくり



現状と課題

- 地域のつながりが希薄化する中で、地域福祉を推進していくためには、地域住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、我が事と考え、地域でお互いに尊重し合いながら助けあうことが必要です。また、地域住民の抱える課題が多様化する中で、心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支えあう「心のバリアフリー」を推進する必要があります。
- 市民アンケート調査では、地域の住民同士での助け合いや支えあえる地域づくりへの関心について、全体では関心がない人が30.5%に対して、関心がある人が67.4%と高くなっています。年齢別に見ると、10~30歳代は関心がない人の割合が40%を越えている一方、60~70歳代は関心がある人の割合が70%を越えており、若い世代の関心度が低い傾向にあります。
- 地域コミュニティ会議では、特に若い世代を中心とした地域や福祉に対する意識の希薄化が課題としてあげられています。
- 支えあう意識醸成のため、子どもに対する福祉教育や市民に対する学習機会の提供、地域共生社会の実現に向けた福祉や人権に関する啓発を行っていく必要があります。

■地域の住民同士での助けあいや支えあえる地域づくりへの関心



具体的な取組

① 福祉教育の充実

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
16	子どもに対する福祉教育の推進	<p>子どもに対して、様々な分野の福祉について体験を通じて学ぶ機会を提供し、「やさしい心」を育むとともに、福祉に対する意識醸成に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉体験学習事業（市・社協）・福祉教育推進事業（社協）
17	地域における福祉教育の推進	<p>幅広い市民に対して、福祉に対する関心を高めるとともに、子育てや高齢、障がいなど様々な福祉施策に対する理解を深めるための講演やイベントを開催します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・乳幼児発達支援推進協議会講演会・研修会事業（市）・参加しやすいイベントや研修会の開催（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 福祉について学ぶ場や地域の集いの場に、積極的に参加します。
- ◇ 学校、企業及び市社協などと協力して、福祉に対する興味・関心を持ってもらう機会をつくります。

② 心のバリアフリーの推進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
18	地域共生社会の実現に向けた意識啓発の推進	<p>お互いを認め合い、支えあう心を育むため、人権啓発や偏見・差別の解消に向けた啓発活動を展開します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・人権啓発推進事業（市）・偏見や差別解消の啓発（社協）
19	障がいのある人の社会参加促進	<p>障がいのある人自身の体験発表やグループワークなどを通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、障がいの有無に関わらない交流の場を創出します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者地域支援協議会（相談支援部会）事業（市）・福祉ショップ「ともだちの広場」の運営（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 家庭や世代間のコミュニケーションを通じて、人を思いやる心や助けあう心を育みます。
- ◇ 障がいの有無などに問わらず、垣根のない地域活動を促進し、インクルーシブ*な地域を目指します。

成果指標

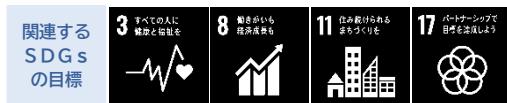
項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
福祉体験学習参加者数	44人 ▶	70人
人権啓発事業への参加者数（累計）	2,111人 ▶	10,000人
子育て講座の参加者数	384人 ▶	395人
福祉教育推進校数・企業数	25団体 ▶	28団体

取組事例 福祉体験学習事業

市内小中学生を対象とした高齢や障がいなどの福祉分野に関する体験学習を通じて、やさしい心を育むとともに、福祉分野への理解を深め、将来的な福祉人材の確保を目指しています。



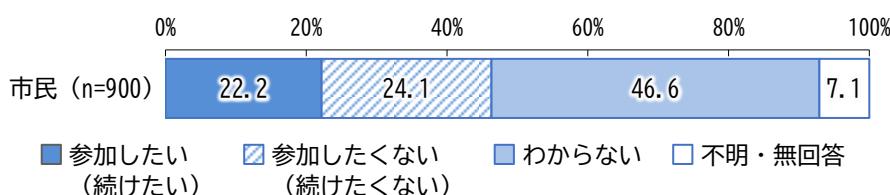
基本施策2 活動の担い手づくり



現状と課題

- 地域の抱える課題が多様化する中で、住民同士の助け合い、支えあい活動の重要性が増していますが、人口減少や後期高齢者の増加を背景に、担い手の減少や固定化、高齢化が課題となっています。
- 団体アンケート調査では、活動を行うまでの問題点として「活動にかかわる人が少ない（48.5%）」「活動の後継者がない（39.4%）」が上位となっています。また、市や市社協に実施してほしい支援として「人材確保に関する支援（45.5%）」が最も高くなっています。
- 市民アンケート調査では、ボランティアの参加状況について「ボランティア活動はしていない（72.1%）」が最も高くなっています。また、今後の活動意向について、参加したい（続けたい）人が22.2%、参加したくない（続けたくない）人が24.1%、わからない人が46.6%となっています。ボランティア活動に対する情報が届いておらず、活動のイメージが持てない人が一定数いることが想定されます。
- 地域福祉を推進するためには、地域や団体の活動を牽引する地域福祉の担い手の確保・育成を進めていく必要があります。また、ボランティア活動に興味関心を持ち、参加してもらえる機会を提供するとともに、団体等に対して活動促進のための支援を進めていくことが必要です。
- 福祉関係の事業所など専門職の人材不足も全国的な課題となっており、団体ヒアリングにおいても専門職人材の確保・育成が課題としてあげられました。市内の事業所等と連携し、人材確保や就労支援を進めるとともに、講座や研修等により人材の育成を進める必要があります。

■ボランティアの活動意向



具体的な取組

① 福祉人材の確保及び育成<重点>

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
20	地域で活動する人材の確保・育成	<p>地域活動の人材を確保するため、幅広い市民に対して、福祉活動に関する研修に取り組みます。また、地区社協の活動を通じた地域福祉活動を学ぶ機会の提供などに取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ささえあいづくり講座・生活支援センター養成研修の開催（市・社協） ・新たな人材の掘り起こしや参加促進（社協）
21	専門人材の確保・育成	<p>市内の小中学生に対して地域で働く人の講演を行うなど、社会的・職業的な自立に向けた支援に取り組みます。また、幅広い市民等に福祉や介護の仕事や市内の介護事業所を知ってもらう機会を設けるなど、福祉・介護人材の確保に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育講座の開催（市） ・介護事業所作品展覧会の開催（市） ・手話奉仕員養成講座、要約筆記体験講座の開催（市・社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 自分が身近でできることから地域活動に関わります。
- ◇ デジタル等を活用し、活動に携わる人の負担軽減に取り組みます。

② ボランティア活動への参加促進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
22	ボランティア活動への参加促進	<p>ボランティア活動への関心を高め、参加を促すため、研修や講演会、講座など、ボランティア活動を知ってもらう機会を提供します。</p> <p>また、様々な活動の場づくりを通じて、市民が自身に合った活動を選べる環境づくりに取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル*予防センター養成研修の開催（市） ・子育てボランティアの募集・活動の場づくり（市） ・青少年の社会参加促進事業（市） ・ボランティア養成講座の充実や機会の提供（社協）
23	ボランティア団体等に対する支援	<p>ボランティア活動、まちづくり活動をさらに継続・発展するために、各種団体が直面している課題に対して、セミナー、相談及び助成金の案内等を通じて支援します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり参加セミナー事業（市） ・まちづくり支援相談事業（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 関心のある取組やできることからボランティア活動に参加します。
- ◇ 活動の輪を広げるため、学生など若い世代への声かけや、ボランティア団体などの間で情報交換を行います。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
手話奉仕員養成講座、要約筆記体験講座、点訳・音訳ボランティア養成講座の受講者数	48人	▶ 61人
生活支援センター養成研修受講者数（累計）	183人	▶ 200人
フレイル予防センター養成研修受講者数（累計）	141人	▶ 300人
ふれコミ隊加入者率（年間）	7.6%	▶ 8.0%
地区社協の福祉の人財発掘事業参加者数	521人	▶ 559人

取組事例 まちづくり参加セミナー事業

「まちづくり活動」がさらに継続・発展するため、実際に団体が直面している課題からテーマを定め、スキルアップにつながる講座を実施しています。



取組事例 フレイル予防センター養成事業

フレイル予防を普及啓発するため、地域の中でフレイルチェックのサポートやフレイル予防の啓発活動に取り組むセンターの養成研修や交流会などを開催しています。

また、センターに対して、さらに理解を深めるための講座を開催し、より主体的に活動を行う「フレイル予防アドバンスセンター」の養成にも取り組んでいます。



基本施策3 多様な住民の参画促進



現状と課題

- 地域共生社会を実現するためには、誰もが役割と生きがいを持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域社会に参画することが求められます。人口減少、少子高齢化等により担い手が減少する中で、特に地域との関わりが薄くなっている若い世代等の参画がますます重要なっています。
- 高齢者や障がいのある人などの社会参加や活躍の機会を創出するとともに、若い世代の地域や福祉に対する意識醸成、参加促進を図る必要があります。

具体的な取組

① 高齢者や障がいのある人などの社会参加支援、活躍の場づくり支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
24	高齢者の社会参加、活躍の場の充実	<p>高齢者が生きがいを持つとともに、地域をつくる一員として活躍できる場の創出に取り組みます。また、社会参加を通じて、フレイル予防等、自身の健康寿命*の延伸につなげます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・シルバー人材センター支援事業（市）・シニア向け就労促進事業（市）
25	障がいのある人の社会参加、活躍の場の充実	<p>障がいのある人が社会とのつながりを深め、地域の中で生活していくため、就労支援など、社会参加できる機会の充実を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・就労支援コーディネーター*の設置（市）・障がい者の社会参加の支援や啓発（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 障がいを正しく理解し、合理的配慮*を踏まえた地域活動を展開します。
- ◇ 自身が支援の「受け手」となり得る一方で、「支え手」でもあるという意識を持って地域活動に参画します。

② 若い世代の参加促進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
26	若い世代の意識の醸成	<p>若い世代のまちづくりや地域活動に対する意識醸成を図るため、若者を対象としたセミナーなどを開催するほか、学校や企業と連携した地域福祉活動の理解促進に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり担い手育成支援事業（市） ・若い世代に対する地域福祉への理解促進活動（社協）
27	若い世代の参加機会の創出	<p>子育て世代などを対象としたイベントの開催や、高校、大学などと連携して学生などが地域活動やイベントに関わる機会を提供します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあいフェスタ事業（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 興味のある分野の活動や親子で地域のイベントに参加します。
- ◇ 若い世代にまちづくりや地域活動への参加を呼びかけるとともに、参加しやすいしくみや活動形態について検討します。

成果指標

項目	現状 令和 5 年度	目標 令和 11 年度
就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業*の利用者数合計	529 人	▶ 609 人
まちづくり担い手育成支援事業やまちづくり参加セミナーの参加者数（累計）	922 人	▶ 1,251 人
福祉座談会開催数	22 回	▶ 26 回

取組事例 まちづくり担い手育成支援事業

次世代を担う若者の中からまちづくり活動に取り組む人材を掘り起こすため、まちづくり活動に興味はあるが実践したことがない若者が集まり、対話をしながら 1 つの活動を行うプログラムを行い、若い世代のまちづくりの担い手を育成しています。



基本目標 3

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

基本施策 1 福祉サービスの質の向上・利用促進

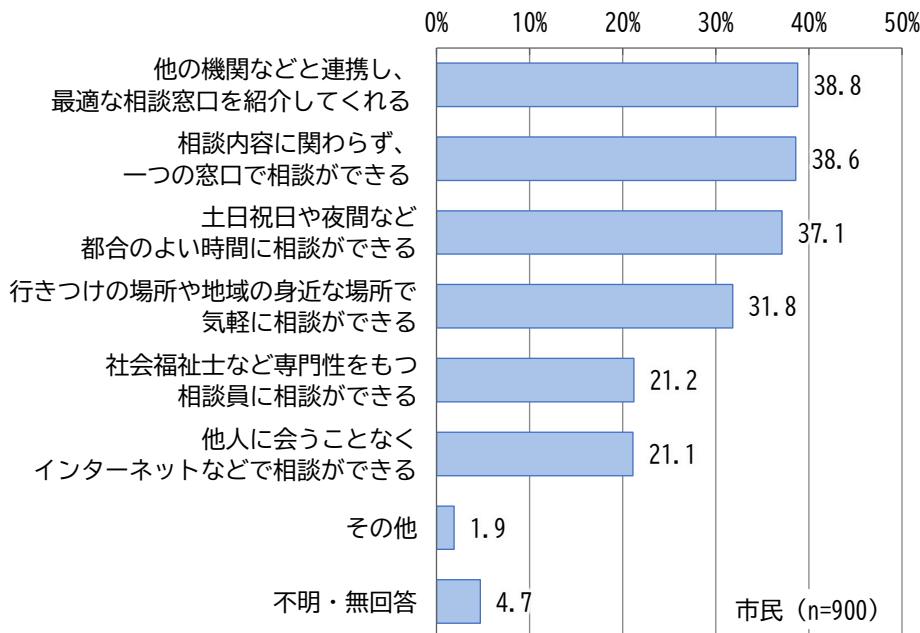
関連する
SDGs
の目標



現状と課題

- 高齢者や認知症の人、知的障がい、精神障がいのある人など、何らかの支援が必要な人は増加傾向にあります。誰もが地域で安心して生活できるようにするために、福祉サービスを適切に利用できる体制を整えることが重要です。また、近年福祉の各分野において制度や法律の改正なども多く、適切に対応していく必要があります。
- 市民アンケート調査では、生活上の悩みや不安の相談について「家族や親戚(80.8%)」や「友人や知人(42.8%)」などの身近な人に相談する人の割合が高い一方で、「社会福祉協議会(0.6%)」や「市役所等の相談窓口(2.7%)」などの公的機関へ相談している人の割合は低くなっています。相談しやすい窓口については、「他の機関などと連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる(38.8%)」「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる(38.6%)」「土日祝日や夜間など都合のよい時間に相談ができる(37.1%)」が上位となっています。
- また、福祉サービスの情報の入手状況について、「十分にできている」が9.0%に対して『できない』が62.6%となっています。
- サービスの質を向上させるとともに、多様な相談を断らずに受け止めつなぐ相談窓口の機能や連携の強化、情報発信等により適切なサービスの利用を促す必要があります。

■相談しやすい窓口



具体的な取組

① 各福祉分野におけるサービスの充実

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
28	各個別計画に基づく福祉サービス等の推進	<p>高齢、障がい、子ども・子育てなど、各分野の個別計画を策定し、本計画とも整合を図りながら、適正な福祉サービスの提供と体系的な支援施策を展開します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者総合プランの策定・運用（市）・障がい者スマイルプランの策定・運用（市）・子どものみらい応援プランの策定・運用（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 福祉サービスに関する理解を深め、適正に利用します。
- ◇ 事業者や団体などは、地域の課題や福祉ニーズを把握し、サービスを提供します。

② 各種相談窓口における連携体制の整備

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
29	各種相談窓口等の連携体制の構築	<p>各分野の相談支援機関が受けた相談について、必要に応じて他の分野と連携して適正な支援が届けられるよう支援体制を整備するとともに相談支援機関同士の連携を強化します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">◆包括的な支援体制の整備（市）
30	各種相談窓口における相談支援の充実	<p>専門職の配置や相談員の能力向上などを通じて、相談窓口の機能を高めます。特に子ども・子育て分野においては、母子保健と児童福祉の機能を集約した「子ども家庭センター」を運用します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター事業（市）・（再掲）地域包括支援センター運営事業（市）・子ども家庭センター「クローバー」の運営（市）・教育センター「すてっぷ」の運営（市）・生活相談センター「さぽーと」の運営（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 身近な相談相手となれるよう、ちょっとした声かけを行います。
- ◇ 相談支援に取り組む団体や事業所は、内容に応じて、専門的な支援機関につなぐなど関係機関と連携し包括的な支援に努めます。

③ 効果的な福祉サービスの情報発信

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
31	多様な媒体による情報発信の充実	<p>支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、広報紙やウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信に取り組みます。また、対象者に合わせて、発信内容や方法を工夫し、わかりやすい情報発信に努めます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援サイト「ポケット」による情報発信（市） ・広報啓発事業（市・社協） ・助成金制度等の周知や利用支援（社協）
32	情報アクセシビリティ*の向上	<p>障がいや病気などを理由に、広報紙や SNS 等だけでは情報を得ることが困難な人に対して、正しく情報を届けるため、音声の読み上げや点字など、様々な情報発信ツールを活用します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字・声の広報等発行事業（市・社協） ・閲覧支援ソフトの活用（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 正しい情報を得るため、信頼できる情報源から情報収集します。
- ◇ 地域福祉活動を通じて福祉サービスの情報を地域で共有します。
- ◇ 地域や団体の活動について積極的に情報発信します。

成果指標

項目	現状 令和 5 年度	目標 令和 11 年度
地域包括支援センターの認知度	52.2%	UP
基幹相談支援センター「すまいる」の認知度	24.2%	UP
こども家庭センター「クローバー」の認知度	29.7%	UP
生活相談センター「さぽーと」の認知度	25.1%	UP
SNSによる地域福祉活動の紹介数	275 件	309 件

基本施策2 さまざまな困難を抱える人に対する支援の充実



現状と課題

- 社会情勢の変化に伴い、地域住民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しています。介護や子育て、障がい、生活困窮、ひきこもりなど複合的な課題を抱える世帯が増加しています。
- 団体ヒアリング調査においても、支援対象者の多様化や課題が複雑化・複合化しているとの声があがっており、重層的・包摂的な支援体制の構築が求められています。
- 複雑で多様なケースに対応するためのきめ細かな支援体制の充実を図る必要があります。
- また、犯罪や非行をした人の中には、厳しい生活環境など生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人が少なくありません。立ち直ろうとする人が、地域社会で孤立しないよう、行政や関係機関等が連携して支援に取り組む必要があります。

具体的な取組

① 生活や就労に困っている人への支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
33	相談支援の充実	<p>生活困窮に陥るリスクのある人などに対する相談支援を通じて、就労や家計改善など、一人ひとりに合わせた支援メニューの提供につなげます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">• 生活相談センター「さぽーと」の運営（社協）
34	就労支援の充実	<p>企業と連携した求職者に対する就労支援や、就労に向けたスキルアップなど、就労意欲のある人に対する支援に取り組むとともに、生活困窮者に対して、相談支援などと連携した就労意欲の向上に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">• 生活困窮者自立支援事業（市・社協）• 合同企業説明会の開催（市）
35	一時生活支援等の充実	<p>就労や自立に向けて一時的な生活支援を必要とする人に対して、住居や衣服等の支援や給付、資金貸付事業を実施します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">• 生活困窮者自立支援事業（市・社協）• ひとり親家庭自立支援給付金事業（市）• 生活福祉資金貸付事業（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 相手に寄り添って話を聞き、身近な人の相談相手になります。
- ◇ 子ども食堂など、地域の中で生活支援や居場所づくりに取り組みます。
- ◇ 地域の事業者は、社会参加や就労体験の機会提供など就労支援に協力します。

② 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
36	妊娠・出産期における支援の充実	<p>妊娠・出産期の母子への訪問や各種健診、健診に対する助成などを通じて、母子の心身の健康を保つとともに、出産・育児の不安を和らげるための伴走的な支援に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業（乳幼児健康診査、家庭訪問、のびのび測定等）（市） ・産婦健康診査助成事業（市） ・産後ケア事業（市） ・（再掲）ファミリー・サポート・センター事業（市・社協）
37	配慮を必要とする子どもへの支援の充実	<p>様々な理由を背景に学校への行きづらさを抱える子どもたちの学びの場や活動の場を提供するとともに、本人や保護者の悩みをワンストップで受け止める相談支援を実施します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（再掲）教育センター「すてっぷ」の運営（市） ・あすなろ教室事業（市） ・さくら・まえみや不登校対策事業（市）
38	配慮を必要とする家庭への支援の充実	<p>保育園における医療的ケア児*の受け入れや、ひとり親家庭に対する支援、経済的な理由により就学が困難な家庭など、家庭に合わせた多様な支援施策を展開します。また、DV やヤングケアラーなど、保護や支援が必要な家庭に対して学校や子育て福祉などが連携して対策と支援に取り組む体制を整えます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児保育支援事業（市） ・ひとり親家庭相談事業（市） ・要保護児童対策及び DV 対策地域協議会の運営（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 子育ての悩みを一人で抱え込むことがないよう、声かけなどで温かく見守ります。
- ◇ 子育ての悩みを親同士で話しあえる場や子育てについて学べる場を積極的に設けます。
- ◇ ファミリー・サポート・センターへのサポート会員登録など、子どもや子育て世帯の手助けに取り組みます。

③ 制度のはざまにいる人への支援<重点>

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
39	包括的な支援体制の整備	<p>既存の制度や福祉サービスでは支援が届かない人に対して、適正な支援を届けるための支援体制の整備に取り組むとともに、分野に捉われず、行政の様々な部署や、支援機関、団体と連携して包括的な支援を提供します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">◆（再掲）包括的な支援体制の整備（市）・ひきこもり支援対策プラットフォームの運用（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 支援が必要だと思われる地域の人々に声かけをします。
- ◇ 相談先が分からずに困っている人を把握したら、民生委員・児童委員や相談機関などにつなげます。

④ 安心できる居場所を必要とする人への支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
40	居場所の創出	<p>孤独・孤立状態に陥るリスクのある人や安心できる居場所を持たない人に対して、属性を問わずに参加できる居場所の提供を検討します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・（再掲）子ども食堂・子ども宅食支援事業（市）◆（再掲）孤独・孤立に陥る人への相談支援、アウトリーチ支援（市）
41	居場所につなぐ支援の充実	<p>各相談支援や情報発信等を通じて、居場所を必要とする人を見つけて、居場所につなげるための支援を展開します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・健康相談事業（こころの相談）（市）・悩みを抱えやすい若者への相談窓口の周知（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 子ども食堂など、地域の中で居場所と感じられる場所をつくります。
- ◇ 子どもがいる世帯やひとり暮らしの高齢者世帯など、孤立するリスクが高い世帯に声かけなどを行い、地域で見守ります。

⑤ 権利擁護を必要とする人への支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
42	権利擁護体制の充実	<p>成年後見支援センターを中心として、成年後見制度*の利用促進や制度利用に対する包括的・伴走的な支援を実施します。また、市民後見人*の養成などを通じて、支援体制の充実を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・成年後見支援センター事業（市・社協）・法人後見事業（社協）
43	虐待防止に向けた取組の推進	<p>基幹相談支援センターを中心とした虐待防止のネットワークを構築するとともに、虐待が発生した際には、被虐待者の保護を行うための連携強化を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・児童虐待防止に向けた連携強化（市）・高齢者虐待防止に向けた取組（市）・障がい者虐待防止事業（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 制度についての知識を深め、必要に応じて利用できるようにします。
- ◇ 支援が必要な人を地域で見守り、成年後見支援センターや専門機関などの必要な支援につなげます。
- ◇ 市民後見人となり、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人をサポートします。

⑥ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
44	民間団体等の活動促進	<p>更生保護に携わる民間団体等の再犯防止の取り組みを促進するため、研修や団体運営などの活動を支援します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・保護司会の運営支援（市）・更生保護女性会の運営支援（市）
45	広報・啓発の推進	<p>再犯防止に関する街頭啓発や学校での啓発活動、イベント出店等を通じて、地域に再犯防止に対する正しい理解を促します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・社会を明るくする運動の実施支援（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 再犯防止や更生保護の取組について正しい理解を深め、地域で支える体制をつくります。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労率 (年間)	75.0%	► 82.5%
90日以上欠席している児童生徒のうち、教育支援センターを利用した人数の割合	18.9%	► 20.0%
市民後見人の人数	1人	► 2人

取組事例 市民後見人養成講座事業

認知症や障がいなど、日常生活の中で判断能力が不十分と思われる方が安心して地域で暮らせるよう、金銭管理や介護・福祉サービスの利用援助などを補佐する市民後見人の養成講座を開催しています。令和6年3月には、県内初となる市民後見人が各務原市で誕生しています。



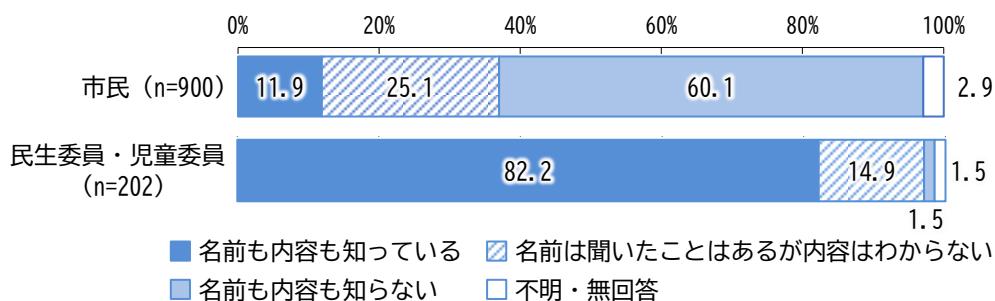
基本施策3 防災・防犯活動の推進



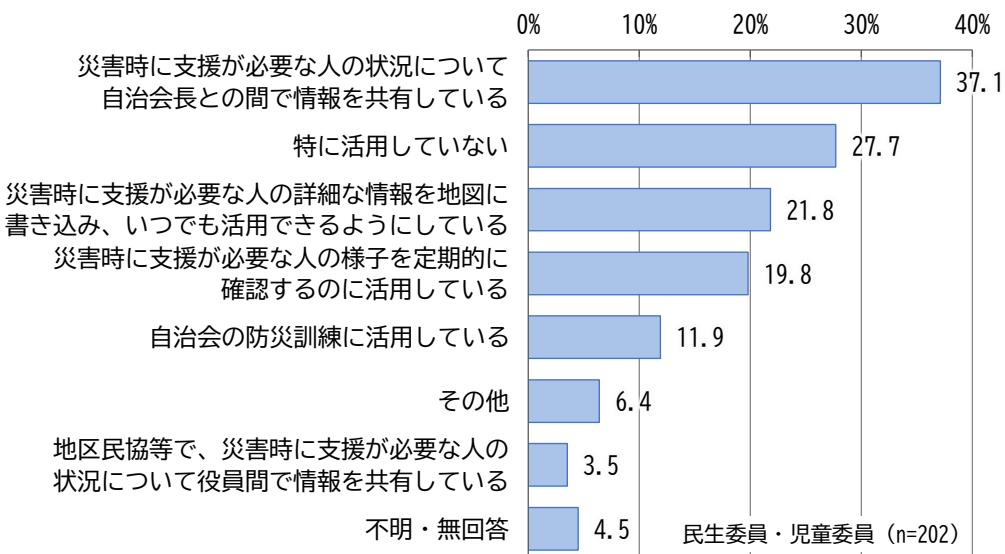
現状と課題

- 近年、全国各地で豪雨や地震など甚大な自然災害が多く発生する中、災害時における地域住民の支えあいに対する意識を高めていく必要があります。また、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難な要配慮者に対する支援・配慮も課題となっています。
- 市民アンケート調査では、避難行動要支援者*支援制度について、名前も内容も知っている人は 11.9%にとどまっています。
- 民生委員・児童委員アンケート調査では、避難行動要支援者支援制度について名前も内容も知っている人が 82.2%、名前も内容も知らない人が 1.5%となっていますが、災害時に支援が必要な人の情報の活用状況について、「災害時に支援が必要な人の状況について自治会長との間で情報を共有している（37.1%）」に次いで「特に活用していない（27.7%）」が上位となっています。
- 市民アンケート調査では、「防災対策の推進」や「防犯活動の推進」は市民にとって関心が高く、重要だと認識されている取組となっています。
- 住み慣れた地域で、より安全に安心して生活を送るために、関係機関の協力体制のもと、日頃から地域ぐるみで災害・防犯対策の取組を強化する必要があります。

■避難行動要支援者支援制度の認知度



■災害時に支援が必要な人の情報の活用状況



具体的な取組

① 災害時の要配慮者への支援体制整備

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
46	要配慮者支援体制の構築	<p>障がいのある人などの当事者同士による被災時の生活支援などの協議を通じて、個別避難計画*や福祉避難所*の運営マニュアルの適宜見直し、支援体制の構築に取り組みます。また、災害ボランティアの受け入れを想定した調整・協議など、支援を受けるための体制を構築します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者支援促進事業（福祉避難所運営等）（市） ・障がい者地域支援協議会事業（市） ・災害ボランティア連絡会議の開催（市）
47	要配慮者の把握	<p>要配慮者の名簿を適切に管理・運用するとともに、本人の同意を得た上で地域に共有し、自主防災訓練で活用してもらうなど、地域防災力の向上につなげます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿事業（市） ・高齢者要援護台帳の管理・運用（市）
48	災害時における要配慮者への支援	<p>被災時における要配慮者の精神的な不安や悩みなどを和らげるため、関係機関等と連携した「こころのケア」を実施します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の「こころのケア対策」の実施（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 日頃から地域と交流を持ち、災害時に助け合える関係を築いておきます。
- ◇ 避難行動要支援者名簿への登録が必要な人を把握します。
- ◇ 障がいのある人や高齢者など要配慮者も交えた、防災訓練を実施します。

② 地域の防災対策の促進

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
49	防災に関する知識等の普及・啓発	<p>地域における防災リーダーの育成や学校における防災教育を通じて、防災に関する知識の普及・啓発に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ひとづくり講座事業（市） ・防災教室事業（市）
50	地域防災活動の活性化	<p>自治会等に対する講座や訓練等を通じて、自主防災組織の重要性を啓発するとともに地域防災力の向上に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習まちづくり出前講座（防災）の提供（市） ・災害ボランティアセンター*立ち上げに向けた体制づくり（社協）

市民・地域 の取組

- ◇ 普段から、隣近所の人と災害を意識した話しあいや地域の防災訓練に積極的に参加します。
- ◇ 地域での防災対策を促進するため、各家庭や地域において災害に備えた備蓄に取り組みます。

③ 地域の防犯活動の支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
51	地域の連携による防犯の推進	<p>地域における見守り活動の促進や「子ども 110 番の家制度*」の周知を通じて、防犯意識の向上や犯罪抑制に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・通学路ふれあい安全マップの作成・活用（市）・子ども 110 番の家制度の周知（市）
52	活動を支える基盤強化	<p>地域における防犯活動団体に対する支援や防犯カメラの設置に対する補助を通じて、地域における防犯活動や防犯体制の強化を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・防犯団体活動支援事業（市）・自治会防犯カメラ設置補助事業（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 犯罪被害にあわないために防犯意識や知識を高めます。
- ◇ ボランティアや見守り活動などで、学校の通学路などの安全確保を図ります。
- ◇ 防犯灯や防犯カメラを設置するなど、防犯活動を推進し、犯罪を予防する環境をつくります。

成果指標

項目	現状 令和 5 年度	目標 令和 11 年度
防災推進員*の活動者数（累計）	126 人	▶ 150 人
犯罪認知件数（年間）	925 件	▶ 772 件

基本施策4 包括的な自殺予防体制の構築【自殺対策計画】



現状と課題

- 近年、全国の自殺者数は、年間2万人を超える水準で推移しているものの、減少傾向にありましたが、コロナ禍で女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題が顕在化しました。
- 令和4年10月に閣議決定された「第4次自殺対策総合大綱」では、これまでに引き続き、社会における「生きることの阻害要因*」を減らし、「生きることの促進要因*」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向が示されるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が新たな基本認識として追加されました。
- 本市の令和5年の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は15.1となっており、全国（17.3）、岐阜県（18.8）と比較して低くなっています。
- 自殺死亡の要因は様々であり、不安や悩みの深刻化を防ぐため、家族や地域等の見守り、相談支援や居場所の提供、複合的課題に対応するための関係機関とのネットワークづくり等の取組が求められます。

具体的な取組

① 自殺を未然に防止する体制の強化

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
53	地域におけるネットワークの強化	<p>保健・医療・福祉・教育・労働等、様々な分野の行政機関や、関係団体と連携し、自殺対策に関する検討や情報交換などをを行う場を設けます。また、地域におけるコミュニケーションの活性化を促すことで、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自殺対策推進本部会議の開催（市）・自殺対策連絡協議会の開催（市）・語らい・ふれあい活動事業（市）
54	自殺対策を支える人材の育成	<p>自治会や民生委員・児童委員、行政職員など、様々な人を対象にゲートキーパー*研修を実施し、自殺リスクのある人の早期発見や見守りに携わる人材を育成します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ゲートキーパー養成研修の開催（市）・教職員に対するSOS受け取り方研修の実施（市）
55	周知・啓発の推進	<p>自殺リスクや対策などについて正しい理解を深めてもらうため、自殺対策に関する講演会の開催等を通じて、周知・啓発に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・こころの健康づくり講演会の開催（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという意識を一人ひとりが持ちます。
- ◇ ゲートキーパー養成講座の受講などを通じて、ゲートキーパーの役割や必要性を正しく理解します。

② 自殺リスク要因を減らすための支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
56	相談支援体制の充実	<p>自殺を選択する要因は様々であることから、生活困窮や就労、こころの相談など多様な分野の相談支援を展開することで、自殺リスク要因の低減を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・(再掲) 健康相談事業（こころの相談）(市)・消費生活に関する相談、多重債務相談（市）・(再掲) 就労支援コーディネーターの設置（市）
57	当事者及び家族への支援の充実	<p>自殺未遂者や、遺された家族へのフォロー、相談支援機関への取り次ぎなどを通じて、自殺の企図防止や家族の悩みや不安などの軽減を図ります。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・自殺未遂者への相談支援（市）・遺された人への支援に関する情報発信（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 職場や地域において、過重労働やハラスメントの対策などに取り組みます。

③ さまざまな世代や環境に応じた支援

行政・社協 の取組

No.	取組	内容
58	子ども・若者の自殺対策の推進	<p>訪問支援、相談支援や居場所づくりなど、様々な支援施策を通じて、育児による心身の不調や、虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校など、子ども・若者や子育て当事者が抱える不安や悩み、課題の解決に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none">・「SOS の出し方に関する教育」の実施（市）・(再掲) こども家庭センター「クローバー」の運営（市）・(再掲) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への支援（市）・(再掲) 教育センター「すてっぷ」の運営（市）・少年センター「ほっとステーション」の運営（市）

No.	取組	内容
59	女性の自殺対策の推進	<p>育児など、女性が孤独・孤立状態に陥りやすい場面や心身に支障をきたす可能性が高まる場面において、相談支援や訪問支援などを展開し、不安や悩み、課題の解決に取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 母子保健事業（乳幼児健康診査、家庭訪問、のびのび測定等）（市）
60	高齢者の自殺対策の推進	<p>配偶者との死別などによる孤独・孤立や、身体機能の低下等を背景とした自殺リスクを低減するため、相談支援や介護予防、居場所づくり事業を展開します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者団体対象の介護予防教室の開催（市） ・高齢者の居場所づくり事業（市）
61	生活困窮者の自殺対策の推進	<p>経済的な理由を背景に自殺するリスクを低減するため、生活困窮者に対する相談支援や就労支援等を展開します。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 生活困窮者自立支援事業（市・社協）
62	勤務・経営者の自殺対策の推進	<p>労働環境などを背景に自殺するリスクを低減するため、経営者等に対する自殺対策やゲートキーパーの周知、ハローワーク等と連携した就労支援や雇用機会の創出などに取り組みます。</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携（市）

市民・地域 の取組

- ◇ 健康づくりや支えあい活動を通じて、心身の健康増進やつながりづくりを推進します。
- ◇ 見守り活動やちょっとした声かけなどを通じて、自殺リスクが高い人の早期発見に努めます。

成果指標

項目	現状 令和5年度	目標 令和11年度
ゲートキーパー養成研修受講者数（累計）	56人	70人
自殺死亡率（人口10万人） <small>※令和4年度</small>	15.1	12.0

取組事例 ゲートキーパー養成研修事業

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

様々な悩みや生活上の困難を抱える方に対する早期発見や見守りに携わる人材育成のため、民生委員・児童委員、行政職員など、様々な人を対象にゲートキーパー研修を実施しています。



第5章

社会福祉協議会と活動計画

1 各務原市社会福祉協議会と計画の推進

市社協では、第2期地域福祉活動計画から基本構想として掲げてきた『ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり』の実現が、「住民は優しさを分かちあい、より温かく、共感に満ちた各務原市」につながるものであると考え、第5期地域福祉活動計画においてもめざす姿として継承します。

各務原市地域福祉活動計画のめざす姿

ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり

地域の中で、誰かを支え、時に誰かに支えられ、安心して心豊かな暮らしができる地域をつくり、さらに一人ひとりが主役となって活動できるまちをめざします。

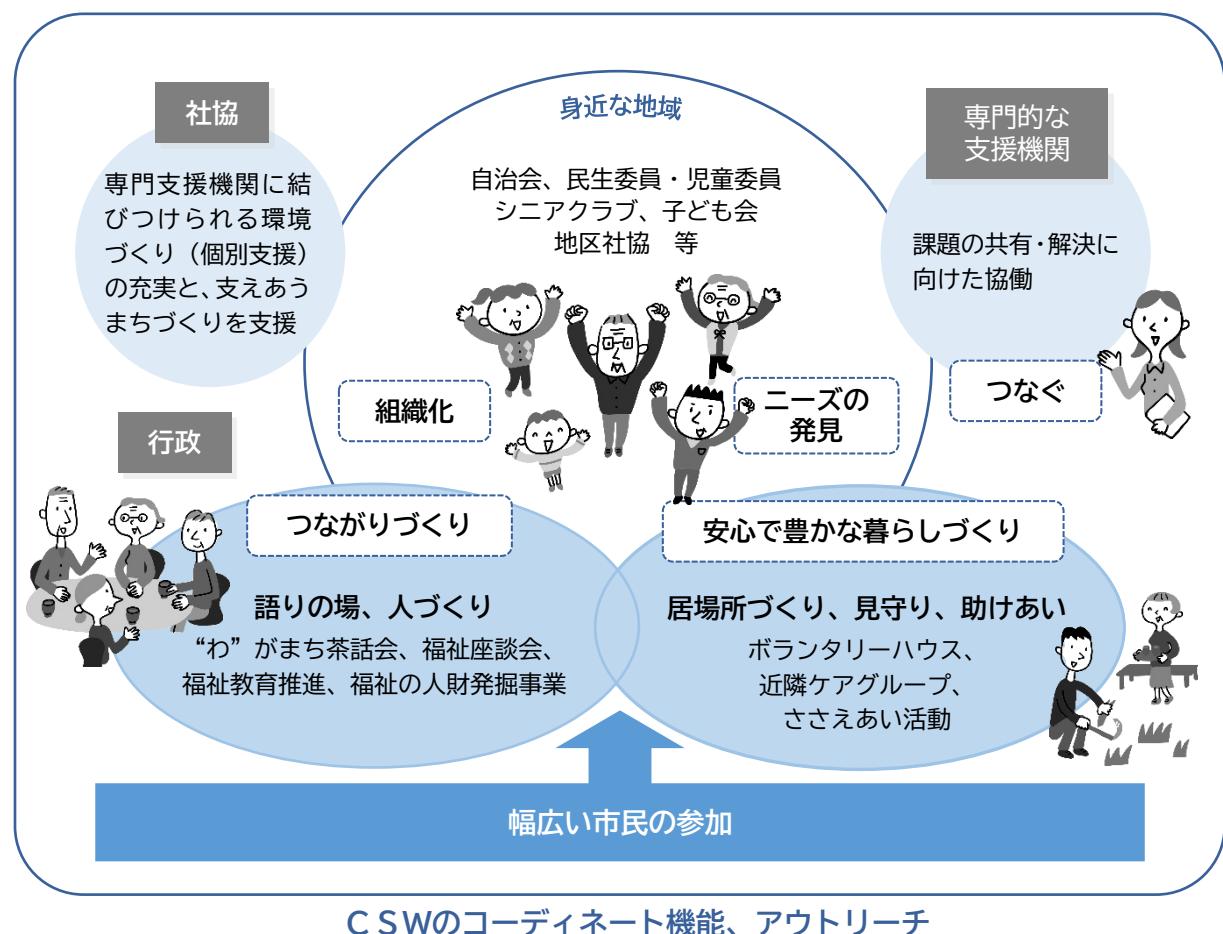
本計画の第3章では地域福祉計画における「計画の基本理念・基本目標」などを、第4章では「施策の展開」を示しましたが、本章では、住民同士が自主的・主体的に解決していく活動を推進するための民間の活動・行動計画として、本市の施策の中で市社協が取り組む内容を抽出した地域福祉活動計画を示します。

基本理念	基本目標	施策	市社協が取り組む内容
みんなが「つながる」「やさしさ」あふれるまち かかみがはう	1 認めあい、支えあう まちづくり	(1) 地域活動の促進	・多世代が交流できる地区社協事業の展開 ・身近な場所での拠点づくりに対する支援
		(2) 見守り・助け合いの活性化	・見守り活動の活性化
		(3) 地域組織・団体の連携強化	・地域における情報共有の推進 ・社会福祉法人の公益的取組の推進
	2 地域福祉の担い手 が育つまちづくり	(1) 支えあう意識づくり	・福祉教育推進事業 ・偏見や差別解消の啓発
		(2) 活動の担い手づくり	・新たな人材の掘り起こしや参加促進 ・ボランティア養成講座の充実や機会の提供
		(3) 多様な住民の参画促進	・居場所づくり、役割づくり ・若い世代に対する地域福祉への理解促進活動
	3 誰もが安心して暮らす けられるまちづくり	(1) 福祉サービスの質の向上・利用促進	・助成金制度等の周知や利用支援
		(2) さまざまな困難を抱える人に 対する支援の充実	・生活相談センター「さぽーと」の運営 ・当事者の組織化に対する支援
		(3) 防災・防犯活動の推進	・災害ボランティアセンター立ち上げに向けた体制づくり
		(4) 包括的な自殺予防体制の構築 【自殺対策計画】	・生活困窮者自立支援事業

2 地域課題の解決への流れ

身近な地域において、世帯が抱える様々な困りごとを気軽に相談でき、専門的な支援機関に結びつけられる環境づくり（個別支援の充実）と、地域において支えあうまちづくりを進めます。そのため、地域ごとにコミュニティソーシャルワーカー*（以下、「CSW」という。）を配置し、地域住民や行政、福祉専門職等から寄せられる、多くの問題を抱える世帯や制度のはざまの問題を抱える世帯など、支援につながりにくいあらゆる生活課題を受け止めると同時に、アウトリーチによる地域の現状把握・課題整理を行い、福祉専門職や関係機関との連携のもと、一人ひとりの生活課題の解決に努めます。

■困りごとを発見・相談・解決しやすいまち



3 地区社会福祉協議会とCSWの協働

市社協では、住民が主体となり生活課題を自分たちの課題として受けとめ、解決につなげる事業を展開する地区社協を小地域福祉活動の中核に据えてきました。

地区社協は、概ね自治会連合会を単位として、市内17の地区社協が組織されています。地区社協は事業効果を考え、住民同士が身近で顔の見える範囲の事業（近隣ケアグループの見守り活動や、ボランタリーハウス事業）から、地区内全域を対象としたふれあい交流事業や福祉座談会など、実施工アリアを工夫して事業を展開しています。また、自治会、民生委員・児童委員、ボランタリーハウスなど様々な団体やボランティアにより組織されている強みを活かし、様々な視点から住民が抱える多様な生活課題に早期に気づき、地域の課題として捉え、各種団体が手を取りあう中で、生活課題の解決に対応していくことをめざしています。

この取組をより実現可能なものとするために、CSWを配置し、職員が地域で集めた困りごとの情報を元に、地域の中で共通する課題を見つけ、住民や関係機関等とともにその課題を考える機会をつくり、協働により解決に向けた取組ができるようすすめます。

また、地区社協の活動財源として、住民や事業所からの協力をいただく社協会費が充てられています。この会費を効果的に活用するために、市社協では地区社協の役割を6つに分類し、役割ごとに推奨する事業を助成事業としてメニュー化し、それぞれの事業の目的や意義を明確にした上で、課題の早期発見ができる土壤づくりや生活課題解決に向けた取組につながるよう推進していきます。

■地区社協の役割

No.	役割	メニュー事業(主な取組)
1	集うこと	・ボランタリーハウス事業 　・ご近所畠事業 ・ふれあい交流事業
2	学ぶこと・知ること	・近隣ケアグループ研修会 　・福祉の人財発掘事業 ・福祉座談会 　・地域の困りごと調査
3	ささえあうこと 安心につながること	・ささえあい活動支援事業 ・食を通した生活支援事業
4	知らせること	・機関紙（地区社協だより）の発行
5	募ること	・会費趣旨説明会
6	地域を応援すること	・地域福祉活動を活発にするアイデアや、私たちにできることは何かをCSWとともに考える

4 地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

官民協働は車の前輪と後輪のようなものです。

前輪は住民やボランティアで、自分たちのまちをどんなまちにするのか、自らハンドルを握って「方向」を定める役割です（前輪＝地域福祉活動計画）。後輪は国や自治体であり、前輪である住民やボランティアの活動を後押しする動力部分の役割です（後輪＝地域福祉計画）。両計画は車の両輪関係にあり、相互に施策を共有し、連携・協働を図りながら共に地域福祉を推進していきます。

この2つの計画とともに、住民がより主体的に地域福祉活動に関わることができるよう、地区社協の手によって、コミュニティ会議での意見や今までの事業を振り返りながら、今後の地域のめざす姿や取組方針を定めた、地区社会福祉協議会地域福祉推進計画を作成しました。



付箋を使ったアイデア出し



各グループの成果発表

【「キーワード」で見る、地域コミュニティ会議】

地域コミュニティ会議では、地域のよいところ（強み）と地域の課題を付箋に書いて出し合い、今後の取組アイデアを話し合いました。

課題として出された付箋をグループ化したキーワードとしては、「少子高齢化」「近所付き合い」「地域交流」「地域活動・ボランティア」「買い物困難、移動・交通」があがりました。世代を超えたコミュニケーションの必要性や、生活に密着した課題が議論されました。

コミュニケーションを図る方法としては、自治会は広報活動を通じて地域情報を提供、地区社協は参加しやすいイベントを開催し、関係機関が連携し見守り活動や安否確認を進めていくというアイデアが出ました。また、ボランティア隊を組織し草刈りなど住民の困りごとに対処していく、ちょっとした困りごとは近所同士で助け合っていくという意見が出ました。この活動がコミュニケーションや地域のきずなを深めたり、見守り、安心につながっていくことから、多くの地区社協で取り組みたい内容としてあげられたことが今期計画の特徴と言え、CSW のバックアップが重要となります。

1 那加一地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・大型ショッピングセンターがあり生活に便利。
- ・近隣に駅やインターチェンジがある、交通に便利。
- ・地域財産、遺跡、文化財がある。
- ・お祭りなど古くから継承され、歴史がある。
- ・通学路見まもり隊*が多く、安心して通学できる。
- ・静かで落ち着いた雰囲気のまち。
- ・消防団や自治会役員の担い手不足が目立つ。

総人口	13,340 人
75 歳以上	1,662 人 (12.5%)
65~74 歳	1,283 人 (9.6%)
15~64 歳	8,313 人 (62.3%)
0~14 歳	2,082 人 (15.6%)
世帯数	5,555 世帯
自治会数	21 自治会
ボランタリーハウス数	3 か所
近隣ケアグループ数	16 グループ
生活支援活動実施自治会数	1 自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 道で出会った際や、畠仕事の最中にもあいさつや声かけができる。
- 登下校の子どもや高齢者に対する見守り活動が多く行われている。
- 新しい家が増え、人口が増加してまちが活発になった。
- 古くからの歴史と文化があり、神社の清掃にも多くの方が参加した。

地域の課題

- コロナ禍もあり、地域行事が行われなかった。意識の希薄化からか、コロナ禍が明けた後も地域行事への参加率が減少している。
- 消防団や自治会役員などの担い手が不足している。
- 新しい住民が増えて地域が活発になる一方で、コミュニケーションがとりにくくなっている。
- 見守るべき高齢の方や独居の方の情報が少なく、状況がわからぬい。
- 近所付き合いが希薄化している。



野菜づくりを行う過程でご近所がつながる、ご近所畠事業

地域のめざす姿

子どもから高齢者までさまざまな世代が
交流できるまちをめざします。

今後の取組

① 行事等に参加しやすい環境をつくります

行事やその他の情報を掲載する回覧を活用してこのまちを知ってもらい、このまちに興味をもってもらいます。新しい住民（若い世代）にも積極的に声をかけて「参加してもいいんだ」と思ってもらえる雰囲気づくりに努めます。

② 子どもも参加できる行事を展開します

子どもから大人まで参加できる事業を展開することで、世代を超えて交流できる機会をつくります。新しい住民（若い世代）にも参加してもらい、地域や住民を知ってもらうことで日頃から少しでもコミュニケーションがとれる関係性を築きます。

③ 世代を超えた声かけを行います

通学路の見まもり隊や、高齢者に対する見守り活動が活発に行われていることが那加一地区の強みです。顔なじみになることで、子どもたちにも高齢者にも安心してあいさつができます。この活動は継続していき、世代関係なくあいさつや声かけができるまちを目指します。

④ 担い手の育成に努めます

上記3つに取り組み、まずは地域住民にこのまちや社協に興味をもってもらうことで、担い手育成のきっかけになります。行事に参加してもらった際には地域住民との対話を増やし、社協や自治会に対する住民の理解を促進します。また、活動者にとって負担にならないような声かけ、活動方法を検討していきます。



悪徳商法について学んだ近隣ケアグループ研修会

2 那加二東部地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- 市役所がまちの中心にあり、行政と商業地域の中心的な地域。
- 市役所、市民公園、駅などの公共施設があり、商業施設なども多く利便性が高く生活しやすい。
- 新興住宅が少なく、マンションの建設も小規模で古い市街地の町並みが残る。
- 古い市街地であるため高齢者の割合も高い。
- 市の中心地であるが、人口は 5,500 人程度。

総人口	5,467 人
75 歳以上	1,125 人 (20.6%)
65~74 歳	609 人 (11.1%)
15~64 歳	3,173 人 (58.1%)
0~14 歳	560 人 (10.2%)
世帯数	2,579 世帯
自治会数	15 自治会
ボランタリーハウス数	6 か所
近隣ケアグループ数	12 グループ
生活支援活動実施自治会数	0 自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 「市民公園前駅」と「各務原市役所前駅」の二つの駅があり、交通の利便性が良い。
- 市役所、図書館、産業文化センター、総合福祉会館など様々な公共施設がある。
- 大きな「市民公園」と「学びの森公園」、そして新境川両岸の百十郎桜並木がある。
- 商業地域で店舗が多い。またクリニックも多くあり便利。
- 通学児童及び生徒のための「見まもり隊」が存在し安全なまち。まちの美化も保たれている。



ご近所畑事業

地域の課題

- 高齢者の割合が高く、それに伴って空き家が多くなっている。
- 高齢者が多い自治会では、不燃物当番や自治会役員の負担の問題がある。
- 水道水の安全性確保の問題があり安心な水の供給が望まれる。
- 地域によっては、閉店した店舗が目立つ。郊外の大型店舗に人が流れている。
- 自衛隊基地があるため騒音問題がある。

地域のめざす姿

地域の中で、声かけ気にかけ心かけ、
ともに支える安心のまちづくりをめざします。

今後の取組

① あいさつを積極的に行い、隣近所と顔見知りの関係をつくっていきます

隣近所等身近なところから声かけをはじめていき、顔見知りの関係をつくります。あいさつなど積極的な声かけを続けることで絆が強くなり、横のつながりができます。

② 自治会活動への関心を高めるよう情報を発信します

自治会の活動に関心のない方が増えてきており、次世代の自治会役員の担い手不足にもつながっています。SNS 等を活用し情報を発信するなどして、自治会活動への関心を高めるよう工夫していきます。また、活動内容や行事の簡略化等で役員への負担軽減を図ります。

③ 空き家を地域の課題として考えていきます

空き家がなくなることが防犯にもつながるので、地域で問題を共有し、行政に空き家の情報を発信したり、私たちにできることを考えていきます。

④ 住みよいまちづくりを行います

那加二東部地区は古い市街なので、自治会によっては子ども会が維持できないところが目立つようになってきています。新しい住民に居住してもらうために、住みよいまちづくりを心がけていきます。

⑤ 地域のつながりを心がけます

公民館や集会所を活用して、気軽に人が集まる場所づくりを行います。

若い人や子どもたちと高齢者が声をかけあえる機会づくりをしていきます。



親子ふれあいの会

3 雄飛地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・雄飛ヶ丘、不動ヶ丘、入会・昭南の3地区から構成され、それぞれ地域特色がある。
- ・祭りやイベントごとに皆好きで参加者が多い。
- ・歩いて行ける範囲で買い物ができ、バスを活用しどこへでも行ける。
- ・自治会役員OB、有志の集まり（まちづくり委員会）が地域の課題解決に向け積極的に活動、提言をしている。

総人口	3,790人
75歳以上	665人(17.5%)
65~74歳	456人(12.0%)
15~64歳	2,214人(58.5%)
0~14歳	455人(12.0%)
世帯数	1,762世帯
自治会数	17自治会
ボランタリーハウス数	2か所
近隣ケアグループ数	11グループ
生活支援活動実施自治会数	0自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 高齢者のためのマルシェや、2か所のボランタリーハウスがある。
- 地域の行事が多く、経験者が教えてくれたり手助けしてくれたりする。
- 近所の人との交流やつながりがあり、あいさつができる。
- 住みやすく、若い世代が増えることもあり、公園で子どもが遊ぶ姿も見られる。



健康増進教室

地域の課題

- 高齢者が増え、自治会活動、地区社協、ボランタリーハウスの担い手がない。
- 高齢者と地域の子どもたちとの接点がなく、世代間の交流がない。
- 自治会加入者、行事参加者が減っている。
- 高齢者が町内活動に出なくなり、安否確認ができなくなっている。

地域のめざす姿

地域行事をとおして、3世代がともにふれあい、
協力しあえるまちをめざします。

今後の取組

① “さつまいもプロジェクト”で多世代交流を図ります

春のさつまいもの苗植えから、秋の収穫祭・自主防災活動につながる長期にわたるイベント、年少世代から祖父母世代まで多くの方が参加される世代間交流の機会になっており、今後も継続して実施します。

② 川崎山薬師寺と協働して、薬師寺を起点とした歳時（夏祭り、鬼の巡行）を行い、地域の交流の場を提供します。

川崎山薬師寺は雄飛地区3地区の中心にあり、地域住民にもなじみ深いこともあり、薬師寺で催しを行うことで、3地区間の交流を深め、誰もが参加しやすい環境を整えることができます。

③ 地域食堂のような場で、世代間の交流ができるようにします

足の調子が悪くなり、遠くまで買い物に行けなくなる人も増えてくる中、地域食堂を開設することで食の不安が解消できます。また、放課後に子どもも参加することで世代間のつながりができます。

④ 催しの案内を、参加したいと思わせる表現に変えます

節分のイベントの案内を見ても準備するものがわからず、結局参加しないということがあります。他の事業でもそういったことが考えられます。そのため、「案内を見れば気軽に参加できる」ことを目指し、わかりやすい事業の周知を行っていきます。



さつまいもプロジェクト（収穫祭）

4 那加三地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・市役所や公園、学校なども近く、昔からある商業地と住宅地で構成される地域。
- ・長く暮らしている方が多く、昔からの付き合いが多い。
- ・子どもや子育て世代が増えてきている。
- ・祭りや行事が多く、住民が多く参加する。
- ・交通の便が良く、災害の少ない地域。
- ・住民の団結力がある地域。
- ・駅やバス路線があり交通の利便性が良い。

総人口	8,505 人
75 歳以上	1,357 人 (16.0%)
65~74 歳	877 人 (10.3%)
15~64 歳	5,189 人 (61.0%)
0~14 歳	1,082 人 (12.7%)
世帯数	3,847 世帯
自治会数	27 自治会
ボランタリーハウス数	6 か所
近隣ケアグループ数	27 グループ
生活支援活動実施自治会数	0 自治会

令和 6 年 4 月 1 日時点

地域のよいところ

- 子どもから高齢者まで人口のバランスが良い。
- 住民の団結力があり地域の行事が盛んである。
- 交通の便が良く適度に商店もあり暮らしやすい。
- 災害が少なく安心して暮らせる。



那加三夏祭り

地域の課題

- 地域のリーダーが高齢化し、次のリーダーがない。
- 子どもが少くなり、地域とのかかわりが減ったところもある。
- 空き家が増えそのまま放置されている。
- 転入してきた方の自治会加入率が低く、地域行事の参加につながらない。

地域のめざす姿

「向こう三軒両隣」の輪がつながるまちをめざします。

今後の取組

① 子どもや子育て世代が参加できる事業を実施します

子どもと子育て世代が「困ったときに助けを求められる人がいる」「近くに仲間がいる」と感じられるようビオトープや学校を活用し、子どもとのつながりをつくっていきます。

② 子どもから高齢者まで全世代がつながる事業を実施します

同世代とのつながりはありますが、多世代となると一緒に楽しめることができなくなっています。しかし、そんな多世代のつながりを大切にしたいと考え、「行ってみたい」「気になる」を大切に、誰もが来やすい事業を行います。

③ ちょっとした困りごとを解決できる体制をつくります

歳を重ね、電球交換等のちょっとした家の困りごとがある人が増えてきています。一方、今まで仕事で得た知識やスキルを持て余している人も多いです。この2者をつなぐことができればちょっとした困りごとの解決、高齢者の出番等、地域に良い効果が出てきます。



近隣ケアグループ研修会

④ 活動の情報を多世代に届けます

行った活動や、PRを全世代に届ける方法は1つではありません。紙、SNS等を活用し情報を届けることで、まだ地域の活動に関わったことがない人も興味を示すきっかけになります。

5 尾崎地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- 昭和 50 年（1975）はじめに造成された県営アパートと、戸建住宅の大規模団地を中心とした自然豊かな地域。
- 当初に入居した世代の子どもたちの多くが転出し、人口の減少と少子高齢化が著しい。
- いくつかのアパートが閉鎖されて駐在所と保育所が廃止されたが、銀行、スーパー、郵便局などは存続しているので、生活インフラは確保されている。

総人口	4,228 人
75 歳以上	1,111 人 (26.3%)
65~74 歳	618 人 (14.6%)
15~64 歳	2,142 人 (50.7%)
0~14 歳	357 人 (8.4%)
世帯数	1,867 世帯
自治会数	22 自治会
ボランタリーハウス数	2 か所
近隣ケアグループ数	5 グループ
生活支援活動実施自治会数	22 自治会

令和 6 年 4 月 1 日時点

地域のよいところ

- 青少年育成市民会議*、体育振興会*、パークレンジャー*等による活動や、個人の清掃活動など、地域活動やボランティア活動が活発である。
- 各分野の専門家（退職した人）が住んでいる。
- 自然が多く、山登りやウォーキングをしやすい環境であり、散歩する人も多い。
- ボタンタリーハウスコスモスの里、尾崎ミニサロン、尾崎助っ人隊があり、支えあいの体制ができている。
- 生協、銀行、郵便局、商店街があり、大学も近くにある。



ラジオ体操会（7会場で延べ 2,000 人が参加）

地域の課題

- 高齢化により地域活動の担い手がない。
- 自治会の数や自治会加入者が減り、自治会活動の継続が大変。
- 坂が多く移動が大変。バスも少なく、買い物や通院に苦労する。
- 子どもが減り活気がなくなった。地域の付き合いが少なくなった。

地域のめざす姿

助け合って安心して生活できる尾崎地区をめざします。

今後の取組

① ささえあえる地域づくりを継続します

住民のささえあい活動である、尾崎助っ人隊の活動を充実させます。

従来の掲示板やミニ広報での情報発信に加え、スマートフォンやインターネットの利用など、デジタルに関する知識の啓発を進めます。住民の SOS を受け止めることができる地域を目指します。



尾崎助っ人隊（不用品の搬出活動）

② 多世代がふれあえる機会をつくります

各種団体や地元の企業と連携を図り、多世代が交流できる機会を引き続き提供します。

ラジオ体操会や伝承遊びなどを通じて、多世代がふれあい助けあうことのできるまちを目指します。

③ 多くのボランティアでつながりながら活動をすすめます

ボランタリーハウスコスモスの里、尾崎ミニサロン、尾崎助っ人隊をはじめ、多くのボランティアが活動しているので、横のつながりをもち、活動を充実させます。

④ 活動を広げる工夫をします

自治会連合会、青少年育成市民会議や体育振興会などの地域組織との協力関係を維持します。

サークルや親子サロンなどの団体との連携を模索します。

6 稲羽西地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・農地があり自然が多く静かで住みやすい。
- ・多世代同居が多い。
- ・インターチェンジが近くにあり、交通に便利。
- ・近年大型ショッピングセンターの進出により、買い物に便利。

総人口	7,555 人
75 歳以上	1,493 人 (19.8%)
65~74 歳	959 人 (12.7%)
15~64 歳	4,278 人 (56.6%)
0~14 歳	825 人 (10.9%)
世帯数	3,051 世帯
自治会数	14 自治会
ボランタリーハウス数	5 か所
近隣ケアグループ数	10 グループ
生活支援活動実施自治会数	0 自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 道ですれ違う人と自然にあいさつができる。
- 住民の移動が少ないので近所付き合いがよくできている。
- 町内や地域の行事が盛んで参加者も多い。
- 通学路の見まもり隊への参加が多く、子どもたちとの交流ができている。



健康講習会

地域の課題

- 転入の方との交流が取りにくい。
- 少子高齢化が進み公園で遊ぶ子どもの姿を見かけなくなった。
- 生活道路での車の交通量が増え危険である。
- 徒歩で行ける範囲内に商店（コンビニを含む）が少なく、高齢者にとっては買い物が不便。

地域のめざす姿

みんなでつくる地域のつながりを
大切にするまちをめざします。

今後の取組

① 転入者の方にも気軽にあいさつ、声かけができる関係を築きます

まずはあいさつから初めて、ご近所に馴染んでもらうところから始めます。
あいさつを通じて、ご近所・地域のつながりを深めていきます。

② 子育て世代の方が生活しやすい環境を整備します

見まもり隊をはじめとし3世代の交流を通じて、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

③ 交通安全の意識高揚を図ります

交通量の多いところへの掲示板の設置や、安全ルールの周知に努めます。

④ 買い物困難者に対して地域でできることを検討します

日頃からの見守り活動を通じて、買い物での困りごとがないかを聞き出せる関係を築きます。
移動販売車の実現も選択肢の一つとして検討します。



オータムフェスタでの手話講座

7 稲羽東地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・持ち家が多く、程よい世帯の広さと間隔があり、プライバシーも守られつつ、良好な近所付き合いができる。
- ・自治会活動参加率が高く、子ども会、PTA、見まもり隊、シニアクラブ*活動も盛ん。
- ・あいさつ、声かけ、日々の意見交流、伝統行事、お裾分け文化も盛んで、子育て、介護のしやすい地域。
- ・仕事先が地元に少なく、勤労世代は昼間不在。

総人口	3,511人
75歳以上	727人(20.7%)
65~74歳	527人(15.0%)
15~64歳	1,957人(55.8%)
0~14歳	300人(8.5%)
世帯数	1,430世帯
自治会数	11自治会
ボランタリーハウス数	1か所
近隣ケアグループ数	11グループ
生活支援活動実施自治会数	0自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 三世代間でのあいさつ、声かけが盛んである。
- 知らない人同士でもあいさつをする。
- 見守りが盛んであり、安心して子育てができる。
- 地域の人とのコミュニケーションが良好である。
- 自治会活動が盛んである。



高齢者ふれあい交流会

地域の課題

- 移動手段、買い物先が少なく、生活必需品の確保に手間がかかる。
- 交通量が多くなり、車の危険が増え、抜け道対策が不十分である。
- 勤労世代が兼業耕作をしなくなり、田畠、耕作放棄地の管理が不十分である。
- 子どもが都会に就労し、独居、空き家が増加している。
- 地区に就労先が少ない。

地域のめざす姿

自治会やシニアと連携して、三世代交流を活性化する。

今後の取組

① 買い物、移動支援に関するサービスや情報を共有します

移動スーパーの利用など外出、買い物の工夫や、道の駅や商店の誘致について話し合ったり、情報提供を行います。

② 交通量が多くなり、車の危険が増えたため、安全なまちをつくります

危険な道路の場所を確認し、自治会と協働して市役所などに知らせます。また車が速度を出す道は見守りや、手づくりの啓発看板を設置するなど住民の安全確保に努めます。

③ ボランティア隊の組織を検討します

農地や自宅など、雑草を刈ることが難しくなり、荒れている空き家も目立ちます。田畠や耕作放棄地も含めて、草刈りなど住民の困りごとに対処する、ボランティア隊の組織づくりを検討します。

④ 三世代交流をすすめます

自治会やシニアとも連携し、子どもが家族とともに世代を超えて参加でき、自治会に入っていない人ともコミュニケーションを図れる事業などを検討します。



赤い羽根たすけあい交流会

8 川島地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・周囲を木曽川に囲まれた珍しい地域で、川の眺めはとても美しい。
- ・来園者が多い「河川環境楽園」と、製薬業屈指の製薬会社等がある。
- ・自然が減少している。
- ・転入による若い人口が増えている。
- ・鉄道が通っていない。
- ・スーパーがない。

総人口	11,866 人
75 歳以上	1,498 人 (12.6%)
65~74 歳	1,291 人 (10.9%)
15~64 歳	7,322 人 (61.7%)
0~14 歳	1,755 人 (14.8%)
世帯数	4,713 世帯
自治会数	35 自治会
ボランタリーハウス数	6 か所
近隣ケアグループ数	6 グループ
生活支援活動実施自治会数	4 自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 昔から住む人はお互いが顔をよく知っている。
- 八朔相撲や小網太鼓など古くからの行事が残っている。
- 神社、墓地等の清掃をする高齢者のグループが見られる。
- 木曽川の清流のように人々の心は優しく純粋である。



配食サービス

地域の課題

- 自治会等の行事に理解が薄く、ボランティアや参加者が少ない。
- 自治会未加入や子ども会の解散がみられることから組織づくりを考える必要がある。
- 新しく川島へ転入してくる人々と以前から住んでいる人との結びつき、交流が必要である。
- 公共交通の整備が十分でなく、買い物・通院が不便である。
- 戸建て住宅、アパートの建設により通行する車が多くなる一方、狭い道路が多く、すれ違いに困る。将来、大雨での浸水や災害時の救出等に支障が出る可能性がある。

地域のめざす姿

故郷の心と故郷のつながりが優しく、固く、いつまでも続き、3つの健康（身体、頭、心）づくりが継続していくことをめざします。

今後の取組

① あいさつを絶やさずに

人の心のつながりのきっかけは、あいさつから始まります。道で会ったとき、各種事業で顔を合わせたとき等、あいさつをするよう努め、近所・地域の結びつきを深めていきます。

② おいで、おいで輪の中に入って

昔から住んでいた人と新しく転入してきた人が、互いに気持ちよく住むことができるよう、交流事業や伝統文化のふれあいを進めています。（自治会加入、各事業への参加を呼びかけます）

③ いつまでも元気に

みんなが心身健康でいつまでも元気で暮らせるように、フレイル予防事業等への理解や参加を呼びかけていきます。

④ みんなのためが自分のため

少子高齢社会の今は、世代とは関係なく、元気な人がそうでない人を支える時代であり、見守り支援やボランティア活動が広まっていくように努め、それが自分のためにもなることを周知します。

⑤ リーダーの養成

子どもから高齢者まで各層にわたって、リーダーづくりに力を注ぎ、シニアクラブの活性化やボランティアグループの増加、子ども会の再立ち上げに努めています。



夏休みふれあい交流事業

9 鵜沼第一地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・南部には古くからある3世代の世帯も多い。
- ・アパートや住宅ができて、若い世代の移住者も増えてきた。
- ・名古屋や岐阜などへの交通の便が良い。
- ・国道21号線沿いには、商業施設が増えてきた。
- ・各務原アルプス、木曽川など自然も豊か。

総人口	9,957人
75歳以上	1,395人(14.0%)
65~74歳	1,087人(10.9%)
15~64歳	6,109人(61.4%)
0~14歳	1,366人(13.7%)
世帯数	4,179世帯
自治会数	24自治会
ボランタリーハウス数	6か所
近隣ケアグループ数	22グループ
生活支援活動実施自治会数	0自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- ボランタリーハウスなどの集いの場所が定期的に開催され、顔を合わせやすい。
- 交通の便が多く、商業施設も増え、まちが活発である。
- 新しいアパートや住宅が増え、若い世代も多い。
- 地域の活動へ参加する意欲が高い。

地域の課題

- 地域活動への参加意欲も高いが、参加する人が特定されている。
- 若い世代（新しく転入された人）の地域活動への参加が少ない。
- 世代間で会話をする機会が少ない。
- ボランティアの高齢化、地域活動を行う次の世代が少ない。



福祉講演会

地域のめざす姿

3世代交流が豊かなまちをめざします。

今後の取組

① 3世代でふれあう場をつくります

鵜沼第一地区社協では、「なるほど ザ ふるさとの自然や歴史発見！」と題し、世代を超えた交流を図ってきました。今後も世代を超えた交流できる事業を継続し、3世代がふれあえる場をつくります。

② 地域の魅力を伝えます

広報などで地区社協や地域の魅力を発信することで、新しい移住者や若い世代にも地域の活動に参加してもらえるよう努めます。

③ 人の役に立つ喜びを伝え、協力者を増やします

地域の活動の参加者が増え、対話が増えることで地域活動やボランティアの良さを伝えることができます。若い世代も地域活動に参加してもらえるようコミュニケーションを図っていきます。

④ 近所同士で対話をします

近隣ケアグループ、自治会長、民生委員・児童委員が近所でコミュニケーションを図れるよう研修会を行い、意識づけをしていきます。



古市場フレッシュサロン

10 鵜沼第二地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・各務原台地の上にあり、災害が少ない。
- ・以前からの住民、新しく住み始めた住民が全体的に混じっており、年齢層に極端な偏りがない。
- ・人口減少がほとんどない。
- ・公園や街路樹等緑が多い。
- ・鉄道が鵜二の東西をつないでおり、他の公共交通機関も充実している。

総人口	13,054 人
75 歳以上	1,678 人 (12.9%)
65~74 歳	1,344 人 (10.3%)
15~64 歳	8,267 人 (63.3%)
0~14 歳	1,765 人 (13.5%)
世帯数	5,742 世帯
自治会数	27 自治会
ボランタリーハウス数	8 か所
近隣ケアグループ数	26 グループ
生活支援活動実施自治会数	27 自治会

令和 6 年 4 月 1 日時点

地域のよいところ

- 都会でもなく田舎でもなく、程々に近所付き合いができる。
- JR、名鉄電車、国道、高速道路 IC が近くにあり交通の便が良い。
- 各務原台地の上にあり、水害、地震に強い地域である。
- 各種の団体が、程よく活動している。



はじめてのハンドドリップ
(福祉の人財発掘事業)

地域の課題

- 高齢化率が高くなり独居者が増加し、生活上の不安を抱えている人がいる。
- いろいろな団体間の交流が少なく、活動の分担が明確でなく意思の疎通も十分でない。
- 特に高齢者は買い物や通院等で、車がないと生活が困難な場合が多い。
- 特に子どもが減少しており、将来の鵜二地域の賑わいが減らないか心配。
- 災害が少ない地域ゆえに、災害への備えや、防災の意識が薄い。
- 近所付き合いの希薄化。

地域のめざす姿

お互いさまの気持ちで支えあう、
笑顔あふれるまちをめざします。

今後の取組

① 住民お互いさま活動を活発にします

高齢化により、今後の生活に不安を感じている人に対し、住民お互いさま活動で不安を解消していきます。そのために、住民お互いさま活動の活動者を増やしたり、専門性を高めたりして幅広いニーズに応えられるよう努めます。

② 多くの団体と意見交換を行ったり、課題解決のために協働します

自治会、民生委員・児童委員、近隣ケアグループ、ボランタリーハウス、シニアクラブ、地域包括支援センター等と日頃から意見交換をすることで、互いの強みが見えるようになります。その結果、課題を共同で解決できるようになることを目指します。

③ 移動が困難な方への移動支援を行います

現行のふれあいバス*、チョイソコ*の利用を推進するとともに、自宅前から目的地に移動する新たな方法を模索します。

④ 全世代が参加したい「共通テーマ」で全員参加をめざします

子ども、青年、成人、高齢者まで全世代が参加したい、関わりたいと思える共通のテーマを見つけ、誰でも来やすい事業を展開します。

⑤ 被災に慌てない地域をめざします

家具転倒防止や備蓄などの自助、高齢者世帯や要支援者の把握、炊き出しや AED*の訓練などの共助ができるよう研修会を実施し、住民に防災について周知します。



ボランタリーハウス ばじ東風

11 陵南地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- 東西に走る県道(木曽川街道)より南は農業地域。南端には陵南小学校が位置する。
- 県道の朝日町南交差点より北へ市道各務原駅前通りがのびている。通りは住宅密集地を東西に二分し、地区の主要道路で陵南小学校の児童のための通学路となっている。交通量は増加しているものの、50年来大きな道路改良はされていない。
- 高齢化率は 29.3%。大型店舗は無く、コンビニは 3軒。必然的に移動手段は車となり、高齢になるほど危険度は高くなる。

総人口	7,173 人
75 歳以上	1,231 人 (17.2%)
65~74 歳	869 人 (12.1%)
15~64 歳	4,186 人 (58.3%)
0~14 歳	887 人 (12.4%)
世帯数	3,019 世帯
自治会数	12 自治会
ボランタリーハウス数	3 か所
近隣ケアグループ数	12 グループ
生活支援活動実施自治会数	0 自治会

令和 6 年 4 月 1 日時点

地域のよいところ

- 子どもたちを含め、あいさつがしっかりできる。
- 花等のやりとり（分け合い）が大変良いと思う。
- 近所についてはほぼ全戸が 40 年以上の付き合いがあり、声かけ等もしっかりできている。
- 春秋にシニアクラブの 30~40 人くらいで陵南小学校の草刈りをしている。
- 災害が少ない。



健康麻雀大会

地域の課題

- 高齢化で、事故や生活環境が心配である。
- 若い人との交流が少なく、コミュニケーションが取れていない。
- 親子ふれあい行事に人が集まらない。

地域のめざす姿

**老いも若きも元気な者で
支え見守るまちづくりをめざします。**

今後の取組

① 高齢者宅を見守り、手伝います

自治会又はグループで高齢者宅を見守り、お助け作業を複数人で行います。

② 移動手段について情報共有します

高齢となり、運転免許証の返納者が多くなります。返納後に活用できる移動手段やサービスについて話し合ったり、集めた情報を地区で共有したりします。

③ 若い人との交流、コミュニケーションを図ります

自ら積極的に行事に参加して交流を図ります。気軽に参加できる行事を検討します。

④ 交通事故のないまちをめざします

事故が起こってからでは遅いため、道路の状況を確認し自治会と連携して道路改良を要望します。

交通安全に対して、地域で取り組める活動を考えます。

⑤ 災害マニュアルを確認し防災訓練を行います

災害マニュアルはあっても、役割があることをよく知りません。高齢者、自治会長、班長、近隣ケアグループ、それぞれの役割が果たせるよう、訓練教育をすすめていきます。



地域コミュニティ会議

12 鵜沼第三地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- 市東部に位置し、それぞれ成り立ちが異なる住宅団地やマンションなどで構成され、区によって人口構成が異なっている。
- 公園周りの清掃活動、夏祭り、親子ふれあい事業等、自治会活動に地域住民が多数参加している。
- 地域のコミュニケーションが取れている。

総人口	10,848人
75歳以上	2,086人(19.2%)
65~74歳	1,480人(13.6%)
15~64歳	5,862人(54.1%)
0~14歳	1,420人(13.1%)
世帯数	4,663世帯
自治会数	33自治会
ボランタリーハウス数	5か所
近隣ケアグループ数	27グループ
生活支援活動実施自治会数	16自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 近隣とのあいさつがよくできている。
- 声かけや安否確認ができている。
- 自治会等の防犯パトロールの実施で犯罪防止となっている。
- 近くにうぬまの森があり、自然豊かである。



地域コミュニティ会議

地域の課題

- 空き家が多くなってきて、防犯上問題となりつつある。
- ゴミ出し時、ゴミ用ネットがあっても鳥によるゴミ飛散が多い。
- 住民の高齢化が進んでおり、独居高齢者が増えている。
- 自治会員でない人が増えて、マナー違反が多い（ゴミ出し、駐車違反）。

地域のめざす姿

**助けあい、支えあい、
住みよい安全・安心なまちづくりをめざします。**

今後の取組

① 社会福祉協議会の活動PRをすすめます

社会福祉協議会の取組内容に関する地域住民の理解及び行事参加を推進していきます。

② あいさつ・声かけを励行します

子どもから大人まで、あいさつや声かけを推進し、近隣住民とのつながりをより深くし、日ごろから助けあいができるまちにします。



配食サービス

③ 独居高齢者との交流をすすめます

近隣ケアグループ及び民生委員・児童委員、自治会の協力を得て、独居高齢者等と交流を進め、高齢者の心身の健康とともに地域の活性化を図ります。



健康教室



ボランタリーハウス
なかよしハウス

13 各務地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・地域面積は市内最大だが、山地や田畠が多い。
- ・名所旧跡が多く、古くからのお祭りも続いている。
- ・小学校区が3つに分かれている(各務、中央、鵜沼第二)。
- ・住宅が散在しているところも多く、地区内に商店や飲食店が少ない。
- ・自治会とは別に区組織がある。

総人口	5,878人
75歳以上	1,247人(21.2%)
65~74歳	896人(15.2%)
15~64歳	3,198人(54.5%)
0~14歳	537人(9.1%)
世帯数	2,490世帯
自治会数	22自治会
ボランタリーハウス数	4か所
近隣ケアグループ数	23グループ
生活支援活動実施自治会数	0自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 自然豊かで車の騒音なども少なく落ち着いて生活できる。
- 地域住民の顔がわかるので安心感がある。
- 古くからの行事(祭礼等)が現在も続いている、住民同士の連帯感がある。
- 高齢者同士の交流が盛んで、元気な高齢者が多い。



地域ふれあい広場

地域の課題

- 少子高齢化が進んでおり、空き家や耕作放棄地が目立ちはじめた。
- 市街化調整区域*が多く、新たな人口増につながらない。
- チョイソコ以外公共交通手段はなく、移動には車が欠かせない。
- 小学校区が3つに分かれているため、自治会や青少年育成の活動に支障がある。
- 自治会などの役員の受け手がない。また、自治会等からの脱退も発生している。

地域のめざす姿

“ふれあい・ささえあい・たすけあい”
ぬくもり溢れるまちをめざします。

今後の取組

① 交流する機会を増やします

コロナ禍ですっかり萎えた交流を、1つ1つ取り戻していきます（あいさつや声かけ、見守り活動・安否確認、高齢者訪問、ふれあい活動等）。



ふれあい交流事業（村国ふれあいの集い）

② 地域の歴史や文化を宣伝し、当地への誇り・愛着につなげます

恵まれた歴史的、文化的資産の魅力をアピールしていきます。お祭りなどの行事にも協力していきます。

③ 買い物や通院等の手段を模索します

チョイソコの利用を勧奨します。

移動販売車や宅食などの利用について、情報収集をしていきます。

④ 被災に慌てない地域をめざします

家具転倒防止や備蓄などの自助、高齢者世帯や要支援者の把握、炊き出しやAEDの訓練などの共助ができるよう研修会を実施し、住民に防災について周知していきます。

14 緑苑地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- 昭和40年代以降に住宅団地として造成された地域。
- 緑や坂道が多く、自然豊かな住宅地である。
- 人口の減少と少子高齢化が顕著である。
- 地域活動へ参加することで、地元への関心が高まり、人間関係が広がっている。
- サークル活動や趣味活動が盛んで、シニア層が元気である。

総人口	3,940人
75歳以上	1,134人(28.8%)
65~74歳	654人(16.6%)
15~64歳	1,890人(48.0%)
0~14歳	262人(6.6%)
世帯数	1,810世帯
自治会数	18自治会
ボランタリーハウス数	5か所
近隣ケアグループ数	3グループ
生活支援活動実施自治会数	18自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 地域内で住民がすれ違う場合などに気軽にあいさつがで
きている。特に子ども達が元気よくあいさつをしてくれ
る。
- 団地ができて50年以上経つため、長く住んでいる住民が
多いので、関係の良いご近所付き合いが継続できている場
合が多い。
- ボランティア人口が決して多いとは言えないが、ボランテ
ィア活動に対して積極的に取り組んでいる人が多い。
- 夏祭りの復活など、昔から続いてきている地域行事が継続
できている。また、地域で立ち上げたサークル活動なども活発に活動できている。
- 自然環境が豊富で災害や事故が少なく、地域内の公園がきれいに整備されている。そのため地
域内を散歩する人を多く見かける。



敬老の集い

地域の課題

- 地域の少子高齢化と共に空き家が増えてきており、手入れの行き届いていない空き家も存在す
る。
- 団地全体が坂道となっていて、特に中地区から北地区にかけては移動手段の確保が必須となっ
ている。一方で、コミュニティバスや循環バスの本数が少ないため、移動手段に困っている人
が多くいる。
- 住民の人で地域との交流を好まない人が一定数存在する。その中には、特に高齢者や独居の人
が多く、どのように地域で支えていくべきかといった問題を抱えている。
- 少子高齢化により、地域内のボランティアや支えあいの担い手が高齢化しており、元気で活動
的なボランティアや担い手を必要としている。

地域のめざす姿

住民相互でふれあいささえあい、
SOSが言える思いやりのあるまちをめざします。

今後の取組

① ちょっとした助けあい活動を充実させます

活き活きサポート活動による住民相互支援の体制はできあがっていますが、十分に行き届いた活動ができているとは言い難いです。ちょっとした助けあい精神に立ち返って運営方法を抜本的に見直すとともに、新しい担い手の募集等を積極的に行います。

② 住民相互の交流の機会をつくります

ふらっとやコミュニティセンターなどの公共の場を活用し、住民が相互に交流できるような場の提供を目指します。特に、新しく引っ越してきて地域に慣れていない人や外国人の人などに対するケア及び高齢者・独居の方などの交流の場所の提供に注力します。



ふれあいぜんざい会

③ ボランティア活動の活性化を図ります

有償無償に関わらず、幅広い年齢やジャンルのボランティアを募集します。特に自治会を含めた様々な団体に協力しているボランティア相互の横連携を行い、お互いに支えあえるような体制構築を目指します。

④ 移動や買い物が困難な方へのサポートを強化します

すでに運用している「グリンタクシー」（住民主体による高齢者等移動支援事業）を有効に利用して、地域内の移動や一部地域外への移動なども含めて、移動が困難な人をできるだけ支援します。また、移動販売などの仕組みを利用した買い物支援活動などの誘致も積極的に推進します。

15 八木山地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・少子高齢化、人口減少が著しい。
- ・車であれば2、3分で行ける所に商店・医療機関がある。
- ・坂が多いため通院、買い物に困難を抱えている人は不便を感じている。
- ・高齢化に伴い、身体の不調を感じていたり、家族の介護が負担となっている人が多い。

総人口	4,656 人
75歳以上	1,238 人 (26.6%)
65~74歳	880 人 (18.9%)
15~64歳	2,163 人 (46.4%)
0~14歳	375 人 (8.1%)
世帯数	2,049 世帯
自治会数	15 自治会
ボランタリーハウス数	5 か所
近隣ケアグループ数	9 グループ
生活支援活動実施自治会数	15 自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 地域の人々の困りごとに対応する「ささえあい活動」のほか、自主的グループが多く活動。
- 豊かな自然環境の中で生活ができている。
- 食品スーパーや医療機関が沢山ある。
- 介護認定者が少ない。元気な高齢者が多い。
- 多彩な技術を持った人が数多く、その力を発揮している。



ささえあい活動（草取り）

地域の課題

- 自治会脱退者が増えている。近隣ケアグループが数少なくなっている。
- PTA、子ども会の未加入者が多い。子どものスポーツクラブも数が減っている。
- 地区社協をはじめ、地域の活動団体の後継者が不足している。
- 高齢に伴い、自身の体の不調、介護の苦しさを抱えている人が多い。

地域のめざす姿

「つながる・ささえあう」まちをめざします。

今後の取組

① ささえあい活動の推進に努めます

力を合わせて、人々の困りごとの解決に応じります。

目的は“つながりづくり”そして災害対策と捉えて活動します。



ささえあい活動（雨戸の開け閉めをして
もらったお禮で、短歌を教える）

② 自治会役員の社協への理解を促します

自治会役員に社協を理解してもらうために、理事会だよりを発行したり、組長会・班長会に出席して活動を説明したりします。

③ 活動者を増やしていきます

活動内容を幅広くし、多くのメンバーで活動を担うようにしていきます。

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）*に挑む

クラウドの活用・資料のデジタル化（八木山地区社協ライブラリー・アーカイブス）等、情報の共有化、事務の省力化、課題の掘り起こしをします。

⑤ 活動者の健康維持を大事にします

事業が無理なく継続できるように、活動と休息とのバランスを大事にします。

活動の中で効率よく仕事をすすめていきます。

16 蘇原北部地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・自然が豊か。
- ・高台に位置している地区なので水害の心配が少ない。
- ・ボランタリーハウス活動が活発(特に健康体操)。
- ・高齢者の増加が著しい。
- ・町内会の集まりが良い。
- ・病院が多い。
- ・市内で一番人口規模が大きな地区。
- ・新しい住民と昔からの住民との間で温度差がある。
- ・世代間ギャップが目立つ。
- ・まちがきれい。
- ・親切な方が多い。

総人口	18,823 人
75 歳以上	2,747 人 (14.6%)
65~74 歳	2,076 人 (11.0%)
15~64 歳	11,626 人 (61.8%)
0~14 歳	2,374 人 (12.6%)
世帯数	7,825 世帯
自治会数	32 自治会
ボランタリーハウス数	12 か所
近隣ケアグループ数	24 グループ
生活支援活動実施自治会数	0 自治会

令和6年4月1日時点

地域のよいところ

- 安心、安全、環境が良い。
- 自治会加入世帯が多い。
- 水害の心配が少ない。
- 歴史のある地区が多い。



子育て支援事業

地域の課題

- 高齢化により買い物困難者が増えている。
- 若い世代と古い世代の交わり方が難しい。
- 集団行動が昔に比べて減った（コロナで特にその動きが加速した）。
- 公共交通機関が少なく、移動困難者が多い。
- 他所へ働きに出ており地域を知らないため、定年後地域に溶け込めない。

地域のめざす姿

安心して心豊かに
暮らし続けることができるまちをめざします。

今後の取組

① 後継者の育成に努めます

今後の地域を担う人材を育成していくかないと、自治会そのものが成り立たなくなるため、若い世代が自治会を引っ張れるような仕組みづくりを進めます。そのために、自治会への参加や負担を軽減できるように改革していきます。

② ご近所とのつながりを大事にしています

お隣へのあいさつなど気軽に地域を見守る活動を推進していきます。

③ 環境美化活動を積極的に行います

自分の住む地域を綺麗なところにしていきたい気持ちは、世代共通です。美化活動をしながら地域や世代のつながりができる取組を検討します。

④ 地域内の不用品有効活用をすすめます

不用品を集め、その場でほしい人に無償で渡すことで、新しい交流の場づくりができます。特に世代間交流を進めるひとつのツールとして活用できないか検討します。



地域コミュニティ会議

17 蘇原南部地区社会福祉協議会 地域福祉推進計画

地区の状況

- ・市のほぼ中央に位置し、JR 蘇原駅、名鉄六軒駅があり、国道 21 号線が通るなどとても利便性が良い。
- ・住民構成は稻葉郡時代からの居住者に加え、利便性の良さから各務原市制になった頃に移住してきた方、近年移住してきた方など、幅広く多岐にわたる。
- ・古くからある伝統文化や慣習を守りつつも、新しい世代に即した文化や慣習の創造が必要な地域である。

総人口	10,506 人
75 歳以上	1,685 人 (16.0%)
65~74 歳	1,183 人 (11.3%)
15~64 歳	6,520 人 (62.1%)
0~14 歳	1,118 人 (10.6%)
世帯数	5,083 世帯
自治会数	36 自治会
ボランタリーハウス数	15 か所
近隣ケアグループ数	23 グループ
生活支援活動実施自治会数	0 自治会

令和 6 年 4 月 1 日時点

地域のよいところ

- あいさつや近所付き合いなどコミュニケーションのとれた良い地域。
- 自治会加入率が高く、地域活動が盛んで参加者も多い地域。
- ボランタリーハウスをはじめ、ボランタリー活動も盛んな地域。
- 買い物が便利で、生活環境がしっかりとしていて長く住み続けられる地域。
- 体操やウォーキングに取り組める健康に配慮された地域。



地域の課題

- 高齢化が進み、移住者の子ども達の巣立ちによる少子化の減少が加速している。
- コロナ以降特に地域住民同士の交流が希薄化し、困りごとの情報がわからない。
- 高齢世代と若い世代との地域行事に関する思いのギャップが出ている。
- 地域団体の役員や個人の方の担い手が、見つけにくい状況である。
- 公共用地の管理やゴミを荒らす鳥獣被害による環境問題に直面している。

地域のめざす姿

自治会と連携してささえあえるまちをめざします。

今後の取組

① ふれあい事業を通じて、子ども達にふるさと意識を高めてもらいます

どこで暮らすのも自由に選択できる時代において、子どもの心の中に一つでもこのまちに住み続けたいと思う体験の場を提供していくことが、少子化の歯止めにつながります。そのきっかけとして、ふれあい事業を実施します。

② 住民同士の会話の機会を創出して、困りごとに対処できる地域をめざします

『本当に困った』の前に、『ちょっと困った』を解決できる地域を目指すことが重要だと考えます。そのためには近所の間で会話の機会を創出して、気心わかりあえる環境づくりに取り組みます。

③ ふれあい事業を通じて、高齢世代と若い世代の信頼関係を高めます

日常のライフスタイルや育った環境の違いなどを理解しながら、お互いを尊重しあう関係をつくり出すことが、持続性ある地域につながります。三世代交流の場となる井戸端農園を継続していきます。

④ 地域の財産は、『そこに暮らす人です』を生かす自己紹介カードを

担い手不足と言えども、地域に住人がいる限りできる人は必ずいます。担い手が不足となるのは、担い手を発見できないか、役割の重要性を感じていないからだと捉え、自己紹介カードを活用し、人財の発掘とコーディネートを進めます。どのような人が暮らしているかを知ることからはじめています。



⑤ 地域の住環境を整え、自主管理のルール化で住みよいまちづくりをすすめます

各町内において住環境などを話し合う場を設け、自分ですること、皆ですること別に分け、町内の自主管理ルールブックなどの作成を検討します。

第6章

計画の推進に向けて

1 継続的な計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、事業者、市社協、市などによる継続的な取組が重要であり、地域福祉施策の進行及び計画を推進する体制を整えます。

(1) 計画の周知

本計画の内容を広く市民に周知するとともに、庁内や関係機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における支援サービス基盤の整備を進めます。

(2) 個別の施策や事業の評価

個別の施策や事業について担当部署で進捗管理と分析及び評価を行い改善していくとともに、地域福祉推進市民会議による進捗状況の評価を行うことで施策を推進していきます。

(3) 市民アンケートによる成果指標の確認

成果指標の達成状況を図るため、市民アンケートを実施し、市民意識・実態等の把握を行います。

(4) 地域福祉推進市民会議による進行管理

本計画の策定にあたっては、策定委員会によって、地域が抱える生活課題の抽出を行い、その解決のための取組について検討してきました。今後は、地域福祉推進市民会議を設置し、計画の進捗状況を確認していくこととします。

(5) 地域コミュニティ会議による進行管理

17 地区社協ごとに地域コミュニティ会議を開催し、計画の周知や地域における活動の状況を確認するとともに、地域に根差した活動を支援していきます。

2 多様な主体との連携

計画の推進にあたっては、市民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、市社協、市などが、各自の役割と責任を果たしながら、連携・協力することにより、取り組んでいきます。

(1) 市民の役割

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、市民一人ひとりが主体的に考え方行動し、つながりをつくり、見守り、支えあいを実践することが必要です。

(2) 地域の役割

地域における見守り、支えあい活動を進めていくとともに、地域の課題を解決するため、住民、地域の団体、行政との連携強化を進め地域福祉活動の活性化につなげます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

地域での様々な相談に応じ、身近な相談役になるとともに、必要な支援につなげるなど、行政や関係機関へのつなぎ役として重要な役割を果たします。

(4) ボランティア・NPOなどの役割

行政、関係機関と連携することで地域の多様なニーズに対応する福祉サービスの提供を行います。

(5) 福祉関係事業者の役割

誰もが住み慣れた地域で自立した暮らしを送れるよう、より有効な福祉サービスの提供を進め、事業やサービスの充実を図ります。

(6) 各務原市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う中心的な団体であり、地域の見守り、支えあい活動を通した地域課題の抽出、課題解決に向けて市民とともに地域、関係機関・団体などとの連携を図り、地域福祉推進の体制を整備します。

また、地区社協においては、住民自らが考える機会、話し合う場を設け、明らかとなった地域の生活課題の解決に向け、各種団体などで構成されるネットワークの強みを生かし、住民主体の福祉活動を計画し取り組みます。

(7) 市の役割

少子高齢化の進行、核家族世帯、単身世帯の増加といった社会的問題に対応するとともに、多様化・複雑化する地域の課題解決のため、市民主体の地域福祉活動を目指す市社協との連携の強化や相談窓口の充実と連携を図り、本市の地域福祉施策を推進します。

資料編

1 策定の経過

■ 策定計画

年月日	実施事項
令和5年9月11日	第1回 策定委員会 ・策定委員会の運営について ・第5期計画の策定概要及びスケジュールについて ・第4期計画の取組状況について ・アンケート調査項目（案）について
令和5年10月12日～10月27日	市民アンケート調査の実施（市民2,000人を対象に実施）
令和5年10月中旬～11月中旬	民生委員・児童委員アンケート調査の実施（民生委員・児童委員216人を対象に実施） 団体アンケート調査の実施（36団体を対象に実施）
令和5年10月27日～11月15日	団体ヒアリング調査の実施（高齢者、障がい、子ども・子育て、生活困窮、ひきこもり等に関して市内で活動する6団体を対象に実施）
令和5年12月22日	第2回 策定委員会 ・各種調査・会議等の実施結果報告及び成果指標の経年比較について ・報告結果からみる本市の福祉の現状及び課題について ・第5期計画の基本理念（案）、基本目標（案）について
令和6年2月29日	第3回 策定委員会 ・基本施策（案）及び施策の方向性（案）について ・施策の展開及び地区社会福祉協議会活動計画の掲載イメージについて ・第5期計画骨子（案）について
令和6年7月16日	第4回 策定委員会 ・成果指標の設定について（案） ・第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（中間案）について
令和6年8月26日	第5回 策定委員会 ・第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
令和6年10月1日～10月31日	パブリックコメントの実施
令和6年12月2日	第6回 策定委員会 ・パブリックコメント結果の報告について ・第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ・答申書（案）について

2 策定委員会概要

(1) 各務原市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市の執行機関等（執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

（会長等及び副会長等）

第6条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等（副会長等を置かない附属機関にあっては、会長等があらかじめ指名する者）は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができる方

きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) を送信し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(部会等)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

附 則

1～8 略

附 則(令和4年条例第8号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第26号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第28号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条—第5条関係）

執行機関等	附屬機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	各務原市 地域福祉 計画策定 委員会	社会福祉法(昭和26年法律 第45号)第107条第1項 に規定する市町村地域福祉 計画の策定及び変更につい て必要な事項を調査審議す ること。	18人	(1) 学識経験を有する者 (2)社会福祉に関する事業等に從 事する者 (3)医療関係団体、地域団体その 他の団体の役員等 (4)学校教育関係者 (5)関係行政機関の職員	委嘱又は任 命の日から 調査審議が 終了するま で

別表第2（第2条—第5条関係） 略

(2) 第5期各務原市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(令和5年9月4日決裁)

(設置)

第1条 各務原市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、各務原市（以下、「市」という。）と共に令和7年度から令和11年度までの各務原市地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）を策定するため、第5期各務原市地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の案の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから各務原市社会福祉協議会会长（以下、「会長」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関する事業等に従事する者
- (3) 医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等
- (4) 学校教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、各務原市社会福祉協議会地域福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 策定委員名簿

■策定委員名簿

(順不同・敬称略 ◎…委員長、○…副委員長)

NO.	区分	氏 名	所属団体等	備考
1	学識経験者	◎柴崎 建	東海学院大学健康福祉部 教授	令和5年度 令和6年度
2	障がい	○清水 恵子	各務原市社会福祉事業団 常務理事	令和5年度 令和6年度
3	地域福祉	苅谷 直文	各務原市社会福祉協議会 常務理事	令和5年度 令和6年度
4	高齢者	矢野 泰嗣	地域包括支援センター 代表 (リバーサイド川島園)	令和5年度 令和6年度
5	介護	稻垣 光晴	介護保険サービス事業者協議会 会長	令和5年度 令和6年度
6	こども	三宅 晃教	各務原市公私立園長会私立会 会長 (かわしま育ちの庭 園長)	令和5年度
		小川 伸	各務原市公私立園長会私立会 会長 (那加保育園 園長)	令和6年度
7	医療・保健	細江 伸央	各務原市医師会 理事	令和5年度 令和6年度
8	まちづくり	小島 伸夫	各務原市自治会連合会 会長 (稻羽西自治会連合会)	令和5年度
		土田 周策	各務原市自治会連合会 会長 (蘇原自治会連合会)	令和6年度
9	地域福祉	可兒 正則	各務原市民生委員児童委員協議会 会長	令和5年度 令和6年度
10	障がい	杉山 正明	各務原市障害者団体連合会 会長	令和5年度 令和6年度
11	高齢者	中野 正勝	各務原市シニアクラブ連合会 会長	令和5年度 令和6年度
12	児童・生活困窮	安井 徳子	各務原市母子及び父子並びに寡婦福祉会 会長	令和5年度 令和6年度
13	再犯防止	飯沼 洋成	各務原保護区保護司会 会長	令和5年度 令和6年度
14	こども	石原 和代	各務原市立小中学校長会 会長	令和5年度
		山田 弘	各務原市立小中学校長会 会長	令和6年度
15	防犯	鈴木 健二	岐阜県各務原警察署 生活安全課長	令和5年度
		高橋 功騎	岐阜県各務原警察署 生活安全課長	令和6年度
16	保健・自殺対策	丹羽 員代	岐阜県岐阜保健所 健康増進課長	令和5年度
		五十川 綾子	岐阜県岐阜保健所 健康増進課長	令和6年度
17	防災	相澤 毅	各務原市市長公室参与（兼防災対策課長）	令和5年度
		山田 雅義	各務原市市長公室参与（兼防災対策課長）	令和6年度
18	福祉行政	加藤 雅人	各務原市健康福祉部長	令和5年度 令和6年度

3 用語解説

あ行

ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

アウトリーチ

生活上の課題を抱えていながらも、必要な支援につながっていない人々に対し、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつながるよう積極的に働きかけること。

アクセシビリティ

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」を意味する。一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われている。

生きることの阻害要因／促進要因

失業や過重労働、虐待、いじめ等、自殺のリスク要因となるものを「生きることの阻害要因」、家族や友人との信頼関係や経済的な安定、自己肯定感など、自殺に対する保護要因となるものを「生きることの促進要因」と呼び、阻害要因が促進要因を上回ると自殺リスクが高くなるとされている。

一般世帯

国勢調査に基づく世帯区分で、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などを除いた世帯のこと。

医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養（チューブによる栄養剤の注入）等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

インクルーシブ

国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が共生していること。

AED

「Automated External Defibrillator」の頭文字をとったもの。自動体外式除細動器。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与えて正常な働きに戻す医療機器のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略。インターネットを通して人と人とのつながりを促進する登録制のサービスのこと。

NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。

エリア担当職員

地域と行政とのパイプ役として、地域課題の解決に向けた助言や情報提供などを行う職員のこと。那加、稻羽・川島、鶴沼、蘇原の4地区に配置。

親子サロン

特に幼稚園・保育所などへ就園前の子育て親子と、子育て経験者などの市民が、地域の場所で時間を共有することにより、育児の負担感の軽減や地域のつながりづくりを促進する活動のこと。

か行

外国人市民

外国籍の市民や、日本国籍であっても外国につながりのある人（国際結婚により生まれた人、日本国籍を取得した人等）のこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業のこと。

核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯のこと。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに関する総合相談や、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や連携を行う機関のこと。

近隣ケアグループ

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯など、様々な不安や不自由を持ちながら生活している人が、地域の中で安心して暮らしていくよう、誰でも無理なくできる「見守り・声かけ活動」などを行うボランティアグループのこと。

ケアマネジメント

介護保険制度において、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なサービスを提供すること。ケアマネジメントの従事者をケアマネジャー（介護支援専門員）と呼ぶ。

ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

健康寿命

介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間。

合理的配慮

障がいのある人や子どもが教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮。

子ども館

遊びを通して子育て親子をサポートするほか、親子のつどいの場や子育てに関する情報の提供、育児相談等を実施する施設のこと。市内に5か所設置。

子ども食堂

地域の子どもを対象に無償または低額な料金での食事提供を通した居場所づくりや地域住民の交流の場となる活動のこと。

子ども110番の家制度

子どもが、「声かけ」などで不安を感じた時に保護し、警察などに連絡を入れる制度のこと。「子ども110番」のプレートを玄関や店先に設置して、子どもに安心感を与えるとともに、犯罪や被害の抑制に取り組む。

個別避難計画

避難行動要支援者の一人ひとりの状況に合わせて、支援者や避難先、避難に必要となること・ものなどが記載された避難支援のための計画のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせ、新たな仕組みづくりに向けた調整やコーディネートを担う専門職のこと。

さ行

災害ボランティアセンター

災害発生時に設置される、被災地のボランティア活動を円滑に行うための拠点のこと。被災地域の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、個人ボランティアや団体の受け入れやマッチングの調整を行う。

在宅医療・介護連携推進事業

自宅での療養を希望する患者に対して、医療関係者が訪問診療や往診などを行う在宅医療と介護の両方の支援を必要とする人が、地域での暮らしを安心して続けることができるよう、地域の医療・介護関係者等の連携体制の構築を推進する事業のこと。

市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化を抑制する区域のこと。市街化調整区域内では原則、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、市街化を促進する都市施設の整備も行われない。また、原則として用途地域を定めないこととされている。

自主防災組織

「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織のこと。

シニアクラブ

60歳以上の高齢者で組織された、文化活動やスポーツ活動、社会奉仕活動などを通して、会員の親睦と、教養・健康・社会参加を高めるためのクラブ組織のこと。

市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。

重層的支援体制整備事業

地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備すること。

就労継続支援A型事業・B型事業

企業等に就労することが困難である人に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉サービスのこと。

A型事業は雇用契約に基づく就労が可能な人を対象とし、B型事業は雇用契約に基づく就労が困難な人を対象としている。

就労支援コーディネーター

ハローワークでの就労相談の前に、身近な市での相談に応じ、就労への手続き、事業所との連絡のとり方、通勤の方法、職場での悩みなど、障がいのある人に寄り添い、継続しながら、支援調整の役割を担うことを目的としている支援員のこと。

シルバー人材センター

臨時的かつ短期的な就労の機会の提供や就労に必要な知識・技術の講習などをを行うことを目的として、「生きがい就労」の理念により、市町村区域ごとに設立された公益社団法人のこと。

相談支援事業所

障がいのある人や保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や地域生活に必要な支援を行う事業所のこと。障がい福祉サービス利用者に対して、障がい福祉サービス等利用計画を作成する。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その構築に向けたコーディネートを行う人のこと。

青少年育成市民会議

「家族や地域の絆を深め、地域の子は地域で守り育てる」という視点から、青少年が地域の人々とふれあい、安心して生活できる地域づくりを推進するための組織のこと。本市では昭和43年に設立され、各小学校区に組織されている。

生活相談センター「さぼーと」

生活の悩みや困りごとについて、生活を立て直したり、困りごとの解決を手伝ったりする生活困窮者等の相談窓口のこと。

成年後見支援センター

成年後見制度の利用促進と、円滑な制度運営ができる体制づくりのため、制度利用に関して包括的に支援を行い、地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担う支援機関のこと。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度のこと。

た行

体育振興会

各自治会から選出された「体育委員」を構成員とする、小学校区単位の組織のこと。

ダブルケア

一人の人や一つの世帯が同時期に介護と育児など、複数の支援の負担や責任を負っている状態のこと。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議のこと。

地域包括ケア

団塊の世代（昭和22年～24年に生まれた世代）が75歳以上となる2025年を目指すに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、利用者のニーズに応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。

地域包括支援センター

地域における予防や介護サービスの総合的なケアマネジメント、相談、生活支援を行う地域の中核機関のこと。

チョイソコ（チョイソコかかみがはら・チョイソコかわしま）

※チョイソコは株式会社アイシンの登録商標です
2年間の実証後、令和4年に本格運行を開始した予約制の乗合交通のこと。「チョイソコかかみがはら」は、鶴沼南と須衛・各務・八木山エリアで運行。「チョイソコかわしま」は、川島と稻羽の一部エリアで運行。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という概念のこと。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

「Domestic Violence」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な行

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。

認知症カフェ

認知症に関する情報交換や互いの理解を深めることを目的とし、認知症のある人や家族、また認知症に関心のある人や医療・福祉の専門職など誰でも気軽に参加できる集いのこと。

認知症センター・キッズセンター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援のこと。

は行

パークレンジャー

市内の道路、河川や公園、広場などの緑化又は清掃、公共施設利用者のマナー指導などの活動のいすれか（複数可）をボランティアで行う市民団体のこと。

8050問題

親が80代で、子どもが独立できないまま50代となり、高齢の親が子どもの生活を支える状態にある社会問題のこと。

パブリックコメント

国及び地方自治体が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度のこと。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する人のこと。

ファミリー・サポート・センター

育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できるサポート会員による有償の相互援助活動のこと。

福祉避難所

主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所のこと。

災害に伴い応急的に保護する者のうち、高齢者、障がいのある人、妊娠婦、乳幼児など一般的な避難所では生活に支障を来すため、避難所において何らかの特別な配慮ができるように設置する施設。

ふれあいバス

平成12年から市が運行しているコミュニティバスのこと。

フレイル

「frailty」が語源で「虚弱」という意味。加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、日常生活動作に障がいが現れてきた状態のこと。

ふれコミ隊

「ふれコミ」は「ふれあいコミュニティ」の略。主に中学生が清掃活動や地域のイベントの運営などを通して、仲間や地域の人たちと一緒に活動し、人と人とのふれあいを深めていくことを目的に、平成元年に発足。

防災推進員

地域の防災リーダーとして、災害への備えや防災訓練のほか、災害時には避難誘導や避難所開設など、地域の防災活動を行うことができる人材を育成するため、市が実施している各務原市防災ひとつづくり講座を修了した人のこと。

防災リーダー

防災に対する正しい知識や技術を取得し、地域の防災活動に主体的・継続的に取り組むことが期待される人材のこと。

母子健康包括支援センター

妊娠期から子ども、子育て家庭に関する相談窓口。令和6年4月から「こども家庭センター」に切り替わっている。

ボランタリーハウス

高齢者や体の不自由な人、子育て中のひとなどの閉じこもりを防ぎ、楽しく交流することを目的とした、地域の人たちによる活動拠点のこと。

ま行

見まもり隊

「できるときに、できることを、たのしみながら」を合言葉に、地域の方が小中学生の登下校時に子どもを見守る活動のこと。黄色いジャンパーが目印。子どもとのあいさつや声かけを通して、豊かな人間関係を築きながら、安全安心な地域づくりに寄与している。各務原市青少年育成市民会議の活動の一つ。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。

や行

ヤングケアラー

家族にケアをする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

ら行

療育

障がいのある子どもの発達を促し、社会的に自立した生活を送れるようにするための医療と保育のこと。

療育手帳

岐阜県療育手帳に関する規則に基づき交付される手帳のこと。知的障がいの程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

わ行

わがまち茶話会

多様な地域主体間の情報共有及び連携促進を目的として、地域住民であれば誰でも参加でき、楽しくお話ししながら地域の様々な情報について意見交換できる場のこと。

4 行政等の主な相談窓口一覧

地域で支援を必要としている人に、それぞれのライフステージに応じて必要な情報やサービスを提供するための相談窓口を紹介します。（市・市社協が設置・運営もしくは委託している相談窓口に限ります。）

（1）子どもや子育てについての相談窓口

■主な相談窓口（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
家庭児童相談・ひとり親家庭	こども家庭センター「クローバー」 (市役所本庁1階)	058-383-7203
妊娠・出産・子育て		058-383-7204
乳幼児の発達・栄養・食事・身体や歯の健康・育児全般・予防接種		058-383-1116
保育所などの入所に関すること	こども政策課 (市役所本庁1階)	058-383-1154
保育所等園児の発達		058-201-2382
育児全般	さくら子ども館 (総合福祉会館2階)	058-383-7613
	あさひ子ども館 (鶴沼朝日町3-163-2)	058-370-0500
	うぬま子ども館 (鶴沼市民サービスセンター併設)	058-379-1177
	そはら子ども館 (蘇原コミュニティセンター2階)	058-383-5285
	かわしま子ども館 (川島健康福祉センター1階)	0586-89-2634
発達・健康に関する相談	相談支援事務所 (須衛稻田7)	058-370-7520
親子・友人関係や心の悩みなど	少年センター「ほっとステーション」 (産業文化センター7階 青少年教育課)	058-389-3700
小中学生及びその家族を対象とした学校や家庭での悩み	教育センター「すてっぷ」 (中央図書館4階 教育センター)	058-383-7290
障がいのある幼児・児童・生徒及び卒業生等の発達・進路に関する相談	地域支援センター (市立かかみがはら支援学校内)	058-372-7321

(2) 障がいに関する相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
身体・知的障がい・障がい児	福祉の里 (須衛稻田 7)	058-370-7520
精神障がい	相談支援事業所 ふらっと (蘇原興亞町 4-4-1)	058-389-5141
全ての障がい児者	市社協生活相談センター「さぽーと」 (総合福祉会館2階)	058-383-7623
全ての障がい児者	障害児(者)相談支援センター 飛鳥美谷苑 (那加西市場町 7-285-1)	058-383-3102
全ての障がい児者	相談支援センター はなぞの (蘇原花園町 3-22)	058-383-8008
精神障がい	相談室あめあがり (那加住吉町 2-51 AD アパート 203号)	090-4259-7350
身体・知的・精神障がい	相談支援センター belief (ビリーフ) (那加前洞新町 3-74)	058-382-0045
全ての障がい児者	相談支援 ゆかり (鵜沼宝積寺 5-2)	080-9739-6333
全ての障がい児者	相談支援センターMagical (テクノプラザ 1-1 テクノプラザ 109号室)	058-260-6425
全ての障がい児者	相談支援事業所 パッソ各務原 (那加西那加町 15)	080-9723-9390
全ての障がい児者	相談支援事業所ここさ (鵜沼朝日町 5-7-1)	058-338-0753
身体・知的・精神障がい	相談支援センター なないろ (鵜沼各務原町 9-206)	080-4407-9676
知的・精神・障がい児	相談支援 ひいらぎ (那加新加納町 2072-3 コンフォートヒル 201)	090-7531-8608
全ての障がい児者	ラルジュ各務原 (那加桐野町 1-142 マンションピクトリー)	058-257-5054
全ての障がい児者	相談支援事業所 プラスケア (大野町 4-12-2)	058-215-6699
知的・精神障がい	支援センター ふなぶせ (岐阜市日野東 4-10-18)	(公益社団法人岐阜病院隣接) 058-213-8811

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
福祉サービス全般、日常生活、虐待、就労など (障がいのある人の総合相談)	各務原市基幹相談支援センター「すまいる」 (市役所本庁 1階)	058-389-7111
就労	障がい者就労支援コーディネーターによる相談 (市役所本庁 1階 社会福祉課)	058-383-1252
障がい者差別・配慮	社会福祉課 (市役所本庁 1階)	058-383-1126

(3) 経済的な問題や権利擁護に関する相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
生活保護に関する相談	生活支援課 (市役所本庁2階)	058-383-1125
生活の悩みや経済的な困りごとに 関する相談	生活相談センター「さぼーと」 (総合福祉会館2階)	058-383-7610
成年後見制度に関すること	成年後見支援センター (総合福祉会館2階)	058-322-5118

(4) 介護や高齢者の生活についての相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
高齢者の生活支援全般	高齢介護課 (市役所本庁2階)	058-383-1779
介護保険給付、介護認定		058-383-1778

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
高齢者に関する総合相談 (地域包括支援センター)	飛鳥美谷苑 那加第一小、尾崎小、蘇原第一小 (那加西市場町7-285-1)	058-371-3081
・権利擁護（虐待防止や早期発見、 成年後見制度の相談など）	各務原市社会福祉協議会 那加第二小、那加第三小、蘇原第二小 (総合福祉会館2階)	058-383-7624
・介護予防マネジメント	つづじ苑 稻羽西小、稻羽東小 (大佐野町2-58)	058-371-2226
・ケアマネジャーへの支援、ネットワークづくり	リバーサイド川島園 川島小 (川島河田町1348)	0586-89-2979
・認知症に関する支援	ジョイフル各務原 鵜沼第一小、鵜沼第三小、緑苑小 (鵜沼小伊木町3-170-1)	058-379-2521
など	カーサ・レスペート 各務小、八木山小、中央小1※ (各務おがせ町9-282)	058-381-3800
	フェニックス・かかみ野 陵南小、鵜沼第二小、中央小2※ (鵜沼各務原町6-50)	058-384-8844

※中央小1：船山町西、坂井、東島、各務西組第1自治会

※中央小2：川崎北、川崎南、三ツ池西第1、三ツ池西第2、三ツ池西第3、三ツ池西第4、三柿野東、
東栄町南、東栄町、中央町、山の前（1丁目のみ）

(5) メンタルヘルスの相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
こころの不調	健康づくり推進課 (総合福祉会館1階)	058-383-1115

(6) ボランティアについての相談窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
ボランティア、NPOや活動機会の紹介に関する相談	まちづくり推進課 (市役所本庁低層棟2階)	058-383-1997
福祉分野のボランティアや活動機会の紹介に関する相談	ボランティアセンター (各務原市社会福祉協議会内)	058-383-7610

(7) 各種団体活動の窓口

■主な相談窓口一覧（令和7年4月現在）

対象	名称（場所）	問い合わせ先
自治会に関する相談	まちづくり推進課 (市役所本庁低層棟2階)	058-383-1662
シニアクラブに関する相談	高齢介護課 (市役所本庁2階)	058-383-1779
子ども会、PTA、青少年育成市民会議に関する相談 (通学路見まもり隊、ふれコミ隊)	青少年教育課 (産業文化センター7階)	058-383-1484
民生委員・児童委員に関する相談	生活支援課 (市役所本庁2階)	058-383-1125
地区社協、近隣ケアグループ、ボランタリーハウスに関する相談	市社会福祉協議会 (総合福祉会館2階)	058-383-7610
消防団に関する相談	消防本部消防総務課 (消防庁舎2階)	058-382-3136

第5期各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画
かかみがはらハートフルプラン・いきいきプランかかみがはら
令和7年3月

発行：各務原市、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

編集：各務原市健康福祉部 福祉政策課 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地